

第百八十回国 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第十号

平成二十四年七月三十日(月曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

七月二十七日

辞任

植松恵美子君

中川 雅治君

西田 実仁君

七月三十日

辞任

川崎 稔君

西村まさみ君

白 眞勲君

長谷川 岳君

桜内 文城君

山下 芳生君

吉田 忠智君

補欠選任

蓮 舫君

古川 俊治君

石川 博崇君

補欠選任

林 久美子君

田城 郁君

大島九州男君

水落 敏栄君

寺田 典城君

紙 智子君

福島みずほ君

出席者は左のとおり。

委員長 高橋 千秋君

理事 大久保 勉君

櫻井 充君

吉川 沙織君

石井 準一君

衛藤 晟一君

中村 博彦君

荒木 清寛君

中村 哲治君

委員 相原久美子君

梅村 聡君

大久保潔重君

大島九州男君

岡崎トミ子君

金子 洋一君

川上 義博君

鈴木 寛君

田城 郁君

林 久美子君

蓮 舫君

磯崎 陽輔君

上野 通子君

高階恵美子君

塚田 一郎君

中西 祐介君

古川 俊治君

水落 敏栄君

宮沢 洋一君

山崎 力君

山谷えり子君

若林 健太君

石川 博崇君

竹谷とし子君

姫井由美子君

桜内 文城君

寺田 典城君

中西 健治君

紙 智子君

福島みずほ君

亀井亜紀子君

委員以外の議員

平山 誠君

衆議院議員

長妻 昭君

柚木 道義君

白石 洋一君

鴨下 一郎君

加藤 勝信君

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

西 博義君

和 隆志君

泉 健太君

江 貴子君

田 憲久君

池 保子君

池 保子君

白石 洋一君

長妻 昭君

柚木 道義君

加藤 勝信君

鴨下 一郎君

西 博義君

泉 健太君

江 貴子君

和 隆志君

田 憲久君

馳 浩君

岸 周平君

古本伸一郎君

竹下 亘君

野 毅君

岡田 克也君

川 達夫君

安住 淳君

平野 博文君

小宮山洋子君

平野 達男君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

国務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

副大臣

財務副大臣

財務副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

財務省主税局長

国税庁次長

河内 隆君

古谷 一之君

岡本 榮一君

松田 茂敬君

大嶋 健一君

塩見 政幸君

五十嵐吉郎君

藤田 幸久君

中根 康浩君

五十嵐文彦君

古川 元久君

中川 正春君

本日

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

社会保障制度改革推進法案(衆議院提出)

子ども・子育て支援法案(内閣提出、衆議院送付)

付)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員長(高橋千秋君) たいまから社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日まで、中川雅治君、西田実仁君、植松恵美子君、長谷川岳君、川崎稔君、白眞勲君、山下芳生君及び吉田忠智君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君、石川博崇君、蓮舫君、水落敏栄君、林久美子君、大島九州男君、紙智子君及び福島みずほ君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定

財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、以上八案を一括して議題とし、質疑を行います。

○岡崎トミ子君 おはようございます。閣僚の皆様も御苦勞さまでございます。提案者

まず最初に、被災地への配慮ということについてお話を伺いたいと思いますが、現在、私は民主党の仮設住宅、民間賃貸住宅の生活支援の対策チームの座長をいたしております。ほとんど被災地といえますと仮設住宅でお話を伺いすることが多いわけですが、安住大臣とも御一緒に仮設住宅でお話を伺ったことがございました。

被災地では、消費税率の引上げが復興の妨げになるのではないかと心配の声が根深くございます。仮設暮らしで税金を上げられるのはかなわないという年配の方の声も大分訴えを何度も聞いております。この委員会でも何度も取り上げられてきましたが、いま一度、被災地への配慮を忘れないことを確認をしたいと思っております。

また、消費税率引上げは二年後になっておりますが、この時期までに復興を加速させること、これが非常に重要だと思っております。安住大臣としての役割は大きいと思っておりますので、この御認識と御決意をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) おはようございます。私もできるだけ被災地にお邪魔しようというところで、先週の末も宮城、岩手とお邪魔をいたしました。何か所か仮設住宅を歩いてまいりました。

岡崎先生にも随分いろいろなところを歩いていただいて、生の声を聞かせていただきました。ありがとうございます。特に、追いき機能の強化等については、先生から御指摘をいただきました。予算措置をいたしました。お話を聞くと、それぞれ自治体で既に入居者の皆さんに事情を聞かせていただいで、宮城の場合、大体内居者の六割ぐら

いが追いき機能が必要だということで、早速工事に入るということでございますので、県の方の対応にも感謝を申し上げます。

さて、御指摘のありましたやっぱり住宅でございます。私も今回、昨日も南三陸町、石巻市でお話を聞いたときに、ちょうど家を建てる時に消費税の上がる時に重なるので大変なんですという話を聞いて、私は、まず申し上げたのは、土地取引とかそういうことは元々消費税が掛かっていません。ですから、そういうことは誤解もある

ので、そういうことをまず説明した上で、ただし、新しい住宅をお建てになったり復興住宅をお買いになるというときには、どうしても消費税が掛かってしまいます。これは、建物やなんかは消費税が掛かってしまします。ただ、政府としては、被災者の方が恒久的な住まいを確保するということはあの災害に遭ってございまして、そうした点を考えたときには、やはり被災者の方々の負担の緩和というものを、より具体的に制度設計をして、八%の段階から特設の配慮というものを必ずさせていただきたいと思っております。

なお、福島県の場合は、これも中長期的な視野を持ってやっぱり復興に取り組んでいかないといけないと思っております。岡崎さんにとってはふるさとのお話でもありますが、この福島県での風評被害も含めた被災地の要望をできるだけ吸い上げて、私ども財務省としては、税制面でも、住宅に限らず特設の配慮というものをしていきたいと思

います。一年たつて、しばらくぶりに伺ったところもあるんですけども、やはり一年たつて少し笑顔が皆さん出てきたなど、お買物なんか、八百屋さんや何か直接仮設に来てくれて、不便は去年よりはなくなってきたと。

ただ、やはり本格的な復興というのはこれからだと思っております。ですから、そういう意味では、予算上の措置も急いで、私も、三陸道を含めてやはり早急にやることで、特に宮城県でいえば北部地域それから岩手県沿岸地域の被災地につい

ては、ハード面の整備等も、予算措置も急いでやることで復興加速を今まで以上にさせていきたいと思っております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

そこで、度々寄せられております相談の中に、グループ補助金に関するものと、がけ地近接危険住宅移転事業の適及適用の問題がございます。このグループ補助金は大変感謝されておられて喜んでくださっておりますけれども、一方で、この事業から対象にならなかった人、この方々からは何でという強い声がかかっております。

がけ地近接危険住宅移転事業につきましては、自分で先行して土地を買って移転をしましては、しかしそれは対象にならないということについて、私は適用になるんだけれども、対象にならないけれども、一生懸命頑張った人が対象にならないというのはおかしいということで、努力した人が報われないということについて我が事のように訴えておられる方が仮設住宅でたくさん見られました。

そこで、やはりこうした皆さんの問題について、是非私は、この復興について、先行して頑張った方々に対して是非、熱意に対して水を本当に差しかねないような問題になってきますので、全体的なことについても申し上げたいと思っておりますけれども、全てお金とは申し上げません。しかし、財源の制約というのは非常に大きいと思

います。そこで、やる気、元気につながるというふうなところにはしっかりと示していたらいいと思っております。○国務大臣(安住淳君) グループ化補助金については、それぞれの地域で再生の切り札になっているということで評価をされていることは大変有り難く思っております。これまで第五次まで募集を掛けてまして、本予算で五百億で一旦区切ると。ただし、私も今回伺って、岩手県でも強い要望を受けました。気仙沼や石巻等でもですね。福島県でもそうした要望があります。中小企業庁と最

最終的に話し合いをさせていただきまますけれども、被災地で漏れた、これまでに採用されなかったそうしたグループ化の中には、この補助金制度に適していない部分のものもあったと聞いております。ただ、ニーズが高いことも事実でございます。被災三県から最も最優先の要望事項として上がってきておりますので、今後この復興の予算についてこうしたグループ化の必要性が更に高まってくれば、私どもとしてはやはりこの予算というものの措置も考えていかなければならないのではないかと思います。

いずれにしても、それぞれの商工会、それから自治体、漁協、農協、それぞれにグループ化を今また、今まで採択されなかったところをやつていただいているようにございますから、その適格性、規模等をよく見させていた。だいて、被災地のニーズにこたえられるような努力というものはしていきたいと思っております。

実は、仙台が特にそうなんですけれども、崖地の遡及の問題というのは大変、法律上も少し難しい問題がございます。そういうことで、国交省もこのことに関してはなかなか、事前に努力していただいて、本当にそういう意味では、自力でやった方々に対して遡つてということは法律上は難しいということでございます。

しかし、いろんな意味で、住宅を立地したことを、例えばどこかにきちつと建てましたよと確認できれば、様々な支援のやり方については弾力的な運用をしますということになっていきますので、この遡及が難しいとしても、何らかの方法でそれじゃ支援あるのかということ、今伺つてもやつぱり自治体がいるいろいろ考えておられるようなんです。

それから、危険区域だと思つていたら再計画で実は地元の自分のところに住めるようになったところ、ところが、移転のところは用地買収含めてお金は出るけれども、自分のところは全壊はしたけれどももう一回住んでもいいよと言われると、その人たちは全く支援のお金が出ない。こういう

ところが実は大変規模の大きいところがあるんですね、石巻や気仙沼は。

仙台市は財政力がありますから、そこに対してはどうも単体で支援をしますと、女川町も単独で支援をしますと。ところが、昨日、気仙沼に伺いましたら、やはりとてもそんなことができませんというところで、地域間格差が生まれると決して県として私は好ましいことではありませんで、財政的にどうするか非常に難しい問題でありますけれども、ここはやつぱり県に入つていただいで、仙台でも石巻でも東松島でも、やはり被災に遭つてもう一回その場に住めるようになった方々に対しての対応というのは、県間調整をよくしていただいで、平等性を本当は確保していただければ有り難いということも申し上げてまいります。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。被災地における医療と介護の窓口負担、これ免除について全額国費で見たいというわけで、先降でも、九月の末に切れるということ、十月以降どうなるか注目をされていたわけですが、先週の火曜日に既存の制度を使つて八割国が見るということになつたわけですね。

今後どうなるかという心配をしていたところ、八割国費で対応できるというふうに決まつたので、ほつとしましたが、一方で、今まで十割だった人が八割になつてしまつたという心配の声も聞いておりまして、介護の仕事に従事をされている事業者の方が先週国会の方においで、ださいます。もう年金暮らし、六十七歳から百歳までの方のいろんな声を私のところに持つてきてくださいました。仮設暮らしが続いているのに政府はもう支援の必要がなくなつてしまつたと思つているのか、という、そういう声ですとか、大変心配の声がございました。

そこで、十月以降のこの対応方針について、また、特に国の全額補助をやめるということについての理由を明らかにしておいていただきたいと思つています。

○国務大臣(小宮山洋子君) 市町村国保、後期高

齢者医療、介護保険の一部負担金免除ですとか保険料の減免については、東電の福島原発事故に伴う国による避難指示などが行われた区域以外は今委員がおつしやつたのとおり九月末までは減免に要した費用を全額国が財政支援をしてきましたけれども、これは阪神・淡路大震災のときは震災後一年間の減免措置を特別にしていたんです。ただ、今回は被害が甚大だということから、更にそれを半年延長をしてみました。

その中で、十月以降は、今おつしやつていただいたように、減免に要した費用が一部負担金総額の十分の八以内の額を財政支援する仕組みにしたということでございます。このことについては、今おつしやつていただいた七月二十四日に保険者に對して周知をいたしましたので、きちんと丁寧に御説明をしていきたいというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 利用者の方が不安がつて、事業者の方も心配をされている。一方で、自治体の方も戸惑つていて、状況がありますので、まずは窓口負担のところで、利用者、事業者の方について、きちんとどうなつていくのか、どうなるのかについてきちんと説明をしていただく。自治体の方も、どんなふうにしていったらいいのかというところについての説明、全部そういつたことについて、フォロワーというのが大変大切になつてくるといふふうな思つておりますので、是非、何が変わるのか、自治体の方にさしあげることが何かについては是非お答えをいただきたいと思つています。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今申し上げたように、二十四日に各自治体に対して、十月一日以降、東日本大震災によつて被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料の減免に対する財政支援についてということで、かなり丁寧に書きました通知を出しています。その後も、引き続きこちらからも周知に努めますし、保険者からの相談などにはできるだけ丁寧に対応していきたい

というふうに思つております。

○岡崎トミ子君 是非、自治体の判断でもつて、今まで十割だったものが八割国費でできて、あとは、その被災地の中でも、十分に余裕があるというところではそれができるでしょうけれども、大変厳しいところではそれができないということ、格差が生まれてしまう、そうなるは大変に皆さんが心配されるということの状況を引き出してまいりますので、是非そうならないようにしていただきたいなということ、是非状況を把握していただきたいて、そして是非フォローアップを強めてやつていただきたいて、このことを強くお願い申し上げます。

続きまして、今、被災地で地域支え合い体制づくり事業、社会的包摂「絆」再生事業、緊急雇用創出事業を組み合わせ、サポートセンターを通じて仮設住宅の入居者を始め被災地の皆さんたちに対しての支援を展開しているところなんですけれども、まだまだこれは有効活用が必要で、ずっと続けていきたいというふうに、民主党としても力を入れていきたいというふうに考えているところなんです。

一方で、この地域支え合い体制づくり事業と社会的包摂「絆」再生事業は今年度までになつており、緊急雇用創出事業は二十五年度までにお金が払われるというふうになつてはいるわけなんです。こうした事業を来年以降も続けてほしいという強い希望がございました。それから、仮設住宅から復興公営住宅に移つてからでも必要な支援については続けてやつていただきたいて、この自治体からも支援団体からも来ております。是非このことについて、切れるけれどもどんなふうになつていくのか。

殊に緊急雇用創出事業については、せっかく雇用をして、大事な仕事をしていただいで、これからその人材を養成もしていきたいところになつておりますので、ここで切られてしまつては大変だということで、四月一日から始まりまし

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業に期待をしているわけなんです、この緊急雇用創出事業につながる事業とこれ考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおりだというふうに思います。

今、地域支え合い体制づくり事業では、仮設住宅にお住まいの高齢な方や障害をお持ちの方のために、総合相談ですとか見守り、デイサービス、配食サービス、地域交流サロン、子供の放課後活動など、総合的な機能を持つサポート拠点の設置、運営を推進していますし、社会的包摂「絆」再生事業では、独り暮らしの御高齢な方、障害をお持ちの方など、生活に困つていらつしやる方のために社会福祉協議会などが巡回訪問をして見守りをする、総合相談をするという。おっしゃるよう、二十五年度以降の取扱いについて自治体からも御心配をいただいておりますが、これは今後の予算編成過程で、被災地出身の財務大臣もいらつしやいますし、しっかりと獲得ができるようにしていきたいと思っております。

また、緊急雇用創出事業、これは今のつなぎのものから、おっしゃるようこれからの恒久的な仕事につなぐために非常に重要なところでございますので、これは三次補正で実施期間を延長いたしましたところを、この二十四年度までに開始をした事業については二十五年度末まで実施をできるということにしたところでございます。

○岡崎トミ子君 是非、つなぐことができるようお願いしますと思えます。

仙台市の民間団体のパーソナルサポートセンターをお訪ねいたしました。ここは仙台市と協働で就労支援相談センターを運営していますが、そこでハローワークと民間組織、基礎自治体との連携について提案をいただきました。ハローワークのスタッフを民間で行っている就労支援の現場に、活動の場においていただいて、是非連携をしてモデル的にもこの事業をやっていたらいい。

ハローワークの人の派遣の問題でございますけれども、それを是非やっていただけではないでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 御指摘のところでは、仙台市でホームレスなどの就職が困難な人ですとか被災者を対象に生活支援や就労支援などを行っているとの承知をしています。現地の労働局、ハローワークでは、この団体が今年六月に仙台市と協働で仮設住宅入居者の拠点施設を新たに整備したことに併せて連携の在り方について話し合いを行っています。現時点ではまだ常駐とか出張といったような具体的な支援は行っていません。ことですので、委員の御指摘もいただきましたので、この団体のニーズなどを改めてきめ細かく伺つて、まずは試行的にハローワークから支援拠点への出張相談を行うことなどで支援の効果や課題を見極めながら、効果的な連携が図れるように努力をしていきたいというふうに思います。

○岡崎トミ子君 是非、一、二回という試行的なことではなく、ある程度効果が見られるところまでやっていたら有り難いというふうに思います。

続きまして、消費税の引上げには経済状況の好転が必要というふうな注目にしております。日本経済の再生の鍵として注目しておりますのは、女性の潜在力。そこで、小宮山大臣が、女性の活躍促進による経済活性化行動計画、働く「なでしこ」大作戦、取りまとめられました。今、オリンピックでは、サッカーのなでしこジャパンがメダルを取る可能性を持って頑張っているところですが、是非私たちが、女性の潜在力というものをしっかりと引き出して、働く希望を持っている人たちが働くことができる、そういう筋道をつくっていただきたい、大歓迎でございます。

そうした中で、実は厳しい状況にあるというのが、私は潜在力を発揮できないでいるのはDVの被害者ではないかと思えます。私は、このところ党の中でも子ども・男女共同参画調査会の方でDVの問題についてきちんと取り上げていこうとい

うことになっておりまして、是非私は、この中で、社会的包摂サポートセンターが行っている、よりよいホットライン、DV関係の相談件数、対応をきちんと件数を出しておりますので、この点について小宮山大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(小宮山洋子君) DVについては委員もずっといろいろやってこられましたし、超党派で立法などもできていますけれども、その現状に合わせて、よりよいホットラインでは、二十四時間三百六十五日、全国からつながる電話相談窓口を設置をしまして、被災地を始め、暮らしにくさ、生きにくさを抱える人からの相談を受け、具体的な解決につながるためのよりよい事業を行うということ、今年の三月からこれはスタートをしております。

このホットラインに寄せられた相談の中に、DVや性暴力に関係する件数が三月から六月までの間におよそ九万三千件もコールがございまして、そのうち相談に結び付いたものがおよそ一万件となっております。相談内容は、性暴力、虐待などで精神的な後遺症を抱えているという相談が多く見られます。必要に応じてDV相談を受け付ける地域の相談窓口や支援機関につないでいるところ

です。DVは、本当にいろいろ複合的にもう人格が脅かされるというふうなことで、こうした非常に多くの相談件数が寄せられているという実態がありますので、しっかりと運用していきたいというふうに考えています。

○委員長(高橋千秋君) この際、御紹介いたしました。昨日から参議院において開催中の子ども国会に参加しています子ども国會議員の皆さんが順次本委員会の傍聴に来ることになっております。ただいま最初の班が見えております。

御起立の上、拍手をもって歓迎の意を表したいと思います。

(総員起立、拍手)

○委員長(高橋千秋君) ありがとうございます。

○委員長(高橋千秋君) 質疑を続けたいと思えます。

○岡崎トミ子君 質問を続けたいと思えます。続きまして、川端大臣に、住民生活に光をそそぐ交付金、これDV関連の活用実績についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君) お答えいたします。

住民生活に光をそそぐ交付金というのは、平成二十二年度の補正予算で臨時的措置をされました交付金でございます。一千億でございます。この交付金は、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等弱者対策、自立支援など、住民生活にとっては大事であるけれどもこれまで光が十分当たっていません。そういう分野について自治体が地域の実情に応じて行う取組を支援するという趣旨でございます。DV対策関連については、三百二十五団体において平成二十二年度に約二十億円強が活用されました。

加えて、二十四年度までに十七億円強が基金として活用される予定でありまして、この交付金の効果に対し、自治体における取組状況に対する調査を行いましたところ、全国の自治体におけるDV対策担当職員数が二百四十四名、三・七%の増加、これは二十二年四月から二十三年四月であります。ということが、体制強化につながっていると認識をしております。

○岡崎トミ子君 九万二千件の人たちがアクセスをする、一万件を受け付けた。自治体でも千七百あるわけですから、そのうちの取り組んだところは喜んでおりますけれども、まだまだ不十分だということになりますので、今後ともそうした政策を応援していくということが非常に大事だということに思っております。

そろそろ時間がなくなりつつありますので、ちよつと質問飛びますけれども、お茶の水女子大学の客員教授でいらつしやいます戒能民江先生

が、DV対策など、女性支援施策の効果的展開に
関する調査研究というのを今年の三月に発表して
おりまして、その中でいろいろな提案がこれに
ぎつしり詰まっております。そして、その最後の
総括のところ、人材と財源確保が必要である
と、これがなければなかなかできないんだと、自
立支援まできちんとやっていかなければいけない
ということがございましたので、是非、男女共同
参画担当大臣にこの辺についてお伺いできたらと
思います。

○国務大臣(中川正春君) ちょうど、配偶者間の
暴力については、岡崎議員が大臣に就任されたと
きにパープル・ラインを進められて、それが今
よりそいホットラインという形で発展をさせてき
てきていることだと思えます。

御指摘のとおり、この配偶者暴力相談支援セン
ターが着実に増えていくということ、これが何よ
りも大事なことだと思えますし、DVだけじゃな
くて、その他自殺であるとか、あるいはまた、先
ほどお話のあった就職活動の中で結果的にどうに
もならないという人たちに寄り添っていく、そう
いうセンターであるとかというようなことを含め
て、総合的に予算を伸ばしていくということにつ
いてしっかりと対応していきたいというふうに思っ
ております。

○岡崎トミ子君 これまでの取組の中で、早期発
見して早期対応する、ここまではできているん
で、けれども、緊急的に一時保護して、そして心
ケアを十分行なって、そしてその後、働くことが
できて自分は自立をしていけるんだというような希
望が見えてきたときに初めて、私は、夫からこれ
はもう本当に逃げていかなければいけない、その
決断をすることができるといふふうな思いが
思っておりますので、これは超党派も含めて連携
をしてこの問題について対応していきたいと思
っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上
げます。

○相原久美子君 民主党の相原久美子でございます
ありがとうございます。

す。本日はよろしくお願いをいたします。
まず、岡田副総理にお伺いをしたいと思います
す。

私は、五年前に参議院選で、まさに与野党逆転
というときに当選をいたしました。十月五日、
ちょうど福田総理に替わったときですけれども、
代表質問をさせていただきました。そのときに指
摘させていただいたのは、参議院での与野党
逆転というのが起きたのは、小泉改革が、構造改
革には痛みが付き物だとおっしゃったわけですが
けれども、実は痛みだけならまだ我慢ができるん
ですけれども、様々な格差が起きたわけですね。非正
規が拡大した、地方間格差で地方は切り捨てられ
たという状況に陥つた。そのような状況の中で、
国民は、もう政治を変えてよと、そんな思いにな
って、結果としてあの与野党逆転が起きたんだと思
うんですね。

それで、私は、政権交代後、政府・民主党が
やっぱりこの格差問題、貧困問題にしっかりとこ
たえていきたいという思いで社会保障の改革を
行ってきた、検討してきた、それは私は評価すべ
きだと思っております。

ただ、なかなか国民の皆さんにこれが周知され
ていかない。そこは何なのかといいますと、やは
り国のあるべき姿、国家はこのようになっていく
んだと、そして、その下に社会保障の改革です
とか経済ですとか様々な問題をきちっと説明して
いく、それが必要なんだと思うんですけども、
なかなかそこが明確じゃない。

この社会保障制度改革、そして税制の改革、こ
れらの下にできる国家ビジョンというのはど
ういうものなのか、お答えをいただければと思
います。

○国務大臣(岡田克也君) なかなか難しい御質問
をいただいたと思えます。

まず、委員、今おっしゃった中で、小泉改革を
どう評価するかと。私も、例えば社会保障費の一
律削減などが特に弱いところに集中的になされた
感があるということは事実だと思えます。ただ、

ある意味では、小泉改革というよりも、それも当
然あるんですが、もう少し大きな世界の流れある
いは日本の中の構造の変化ということが今の状況
をつくり出している、そういうふうな基本的な
認識をしております。

世界的に言えば、やっぱり経済のグローバル
化、これは日本だけではなくて各国で所得の格差
を生み出しているというふうな思いをしますし、日
本の中では、人口構成の大きな変化や雇用基盤の変
化、これは経済のグローバル化とも関係している
ことではあります。それから、家族形態、地域基
盤の変化、あるいは貧困・格差問題、こういった
ことが現実にも起きている。そういったことに対
して、若い世代も含めて安心して希望と誇りが持
てる社会を実現していくということが非常に重要な
ことであるというふうな思いをします。

具体的に、今回の社会保障改革の中で、そうい
う基本的考え方に基づいて、一つは、その制度が出
産、子育てを含めた生き方、働き方に中立的なも
のであること、そしてそういう中で選択できる社
会、いま一つは、雇用などを通じて参加が保障さ
れ、誰もが居場所のある共生の社会、分厚い中間
層が、これは総理がよく言われることですが、分
厚い中間層が支える大きな格差のない社会、子供
が家庭や社会とかわり良質な環境の中でしっかりと
育つ社会、地域で尊厳を持って生きられるよ
うな医療、介護の体制が実現した社会、そういつ
たことを目指していく必要があるというふうな考
えているところであります。今回の一体改革で、
子ども・子育て支援あるいは若者の就労支援とい
うところに力点を置いておりますのも、現役世代
の社会保障を厚くして全世代型の社会保障制度
へと転換する、そこに一つの目的があるわけであ
ります。

一方で、負担の方も、消費税というのは、これ
は保険料やあるいは所得税はどうしても現役世代
に負担が偏りがちで、高齢者も余裕のある方もい
らっしゃいます、もちろん非常に厳しい、そう
いった生活に直面しておられる方もいらっしゃる

わけですが、そういう余裕のある高齢者も含めて
消費税の御負担をお願いするというところで、世代
間の公平ということも同時に目指すわけでありま
す。

こうした取組を通じて、高齢化が一層進んだ社
会においても、できる限り世代間の公平を図り、
現役世代の方々にもメリットを感じていただける
納得感のある社会保障制度を目指していく、これ
が今回の社会保障制度の目指すべき方向性でござ
います。

○相原久美子君 るる御説明いただきましたけれ
ども、私はやはり、今食べられるということの保
障が必要なんだと思うんです。それは、格差を縮
小していくということだけではなくて、食べられ
ないということにしっかりと目を向けていく、私
はそれをまず基本として据えていたいただきたいな
と思えます。

さて、今回の税制改正でございますけれども、
この社会保障制度改革推進法におきましては、こ
の一部改正附則第百四条の趣旨を踏まえてござ
います。時間がなくなりましたので、もう端的に
お伺いいたします。この制度改革法案の中に直接
的な格差是正の記載はありません。しかしなが
ら、附則の百四条の趣旨を踏まえるとして、こ
とから、格差の是正に積極的に取り組むというこ
との確認をしてよろしいでしょうか。民主党の発
議者にお伺いをいたします。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしま
す。
附則百四条に記載がございます、今先生から御
指摘いただいた、格差の是正及び所得再分配機能
の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直
し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等に
より高所得者の税負担を引き上げると、こういう
ことになっております。

今御指摘いただきました今回の改正法案の中
に、附則の二十条、二十一一条という形で、所得税
につきましては二十条、資産課税につきましては
二十一一条で、法制上の措置を講ずるといふふう

それぞれきちんと結論付けております。その方向感も、所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加えてやっていくことを書いています。

資産課税も同様に格差の固定化の防止と書き込んでおりますので、今回結論が出なかつたということについては、そういう意味では若干の誤解を招いているようでありませうけれども、もう数か月後に迫っている来年度の税制改正、つまり平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずると、こうしてまいりますので、数か月中にはたたいま申し上げた方向感でやっていくことが今回の法律の中に書き込んでありますことに加え、大事なものは、実は民主党政権になってから、もう既に税制改正三回を重ねておりますが、例えば給与所得控除の上限を設けるなどによりまして、既にいわゆる高所得層の方には御負担をお願いをしたり、それから、これは自民党、公明党の皆様と考え方が若干、それぞれ各党異なる部分がありますが、いわゆる年少扶養控除の廃止によって、国税で五千億、地方税で四千億の増収を既に始めておりまして、いわゆる高所得層の方には負担増も既にお願いをしておる中で、復興税もある中で、今回の改正に並行して行っているということで、是非御理解をいただきたいと思っております。

○相原久美子君 是非しっかりとお願いしたいのは、どうしても消費税増税が先行だという指摘があるからなわけです。これをしっかりと受け止めていただいて、結論を皆さんで導き出していただければと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、厚生労働省の方にお伺いしたいと思います。

三月の二十七日、厚生労働省において望ましい働き方ビジョンが取りまとめられました。この策定は、昨年の十二月に閣議決定された日本再生の基本戦略を基に策定されたこととされています。基本戦略においては、先ほど副総理がおっしゃいましたように、分厚い中間層の復活をテーマとして、雇用を軸とした社会生活基盤の構築を目標としております。

そうなる、やはり働く場の確保と、先ほど申し上げましたように、今の生活、これがしっかりと担保されなければ、国民の皆さんは、将来安心だ安心だと言われても、今が生活できるかどうかということのこの部分にやはり不安を持つていらっしゃると思っております。是非、社会保障改革、この中には雇用問題にしっかりと取り組んでいくんだという決意をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今回の社会保障改革の中では、なかなかスポットが当たっていかないんですけれども、全員参加型社会ということで、それぞれがやはり能力を発揮して働いて、それぞれが自立して生活することによって社会保障制度を成り立たせていこうということで、特に若者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政策を盛り込んでまいりますので、御指摘いただいた働き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

改正の労働者派遣法をしっかりと施行していくということ、また、有期労働契約については、今衆議院で法案が上がりました、参議院で審議をお願いしておりますし、パートタイムについても、これはなるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指して、今法案を準備しようというふうな思っております。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、まあ省庁と言われますけれども、というより、やっぱり財源の問題だろうと思うんですね。貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよらないものとされているわけですが、一体改

革、これを進めるためには、何としても今おっしゃったような雇用、貧困、この対策がなければ、ある意味税収も上がらないわけですし、それから将来的に言う、またいわゆる対策が必要なの方たちになっていってしまうという状況があるわけですから、これは財源確保が一番大事だと思っておりますので、決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇用対策、こういうものは含まれていないわけでありませう。しかし、これらの政策というのは、言わば社会保障政策の中で非常に重要な柱の一つでありますので、もちろん我々としては、今様々な制度を厚労省もやっていたらいいと思います、総合支援資金貸付制度とか、それから住宅手当制度、求職者支援制度ですね、これで十分かということ、まだまだそれは必要だということ御意見もあると思っております。

ですから、私どもとしては、大きな柱と位置付けておりますから、厚労省とも相談しながらでございますが、今後の予算編成過程において財源確保等積極的に取り組んでいきたいというふうな思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。是非、よろしくお願したいと思います。

そこで、私は、消費税を増税するに当たつての前提、ずっと先日来議論がされておりますけれども、やはり経済成長を確実なものにしていくというのは当然のことだろうと思っております。

今までお答えいただいた中で、やはり優先順位等々とお話をされてきました。それから民間の資金の活用等々。今、発想の転換をしなきゃならぬと思つておるんです。それは、今の産業社会構造の中で、なかなか雇用拡大に結び付いていくのは非常に難しい、やっぱり転換期に来ている産業が幾つかあるかと思つてます。もちろん、賃金の問題等々もありますし、それから市場の問題もあるかと思うんですね。

それで、私、実は、いつでしたかね、経済学の教授の論文にちょっと興味を引かれました。それは、一九九八年から二〇〇三年にかけて米国政府がヒトゲノム解読のために三十八億ドルを投資したと、その波及効果というのが二百倍以上、七千九百六十億ドルに達し、三十一万人の雇用創出を生み出した。ただ、その視点は、単に雇用創出のみならず、ゲノム解読のコスト下落に公的部門が果たした役割、ここをすく指摘していただ

るかと思うんですね。それで、私、実は、いつでしたかね、経済学の教授の論文にちょっと興味を引かれました。それは、一九九八年から二〇〇三年にかけて米国政府がヒトゲノム解読のために三十八億ドルを投資したと、その波及効果というのが二百倍以上、七千九百六十億ドルに達し、三十一万人の雇用創出を生み出した。ただ、その視点は、単に雇用創出のみならず、ゲノム解読のコスト下落に公的部門が果たした役割、ここをすく指摘していただ

その意味では、先日来指摘されていますような医療の分野ですとか自然エネルギーの分野において、その効果期待できるのではないかと思つておるのですが、政府はそのような積極的投資も視野に入れるべきではないか、これについていかがでしょうか。

○国務大臣(古川元久君) お答えいたします。御指摘のとおり、今お話がありました医療の分野であるとかあるいは自然エネルギーを始めとするグリーン分野、この分野は二年前の新成長戦略でも新しい経済成長をグリーンイノベーション、そしてライフイノベーション、この二つの分野において集中的に取り組んでいく、この分野での新しい需要や市場の創出を図っていく、それによって新たな雇用や成長を実現していくということを打ち出してこれまでも取り組んでまいりました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

それを、さきの原発事故がありまして、原発に依存しない社会をつくりたいという多くの皆さん方の思い、そうしたのもも踏まえて、原発からグリーンへと、そうした原発の代替のエネルギーとして再生可能エネルギーやあるいは省エネルギー、こうした分野を中心に是非これを広げていきたい。それを、ただ受け身的にはなく、むしろこの分野に投資を行うことによつて新しい雇用やあるいは成長をこの分野から生み出していききたいということで、先日グリーン成長戦略というものをまとめさせていただきました。

今、日本再生戦略、最終的な取りまとめのところでございますけれども、その中でグリーン成長戦略は重要な課題というふうな位置付けさせていただいております。このグリーン成長戦略におきましては、徹底的な省エネに加えまして、洋上風力発電を始め切った再生可能エネルギーの普及拡大、それに向けて規制改革など、あらゆる施策を総動員して取り組んでまいりたいと思っております。

同時に、医療の分野も非常に大きな可能性のある分野だと思っております。これはグリーンと並んで、医療イノベーション、ライフイノベーションを大きな成長戦略のエンジンの一つというふうな位置付けておまして、先日まとめました医療イノベーション五か年戦略などでは、創薬支援ネットワークの早期実現と強化、また臨床試験体制の強化、さらには医療機器等再生医療に係る規制の見直し、また研究開発の一元的な支援、こうしたことを重要課題として産官学挙げて取り組んでいく体制をつくって、それを実行に移していきたいというふうな考えております。

○相原久美子君 是非積極的にお願いをしたいのですが、二兎を追う者ということもございまして、重点的なところをしっかりと研究をして、これはというところに積極的な投資をお願いしたいと思っております。

それでは、子ども・子育てについてお伺いしたいと思っております。

老朽化した保育所の改築、耐震化は早急に対処すべき課題であると思っております。入所児童の四割は公立保育所に入所しておりますけれども、建て替えですとか耐震化が遅れております。もちろん、公立保育所の財源は一般財源化されたということも承知しておりますけれども、しかしながら、子供の安全というのは第一義的に考えなければならぬ。その観点から、地方自治体が積極的に改築できるように、例えば起債ができれば、学校と同じく耐震化については補助金等を考えるとか、何か策はございませぬでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) おっしゃるよう、公立保育所の財源というのは一般財源化されているので、私立保育所に比べて耐震化が少し遅れているということは認識をしております。

これは、公立、私立にかかわらず、子供の安全にかかわることですので、厚労省としましても、地方自治体が集まる会議の場などで、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業というのがございまして、これは三分の一国庫が補助をすることになっておりますので、これを活用して、耐震化診断を行いながら、保育所の耐震化を更に進めるようにということをお願いしております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

是非、積極的にそれを自治体の皆さんに周知していただけて活用していただくようお願いいたします。

放課後児童クラブについてでございますけれども、これは子供たちが「ごめんさい、総務大臣にもちよつと今の点、申し訳ありません。

○国務大臣(川端達夫君) 失礼しました。

公立の保育所の耐震化を含む施設整備費については、先ほどお触れいただきましたように、いわゆる三位一体改革によって、財源が税源移譲に基づいて、地方公共団体が自らその責任に基づき設置していることに鑑み、一般財源化をされました。その事業費につきましては、一般財源化に係る地方債あるいは社会福祉施設整備事業債の対象として、具体的なものは、事業費のうち五〇％を一般財源化に係る地方債の対象として、その元利償還金の七〇％を地方交付税で措置する、残り五〇％のうち八〇％を社会福祉施設整備事業債の対象としておりまして、最近の公立保育所の耐震化率につきましては、平成二十年度で五六％であったところを平成二十二年度では六六％と改善しております。私立保育所が平成二十年度六二％が二十二年度で六九％でありまして、少し追い付いてきたという状況であります。

さらに、東日本大震災以降、地域防災計画上の避難所に指定された公立保育所に係る事業費については、その全額を緊急防災・減災事業債の対象として元利償還金に対して七〇％を地方交付税で措置しているところであります。この耐震化は子供の安全確保のために重要であると認識しているところであります。今後とも、地方の意見を十分にお聞きしながら、公立保育所の耐震化や改築が進むように対応してまいりたいと思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。失礼をいたしました。

放課後児童クラブでございますけれども、児童福祉法の改正で、質を確保する観点から、職員の間等々について国が一律の基準を示すという形になったようにございまして、私はこれは評価していきたく思っておりますが、今後の検討方向について明らかにしていただければと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員御指摘のように、放課後児童クラブ、これは一定の質を確保することが必要ですので、職員の資格、人数、開所日数、時間などについて、国で省令で基準を定めまして、これによって市町村が条例で基準を定めること、これは児童福祉法に規定をしております。こうした基準を設定するに当たりましては、これも、地域の実情、やり方がいろいろありますので、それに応じた多様な形態で運営されてきたことに留意をして、それが困難にならないようにということも十分配慮しながら進める必要があると思っております。

法案成立後は、地方自治体や現場の御意見も十分に聞きながら、地方自治体の施行準備期間を確保した日程で具体的な検討を進めていきたいと考えています。

○相原久美子君 ありがとうございます。

実施に当たりましては、是非、地方自治体、それから利用者の声というものを尊重していただければと思います。

幾つかまだ質問を準備していたのですが、時間もなくなりましたのでまた後日に回したいと思いますけれども、私は、今回の社会保障制度改革というのは、本当に国民に安心して生活をしていただくか、そして税を納めるということに対して自分たち自身が納得できるという、そういう像を示すべきだと思っております。その意味では、申し訳ないのですが、なかなかメディアの方では、税の改正のみというよりは、消費税の増額のみとらえられているというのが残念だと思っております。

そして、子ども・子育てのみならず、やはり本当にトータルで社会保障というのがこの国の基軸として、将来こんな国になるんだよ、だから安心なんだよと思つていただけるような、そういう政府にも、そして我々もしっかりと議論を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしました。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党、古川俊治の方から質問させていただきます。

今回、政府が社会保障と税の一体改革ということで法案を出されてきましたけれども、この中で医療、介護が全く含まれていなかったというわけでありまして、さんざんこの委員会でもありましたが、一つと一つと進んできたわけですね。皆さんの政権のときに余り変なふうには決められないというのより、医者として申し上げれば、これから話合いに委ねていただけてかえってよかったです。私はずいぶん気がしているところもあるんですけど、

しかしながら、実は、今回のこの法案の中で一点だけ大変医療のこれからの実質的な内容にかかわってくるところがあるんですね。これが先に決まってしまうのは、全体が話し合われる前に一つのところだけが決まってしまうようであるのは大変これは残念である、看過できないと思っております。これが医療機関のいわゆる消費税の損

税の問題でございます。

これから、この点についてまず御質問申し上げますけれども、まず、財務大臣、原案の七条の一号のへですね、これ消費税法案でありますけれども、修正案の第七条第一号の下、ここに、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし」と書いてあるんですね。これは、何で医療機関等の仕入れに係る消費税というのを医療保険制度で対応するんですか。

○国務大臣(安住淳君) おはようございます。

古川さんからこの問題については、財務金融委員会でも早く今年から取り上げてずっといたってきた問題でありまして、私よりもずっと専門家でございますから、私として財務省の考えはお伝えしてまいりましたけれども、消費税が導入されたときに遡って平成元年のときから、言わば三%の段階においては診療報酬でその部分をカバーをしようということでもスタートをして今日に至っております。そういう点では、制度としていえば、欧州諸国等もこの問題に関しては非課税ということを基本においてやっていると、うふううに財務省としてはいつも申し上げております。

ただ、先生からるる私も教えていただきました。その後、お医者様の出身の先生からもここで何度か質問をいただきましたが、診療報酬でこれを見るというも、現実には本当のところはカバーし切れない部分があったり、また、具体的にこのことごとくという色が付いているわけではないので、上がった分がなかなかカバーできていないのではないかと御指摘を随分いただきました。

私どもとしては、今回、実は三党合意の中でもこの部分については、今先生から御紹介があった七条のへの部分をベースに、特にこれから病院の高額な投資に係る消費税の負担について、医療保険制度においてほかの診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な方法について検討し結論を得るという合意に至っております。まあ先生の考

え方とちよつと違うとは思いますが、できるだけこの制度を前提として、負担の掛かる部分について診療報酬で手当をしっかりとしていきたいと思っております。

なお今、目下、このことに関しては、厚労省の専門部会で議論が始まりました。それで、先週の金曜日にも活発な議論をさせていただいて二回目になっておりますので、今後その議論等を見ながら我々としても具体的な対応を、じゃ、どうすればいいのかということも厚労省と相談していきたいと思っております。

○古川俊治君 今長々と御説明あったんですけども、一応この診療報酬で手当をするということにも限界があるということも御理解いただいているというふうな考えております。いろいろな推計があるんですが、日本医師会の推計では二千三百数億の損税が出ているという推計なんですけれどもね。

今日ちよつと資料を示しましたけれども、平成元年と平成九年のときの改定率におけるこの医療費の消費税の対応の仕方ですけれども、残念ながら全く違う方法になっているんですね。これ何でこういう方法になったのか、そして、今回の診療報酬の基本的な対応においてどういった計算方法を用いるのか、この点について厚労大臣からお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 平成元年度、それで平成九年度改定率の計算については、今委員御指摘のように違いがあります。平成元年度の改定率の計算の際には、医療機関の費用全体から価格低下品目や主要でない品目を控除をしまして、また在庫一か月分調整率を考慮しているんですが、平成九年度の改定ではこれを行っていません。それで、それぞれのところで医療機関の費用全体から人件費等の非課税の費用、消費税の影響を別途手当てする薬剤費、医療材料費などを控除をして、消費税非課税の影響を考慮する必要がある費用の割合を算出をいたしまして、消費税引上げに伴う物価への影響を加味して改定率をそれぞれ算出を

しています。

今回の引上げに当たりましては、検証の場での平成元年、平成九年の計算方法も検証した上で、これを参考にしながら対応をしていくということだと考えています。

○古川俊治君 だから、この計算方法自体が全く論理的でないんですね。だって、同じ前提で消費税を引き上げるといふことになれば、結局のところ同じ計算方法を使わなきゃこれ論理的に全く合わないんですね。それを、大臣も何回も答弁されていますけれども、結局それでまた合わないで、また診療報酬ごとに次々にこれ改定でまた加味しているということなんです。

ですから、どのぐらいが一体医療機関の負担になっているということも最後まで分からないシステムなんです。このまま続けてもね。何でそういういいかげんなシステムなのにまた同じことをやろうと言っているんですか、ここで。そのことはどうなんですか。これでうまくいくと本当に考えているんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) なかなか難しい点があることは、委員御指摘のように承知をしております。今回も中医協で分科会をつくりまして、そこで現場からの御意見も伺っていますので、何とかより良い方法がないか、知恵を出していきたいというふうな思っています。

○古川俊治君 ですから、少なくとも一定の率でやっていると、それはたくさん投資をするところは明らかに損になるわけですよ。厚労省の説明によれば、余り投資をしないような医療機関はこれ得したことになるんですね。これは絶対に公平とは言えないんですね、このシステム自体が。

今回、それで、投資をしているところ、そこについてはまた別途医療保険の中で対応するということも書いてあるんですね。この高額な投資ですが、この高額というのは幾らになるんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 幾ら以上が高額という

ことを今決めているわけではございませんので、これもやはりその分科会の中でやはり現場からの御意見を伺いながらこの水準にするかを決めていくということだと思っております。

○古川俊治君 消費税というのは高額でも低額でも掛かるでしょう。何で高額だけなんだと聞いています。ちゃんと論理的に答えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) 論理的にと言われましても、これはやはり財源の方の問題がありますので、全てに手当てをできればもちろんそれにしたいことはございませんけれども、そうはいかない中で、特に負担が大きいと言われる投資を高額にして良い医療をしようとしているところにより配慮をしようということでございます。

○古川俊治君 だから、例えば一千万からやれば、九百万の投資は何で面倒見してくれないけど一千万だけ見るんだという話になるわけですよ。これ、税というのは、大臣よく御存じのように、これは中立、公正、簡素ですよ。全く違うじゃないですか、医療だけは。全くブラックボックスの中でいじくっているだけですね。また高額のところ、そこも分からないルールでやると今おっしゃっているんですね。そんなことでこれどうやって、計算方法でもたもめますよ、ここで。問題解決になっていないじゃないですか、最初から。何でこういう方法を取るんですか、教えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) もっと良い知恵が出ていないというのは現状としては申し訳ないと思えますが、やはり財源が限られている中でどうしたら本当に医療をより良くしようとしているところにより配慮ができるかということをお考えながら、これは知恵をそれぞれの立場の方から出していただくしかないというのが今現状でございます。

○古川俊治君 この高額の後、また、一定の基準に該当するものというんですね。だから、その場においてころころまた変わっていくと

というのが目に見えているんですよ、大臣。

それで、これから、今話合いが進んでいるように、診療報酬等の保険制度において手当てをすることとし、その後、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けるとともに、引き続き検討するという話になっているんですよ。この医療保険において、これ引き続き検討すると書いてありますけれども、どこでやるんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 引き続き検討するのは、やはりこの中医協の分科会で検討いたします。

先ほどのあの高額投資のことですけれども、これについては、今後高額投資の実態について調査を実施することになっていますので、そうしたことも基にしてこれもまた中医協の分科会の方で検討していただきたいと考えています。

○古川俊治君 この間、大臣、衆議院のこの特別委員会、社会保障審議会で議論するという話がございましたけれども、中医協なんですね。確認です。

○国務大臣(小宮山洋子君) 中医協の分科会でまずは御議論をいただいたいて、その結果を社会保障審議会に上げて、審議会で最後は決定をするということでございます。

○古川俊治君 高額の投資は診療報酬とはまた別にやるということですね、これから。

大臣、診療報酬でまず手当てをするんですよ。いいですか。それで、一応この消費税の問題はそこで対応すると書いてあるんですね、ここで。高額の投資についてまた別途対応したら、それ合わないんじゃないですか。何でそういうことをするんですか。だって、診療報酬で一度対応しているものをまた高額の投資で対応したらおかしいでしょう。その分、医療機関が得になりませんか。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、先ほどから、なかなか御納得いただけませんが、答弁させていたように、その高額の投資をして

より良い医療を提供しようとしたところに消費税が、やはりより多く高額投資すれば当然多くの損税が出るわけですね。そのところに何らかの手当てをするために、消費税に対する対応を、一般的なものに加えて、その部分は一層の何かの手当てができないかということでございます。

○古川俊治君 そうすると、元々診療報酬で対応するということについてはもう不十分だということとを前提にしているわけですね。そうですね。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、診療報酬との組合せの中でそういうものを組み合わせ、より負担の大きいところに配慮をしていきたいということですよ。

○古川俊治君 そうすると、小規模の、額が当然小さいですからね、小規模の医療機関は、それとか投資を比較的行わない診療科ですよ、そういうところが明らかに損になるじゃないですか、その議論だ。いかがですか。だって、全体を見てそれで調整するようにするんですよ。完全に損をする医療機関とか得をするタイプの医療機関ができるじゃないですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは一律に対応するだけで十分だとおっしゃりたいのであれば、そういう考え方もあると思いますが、特に、先ほどから申し上げているように、高額に投資をしてより良い医療をしているところが多くのその損税を出さないようにということこういう配慮もしているところですよ。

それについては実態調査もして、現場からの方にも入っていただいた分科会で検討もしていただくわけですので、こは、その一般的な対応に加えてそれをやるということですので、そういう方針を今取っているということでございます。

○古川俊治君 だから、もうこの場でこの法案でこういうふうにするんだということを決められたら、幾ら専門家が話して、違うことを言ったって、それ認められないでしょう。今、実際、分科会を出ている意見は、違うこと、全くこの法案と違うことを言っている人はたくさんいるんですよ。

よ。だから、その専門家に委ねる前にこちらで決めた方がいい問題だと言っているんですよ。今の、高額に投資をするところとしないところ、この不整合は絶対直りませんよ、この法案じゃ、いかがですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員がそういう御意見であるということは承りますが、今こういう方針の下でやらせていただいているということですよ。

○古川俊治君 じゃ、この後の引き続き検討するということの中で、この前段と後半、「こととし」、「それから引き続き検討する」ということですね。この関係というのはどうなっているんですか、財務大臣。

○国務大臣(安住淳君) 私の立場で申し上げますと、この消費税だけを取り上げてやるということについての疑問というのは私も持っております。というのは、今、高額医療ってこの線まで引いているんだという御議論がありました、厚労大臣と先生で。例えば二十四年度に、医療提供体制推進事業費補助金というので見ますと、基準額を、例えばがんの診療の施設整備事業で三千五百五十万で補助率出しているんですね。救急救命の場合であつてもこうしたものがあります。重症外傷専用医療機器、私分らないですけど、先生、これ言えは分かると思えますけど、この六千万についても補助を出しているんですよ。

つまり、補助制度の中からも医療に關してはこうしたものをカバーしているんですよ。つまり、消費税だけでなくやっていくということも事実です。その範囲が狭い、それで額も大きい、だからこぼれるものもあるかもしれないけれども、診療報酬でオンをしたもの以外にもこうしたものもあるということも事実だと思えます。それから、医療機器の特別償却もやっていますね。

だから、私どもとしては、もし、もしですよ、見ようによっては寄せ木細工のようにやっています。つきり分りやすさがないという意見もあることは事実なんです。それで、私も月曜日の実は会

議の議事録を読みました。保険者側の意見も医療団体側の意見も見せていただいております。個人的な意見はあるにしても、今後、例えば税でいけば、やっぱりお医者さんに対して国民の皆さんは配慮すべきだということ、こういう制度も残っております。こういうことも含めてトータルで、先生、消費税の負担だけでなくトータルで、お医者様のこれから長く持続するこの医療体制について、税なのかほかでやるのかということは何らかの形でやっぱりパッケージとして議論していただくということは、私はあつていいと思っております。

○古川俊治君 だから、パッケージとしてやらないうで、これ決めちゃつていのが問題だつてさつきから言っているんですよ。そのことを財務大臣同じことを言っているんですよ。

それで、そのことで私が聞いているのは、これ、前段と後半の関係なんですよ。引き続き検討する中で何を検討するんだと聞いているんですよ。内容について言っています。

○国務大臣(安住淳君) 先般ここで梅村議員と議論をしたんですが、最終的には、私は今政府税調の会長でございますけれども、厚労省の中で行われている今の審議を、一〇〇%そうなるかどうかは別にして、引き取らせていただいて、どういふやり方があるか、政府税調で引き取るということもあり得るかもしれません。

○古川俊治君 ちよつと法案提出者の先生にも伺いたいたんですが、この消費税の値上げの、医療に係る消費税をもう決めてしまつて、やり方を、一応書いてあるんですね、診療報酬等で手当てするということ。これを、これからの社会保障改革国民会議での検討事項にしないでこちらに入れたというのは、どういう理由なんですか。もう一個、別個に入れたとすれば、社会保障制度改革国民会議では、この医療機関の仕入れ、投資に係る消費税の問題というのは議論できないんですよ。

ちよつと私の資料を見ていただきたいんです。三番目のスライドですけれども、実を言うと、論理的に可能な選択肢、この医療機関の消費税の対応問題、これは私が自分で作ったスライドですけれども、大体、六つのパターンが考えられます。それで、これらのうちから二番だけを取り立ててこれ選んでいるんですね。私は、一から六の可能性を広く社会保障改革国民会議の中で話し合つて、そして決めるのがよろしいんではないかと思つて、専門家に、ところが、二の枠の中で話し合えということになっている。これが私が言っている問題なんです。これ、野田先生、この法案提出者として、これをこの改革会議で扱うことはできますか。

○衆議院議員(野田毅君) この六つの分類について今初めてここで見ました。だから、直ちにここでどれがいいとか悪いとかいうことはちよつと差し控えたと思いますけど、先ほど来の御議論を聞いています、古川さんの御指摘は正しいと思つています。そのとおりです。ただ、今回、これは社会保障の中の医療制度の在り方をどうするかということが社会保障改革国民会議の中心課題でありまして、これに税でどう対応するかということとはちよつと次元が違う、これは絡ませない方がいいと、私はそう思います。

そこで、実はこれ、消費税を最初につくるときからの経緯があります。最初に非課税にすることを是非ということが実はございまして。私も是非課税はやると必ず損税が発生しますよということとは当時から御指摘をいたしておりましたけど、当時はそこまでの十分な認識が医療機関の皆様や厚労省の皆さんにも十分なそまでの勉強は進んでいなかったように思います。そこで、結果として、診療報酬という体系の中で上乗せをするからええじゃないかという話があったので、取りあえずそういうことでスタートしました。

しかし、事実上、診療報酬体系というものは、その医療事業の経営形態によって全く内容が違つていると。つまり、名前は消費税だけれども、実態は、前段階控除をすることによって付加価値税なんです。つまり、付加価値の発生の方は事業経営の内容によって全く違うわけですから、診療報酬の内容はその付加価値とは何ら関係なしに決めているのが診療報酬体系の在り方ですから、必ず本質的な誤差がそこに発生すると。ただし、そういう意味で、全部課税対象とするということになるとすれば、恐らく支払側の診療報酬、総支払額は十分それをカバーする総額を支給しなきゃいけないということになって医療費全体が引き上がるということになるだろうし、自己負担部分もその部分引き上がるということになるだろうと思つています。そういったところとしての財源との兼ね合いということもあって、十分な結論は今出ていないと。

当分、そういう中で、今回の税制改正に当たつて、これはそのままの基本税率で全部行くのか、あるいは、いや軽減税率をやるのか、そうではないかという話もトータルとしての議論があることですから、そういう意味で、当面八%にする段階では、むしろ軽減税率だとか、いわゆる給付付き税額控除とかいうよりも、まずは簡素な、臨時的なこの給付措置で対応しようということが基本的なベースになっているわけ、また本格的な軽減税率を適用するとかいう話までは、十分な、検討の一つではあるけれども、そこへ向かっていくということでは必ずしもないということでございます。

長くなりましてけれども、そういう状況にあります。○古川俊治君 野田先生、ちよつともう一度だけ確認ですけれども、この修正案の七条の一口と、この同号の下の関係なんです、これ八%に上がるまでにまだ軽減税率の余地があることになつてますね、この法案の中で、その場合に医療に対して、まあ一〇%までいいです、一〇%まで段階的に上げていく段階と、この段階で医療について軽減税率をすることがありますね。適用

用ができますか。その関係なんですけれども、ちよつと教えていただきたいと思つています。○衆議院議員(野田毅君) 論理的には検討の余地はないことだと思つていますが、実際に大筋からいけば極めて厳しいことだろうと、八%率直に申し上げた方が素直だと思つています。○古川俊治君 一〇%はいかがですか。済みませ

ん。○衆議院議員(野田毅君) まあ可能性は八%のときよりは大きいと思つてますが、ただ問題は、そのことによつて軽減税率をやるのか、あるいは基本税率そのまま適用するのにかよつて全く税収総額に大きな影響を与えるということは本質的な問題であります。○古川俊治君 財務大臣、もう一回今の法案提出者のお話、上がるつもりですが、八%適用の可能性という問題ですね、それも医療については軽減税率の可能性がりますね。○國務大臣(安住淳君) 全く可能性を、何をということをあらかじめターゲットを絞つて話しているわけじゃないですか、これから八%と一〇%で何を具体的にターゲットにするかということとは決まっておりますから、その点からいえば論理的には排除しているものではないということ

です。○古川俊治君 この医療機関の消費税問題ですが、これは実は軽減税率にした瞬間に医療機関の損税という問題は全部解消するんですよ、実は、ちよつと後で調べていただければ分かるんですが、一%でもって課税、ゼロ税率が患者負担を起しませんが、一%でも軽減税率にすれば全くなくなるんですよ。だから、これが今確認したかったのは、実は診療報酬で手当てすることと軽減税率の適用、この可能性を論じるということとは両立しないんです。片一方が駄目になるんですよ、これ、この法案で、それが矛盾しているんですよ、実はこの中でですね、両方が立つということは、だから、今私がそこを確認したかったんで、これができたことは非常に幸ひであります。

そうすると、少なくとも軽減税率が適用された瞬間に、この法案の読み方としては、その同号の、修正案七条の一号のトは意味をなくしますから、それは私の本意でございますので、まあ有り難いなと。その可能性があったということをご確認をさせていただきます。

医療のこの非課税の問題でございますけれども、社会保険診療報酬に係る療養医療等が非課税なのは、六月六日の安住大臣の言葉を借りれば、これは政策的配慮ということになっております。そして、この同委員会での小宮山大臣のお話からすれば、これは社会保険診療は国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を持つからだというお話をされているんですね。

ただ、何で高度の公共性を持つと非課税になるんでしょうか。これは、先ほど経緯をちよつと野田先生の方から御説明いただきましたけれども、いろいろ考え方があったというわけですね。その結論として取りあえず高度の公共性かなという話で出てきたところなんです、何で高度の公共性があると非課税になるんですか。○國務大臣(小宮山洋子君) それは消費税がどういふ性格を持つのかというその根本的なところだと思つていますが、先ほど野田提出者もおっしゃつていましたように、それは消費税を導入されたときにそういう形で、これはやはり影響が非常に、命にかかわるところに影響が大きいという話ではないかと、これは公共性を持つからということとで考えられたのではないかとと思つています。

○古川俊治君 これは先日、安住大臣も諸外国でもそうになっているじゃないかとおっしゃられましたけれども、これはこの間の議論でもありましたが、日本はもうこれ民間が主体でやつていて、医療、公定価格でやられているから、これ全然話が外国と比較にならないわけですね。その中であつて政策的配慮。これ政策的配慮と言うんだから、幾らでも正直言つて変えられるというのが

ら、今私がそこを確認したかったんで、これができたことは非常に幸ひであります。○古川俊治君 野田先生、ちよつともう一度だけ確認ですけれども、この修正案の七条の一口と、この同号の下の関係なんです、これ八%に上がるまでにまだ軽減税率の余地があることになつてますね、この法案の中で、その場合に医療に対して、まあ一〇%までいいです、一〇%まで段階的に上げていく段階と、この段階で医療について軽減税率をすることがありますね。適用

用ができますか。その関係なんですけれども、ちよつと教えていただきたいと思つています。○衆議院議員(野田毅君) 論理的には検討の余地はないことだと思つていますが、実際に大筋からいけば極めて厳しいことだろうと、八%率直に申し上げた方が素直だと思つています。○古川俊治君 一〇%はいかがですか。済みませ

ん。○衆議院議員(野田毅君) まあ可能性は八%のときよりは大きいと思つてますが、ただ問題は、そのことによつて軽減税率をやるのか、あるいは基本税率そのまま適用するのにかよつて全く税収総額に大きな影響を与えるということは本質的な問題であります。○古川俊治君 財務大臣、もう一回今の法案提出者のお話、上がるつもりですが、八%適用の可能性という問題ですね、それも医療については軽減税率の可能性がりますね。○國務大臣(安住淳君) 全く可能性を、何をということをあらかじめターゲットを絞つて話しているわけじゃないですか、これから八%と一〇%で何を具体的にターゲットにするかということとは決まっておりますから、その点からいえば論理的には排除しているものではないということ

実際なんですか。

現に、正常分娩でどういう取扱いか御存じですか、正常分娩。消費税ですか。自費でやっていますよね、あれ。社会保険診療報酬じゃないですか。どうですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい、そのとおりです。

○古川俊治君 正常分娩は消費税は掛からないんですよ。非課税なんです。自費なのに。それで、特にこのお産は、作ったときは課税だったんですよ。ところが、途中から非課税になったんですよ。平成三年から。お産が平成三年から突然高度の公共性を持ったという話しかできないわけですね、そうすると。これももう余りに、これはまあ政策的配慮なんです、ですから。

だから、そこへいくと、じゃ実際、医療が損をしているから、じゃ、どう考えようというのは、実際、非課税にするかどうかというものは、もうそこから論じるべきなんです、この日本の現状として。

今、診療報酬で対応しているというお言葉ですね。先ほど私が申し上げましたように、かさ上げしている部分の診療報酬があるわけですよ。投資を少なめに行っている医療機関は、その診療報酬、税金として医療機関が払っている。だから、その税額分として補填をしている診療報酬のかさ上げ分ですね、それは結局のところ、患者さんたちが納める社会保険診療報酬の保険料とかあるいは自己負担分の中で税分としてかさ上げしているわけですね。そうすると、少ししか払わない、投資をしていない医療機関は、その税として払えるところが自分のポケットマネーに入っているんですよ、それ。患者さんの負担している分ですよ。そんなことで本当に国民の皆さんに消費税の引上げをお願いできるんですか。財務大臣、どうなんですか。

○国務大臣(安住淳君) ですから、元年からこうした制度でやってきています、政策的配慮としかもう答えようがないんですが、その時々に応じ

て、今の分岐も含めてですけれども、非課税のものを決めたりしてまいりました。

私も、率直に申し上げて、古川委員の財金から今日までの御主張には大変説得力があるとは思っておりません。

ただ、制度として今三党で合意をして、取りあえず、取りあえずですよ、八%、一〇%になる中で、診療報酬のこのありようはやはり見直しでしょうと、いろいろな意味で実態に合わないものについて、やはりそれを、消費税というものをカバーをするという趣旨に沿った診療報酬の在り方をまずそこで決めましょうと。その上で、その先のことについては、先ほど私が申し上げましたように、高額医療については補助金も出しています。しかし一方で、委員御指摘のように、実は小さな細かな診療については全く消費税分のカバールをされていないということも点検で、先般、梅村議員もここで指摘されたようなこともありますので、そうしたことを全体的にやはり見直さないといけない時期というものは早晩来るだろうというふうには思っております。

○古川俊治君 安住財務大臣、医療をこの際だから課税しようという考え方はどうですか、どう思われますか。

○国務大臣(安住淳君) 一つの考え方だとは思いますが、その場合、患者負担がやはり増えるのではないかと御指摘等もございます。

それから、その場合は、今、減免の事業者が医療者の場合、大体七割だと聞いておりますけれども……(発言する者あり) そんなにないです。しかし、個人開業医の先生方等の扱いをどうするかとか、制度設計が多分時間が掛かりますので、しかし、決してそれを全く、財務省としても一切駄目だと言っているわけではなくて、ヨーロッパや諸外国の例等を見ながら適正な在り方というものは考えていかなければいけないと思っております。

○古川俊治君 今、その軽減税率、先ほどもありました、医療従事者で、少なくとも、医者ですけれども、恐らく一割ぐらいです、データありますけれども、歯科の先生で四割ぐらいだと思いますけれども、みんなやれば、今経費計算やりますよ、これ、損税なくしてくれば、その選択をすることは、彼らは計算しながら、こっちが有利だからって実際申告してたりしますからね。

その中で、大臣、さっき課税すると患者負担が増えるんじゃないかということをおっしゃっていましたが、実際既にうかさ上げされているんですよ、その分払わされているんですよ、患者さん。だから、ちゃんと手当てができていけばそんなに増えませんが、別に。それは診療報酬全体に乗っけていなくてもいいじゃないですか、そのかなりの部分はもう手当てされているわけだから、その部分は実際払っているわけですよ、患者さん、知らず知らずのうちにですね。非課税だといながら、実際課税されて払っているんですよ。これがいいよ一〇%になって、まただんだんだんだん膨らんでいくと、そして、更にそこから高額投資の分だけ乗せてまた医療保険の方から出していくと、こんなことになって、全く分からないところであるものが進んでいる。診療報酬改定のたびにまた医療の経営実態調べてやって、直していくんですか。全く訳が分からないじゃないですか。

この辺で患者さんが、実際医療の信頼も言われていますよ、どこまでが医療機関に払われている自己負担分でどこが税金なのか、これは明確に分かった方がいいじゃないですか。税の公平、中立、簡素、そのことからいっても、課税が最もこれふさわしいスタイルなんです、やっぱり。どうですか、大臣。

○国務大臣(小宮山洋子君) 先ほどからの御議論の中で、私としても、いろいろ整合的でない納得のいかない部分があるということは御指摘のとおりだと思えます。ですから、社会保険診療の課税の在り方も含めて、検討の場ですっかりと議論をさせていたきたいと思えます。

○古川俊治君 だから、患者さんのもし負担が若

干でも増えると思えば、その部分は少なくとも低所得の方にはほかでちゃんと手当てをするということにすれば、そんなに私は、医療機関の方も、半分以上は課税で仕方ないと、その部分しつかり窓口で説明すると言っているんですよ。それがまさに、今後やっぱりしつかりその部分も入れて、排除しないで今後の検討課題として検討していただく、お願いしますよ。それは、それだけ申し上げさせていただきます。

時間も限られていますので、あと十分ぐらいですけれども、一点まずちよつと大臣、これも大変重要なんです。

これからの税と社会保障の一体改革の集中会議のところ去年出されて、これから余り今まで考え方は変わっていないと思うんですが、急性期について、特に医療スタッフをだんだんだんだん増やして、そして在院日数を短くすると、こういう形ですつと議論が進んでいるんですね。

ちよつと見ていただきたいんですけども、私の二枚目のスライドで、七番のちよつとあれを見てくださ、形をね。いいですか。それ、実は法案がまだ一本も出ていない。将来の二〇二五年にかけてどういような医療をつくっていくか、この法案がない時期、これから話し合いをしていくというのに、診療報酬は実は先に動いていっているんですよ。もうそっちに向けて誘導が進んでいます。我々は、国会でまだ審議もしていないのに、何で診療報酬で厚労省が勝手に決めるんだという気がするんです、もう動いていますから、既に。

それで、これが診療報酬の今回の改定で出されたこういふ図なんですけれども。この図、比べてください、七番の図ですね。これをどうやって模倣するかという、私は、この七対一の上のところ、小さく何らかのもう一つ上を付ければそれでよいと思っております。今厚労省がやられるように縮めようとしているんですね。それよりも上に乗せた方がきれいじゃないですか。厚労大

臣、どう思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今、この医療の改革の中でまだ法案が出ていないのは事実でございます。これはやはり、医療計画とそれから診療報酬と予算の中で今やっているわけですが、医療法の改正についても整い次第提出をしたいと思っております。

この七対一の上に付けたらどうかということですが、七対一は二十四年度の診療報酬改定で、七対一の入院基本料の算定要件のうち平均在院日数を十九日以内から十八日以内に短縮をして、一定以上の処置ですとか看護が必要な患者の割合を一〇%から一五%に引き上げて今こういう形になっているところでございます。

ですから、多分委員の御質問の趣旨の、上に乗せるということが、今私がお答えしていることは違うんですね。それは分かりますが、そのの上に乗せるというのはどういふふうなことをもう少しお話しただけですか。

○古川俊治君 七対一だから、例えばちょっと案としては五対一なんて話も出ていますけど、今ちょっと看護師さんが不足しているんで、五対一にするとか非常に大きな影響が出るんで、私は、七対一の中で少し要件を付けていって、そういつたところにも更に手厚くする。もう七対一に減らしていこうと今しているんですけど、実際のところ、今でもやっぱり勤務医の状況は大変なんです、七対一の急性期病院で。それを今更とんどんどんまた縮小していったら、もっと厳しくなっちゃうじゃないですか。だから上に付けるべきなんです。

それで、ちょっと私の作ったこの下のグラフなんですけど、見ていただきたいんですけど、大体、病院って、診療のこの病床というのは、急性期ですけれども、急性期病床はもう九割ぐらいが、一か月以内なんです。それも、中央値。平均値で取るとまた違いますけれども、長い人がいますから。中央値で見ると、ほとんどがもう二週間あるいは長くても三週間ですよ、ほとんど、中央値

で見ればですね。そういう中でやっているんですね。

だから、この急性期のところが特にこの病床として非常に地域医療においては大きな役割を果たしているんですよ。だから、少なくとも、この六番のスライドで図が出ていますけれども、長期療養は違いますけれども、亜急性期なんかこう膨らんでいくと、こういうのは医療の実態としてあり得ないんですね。ほとんどが患者さんというのは、慢性病の途中でも何か起こって急性期の治療後帰っていくんですよ。だから、まさに急性期病床の充実、そこをつくっていくことがこれからの地域医療の本質なんです。その辺、ちゃんと認識していただきたいんですよ。

ですから、今後、七対一を縮めるよりは、よりこういう要件にしてそこをつくっていくか、こういうことを考えていただきたいんですが、いかがですか。分かりましたか、私の言っている趣旨が。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃったことも重要な部分もあるとは思っていますけれども、医療資源をなるべく今の財源の状況の中で有効に活用するために、厚労省としては、今こういう考え方の中で更に工夫をしながら機能強化をしたいというふうに考えています。地方によってはいろいろと実態が違いますので、そこはしっかりと配慮をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○古川俊治君 だから、今、地域医療計画でもう既にありますよ、四疾患五事業でね。そういう積み上げも全然やっていないでしょう。そういう努力も全く厚労省はやっていないんですよ。それで、単に我々の社会保障国民会議のときにやってきた議論をちょっと手直しして出してくると。それで皆さんごまかされているんですよ、はっきり言って。これからちゃんと、本当は地域で積み上げ、疾患別の積み上げももうできる体制ですから、そういう努力してくださいよ。それから、もう一点言っておきますけれども、

これだけ答えてください。医師の数、これからスタッフをどうするか、これ非常に医療界を今にぎわしている問題なんです。

平成十八年に厚生労働省が医師の将来推計のシミュレーションを出しました。平成二十年から医学部の定員を約一割五分増やしております。そして、現在、厚生労働省の見込みでこれ医師のシミュレーション、やっていないんですよ。何でやらないんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃいましたように、二十年度から医学部入学定員、千三百六十六人増やしまして、二十四年度は八千九百九十一人と過去最大になっています。こうした取組によりまして四千程度増加いたしました。足りなかつた産科とか外科などの数も増えてきています。

それで、今後こういう形で……(発言する者あり)そのシミュレーションをやっていないというところでございますけれども、それについては、必要なものはやるようにしていきたいというふうに思います。

○古川俊治君 今何人増やしたって、彼らがこれから医療にきて働けるのは十年後なんです。いいですか。六年間少なくとも、医学部を出る、そして、これ順調に……ですからね、落ちる人もいますから。その後、臨床研修で二年取られると。それから普通は、医者になつてしつかりその診療科、地方で働けるようになるまであと六年くらい掛かるんですよ、みんな。十年くらいやって初めて外に行つて一人で活躍できるようにするわけですね。そういう過程を考えると、今何人つくつたという議論しても無意味なんです。

我々は、これから二〇二五年にかけて高齢者が増えてきます。しかしながら、二五年からこの高齢者の増える分はあつたという間に止まるんですよ。ストック、このストックがもう潰せませんから、つくつたら。だから、ちゃんとうまく乗せていかないと、将来のことが全く分からないプラットフォームになっちゃうんですよ。だからシミュ

レーションをやつて出せと言っているんです。いいですね。やつてくださいよ。これ平成十八年以降やっていないんだから。

○国務大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおりだと思いますので、それはやるようにしたいというふうに思います。

○古川俊治君 余り時間もありませんので言っておきますけれども、ずっと皆さんの口から出てくる、民主党は診療報酬を二回、全体で引き上げたつてずっとおっしゃってきましたよ。何回も小宮山大臣の口からもお聞きしましたよ。

ただ、実際、前回というか、二〇一〇年の最初の診療報酬改定、これがプラス〇・一九ということですね。七百億の確かに医療費ベースの引上げをやつていただきました。ところが、余り政府こういうとき言わないんですよ。実は、別途、診療報酬外でそのときに六百億の引下げをやつているんですよ。薬剤について。二〇二二年、〇・〇

〇四のプラスです。医療費ベースとして十六億円のプラスです。しかしながら、そのときには、長期収載品等の引下げで別途マイナス三百三十八億円です。いいですか、民主党政権になつてから二回のトータル、この診療報酬改定時に医療給付費としては二百三十億下がっているんですよ。トータル二回ですよ。

それで、皆さん言っているのは、我々は二回診療報酬、自民党政権と方針変えた。これは明らかに虚偽ですよ、我々から言えば。同じじゃないですか、ずっと厚労省の言うように下げているんですよ、今までね。これは同じです。

それで、これからまさに議論していくわけですから、社会保障・税の中、一年間で社会保障制度改革国民会議の中で話し合つていこうと、一年間、それで、一年の間に法的措置まで講じているんですよ。どう考えたって、これからの社会保障制度をここで確実にすると、その後、国民の皆さんに消費税のお願いをするんですよ。いいですか。そうやってくれば、やっぱりこれからのことにしつかり、消費税増税まで責任を持つてやれる政権がこ

の社会保障国民会議の結論をまとめて法案を作るべきでしょう。いかがでしょうか。

○**国務大臣(小宮山洋子君)** 今の御指摘ですけれども、長期収載品など薬価については、やはりジェネリックを推進するという意味からも、それは政策的な考え方もあって下げています。ただ、診療報酬上げたことによりまして、これまで足りなかつた小児科も産科も増えてきていますので、そこは張りをつけてやっているといるというふうに思っています。

今後のことについては、三党合意にもありますように、これは党派が違うからということではなくて、超少子高齢社会の医療のために各党各会派からいろいろの方の御意見も伺って最大限知恵を出していくことは私も必要だと思つています。

○**古川俊治君** 小宮山大臣、あなたがあとそこにとのぐらいいるか分かりませんが、将来我々がしつかりまた日本の医療を引っ張つてまいります。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○**委員長(高橋千秋君)** 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開会

○**委員長(高橋千秋君)** ただいまから社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、桜内文城君及び西村まさみ君が委員を辞任され、その補欠として寺田典城君及び田城郁君が選任されました。

○**委員長(高橋千秋君)** 公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案の審査のため、八月六日及び七日に公聴

会を開会することとし、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○**委員長(高橋千秋君)** 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○**委員長(高橋千秋君)** 休憩前に引き続き、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案を一括して議題とし、質疑を行います。

○**山崎力君** 自民党の山崎でございます。いろいろ質問したい項目があるんですが、私の場合はちよつと基本的な基礎的なことについて、精緻な議論をやっている中で恐縮かもしれませんが、理解する上でも必要だろうということで質問させていたいただきます。

今度の法案、社会保障と税の一体改革と、こうなっているんですが、この社会保障というものの概念ですね、そして今、今回出ている四つの項目というものの関連性がいま一つはつきりしないんです。そういう点で、社会保障の概念、どういふふうに政府としては考えているのか。それに似た概念としての社会福祉というのがございますけれども、それぞれの区分けする定義のようなものを考えていらつしやるのかどうか、ちよつとま

ず最初にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○**国務大臣(小宮山洋子君)** 社会保障制度は、病気ですとか障害、それから老齢、失業、そうした人生で生じます様々なリスクに対して、国や地方公共団体の責任で社会保険又は公費を財源として現金、現物、様々な支援を行うもので、国民の皆さんの安心ですとか生活の安定を支えるセーフティーネットだといふふうに考えています。

社会保障制度の概念整理ということですが、様々な種類の仕方がありますけれども、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生、この四つに分けることができると考えていま

す。これは昭和二十五年と三十七年の社会保障審議会の勧告に沿つた分類です。

このうち、社会福祉につきましては、障害者、母子家庭など、社会生活をする上でいろいろな困難を抱える人たちが安心して社会生活を営めるように公的な支援を行う制度です。具体的な社会福祉の例としては、障害者が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービス、これを提供する障害者福祉ですとか、児童の健全育成や子育て支援、母子家庭への支援などを行う児童福祉、こうしたものが挙げられます。

○**山崎力君** ちよつとそこについての質問の前に、今度の質問に先立つてどうか、ちよつと資料をいろいろ集めさせていただいたんですが、それがえつと思つたのが、いわゆる予算項目、これ財務省の方が主なんですかね、いわゆる社会保障関係費というくりががあります。その金額、例えば年金が八兆一千億とか医療が八兆六千億とかと、こういうふうになつてはいるんですが、今回の問題になつてはいる社会保障四経費、こういうことが出ておまして、それが年金が八・四兆、三千億増えている、医療が十・二兆、一兆六千億増えていると、こういうこの食い違いというのは、これは国費ベースの比較ですから、地方を抜いて比べているからいいと思うんですが、その違いといふのはどういふところから来ているのか、まず説明していただけますか。

○**国務大臣(安住淳君)** 先生御指摘のように、社会保障関係費と社会保障四経費の中には開きがあります。例えば、年金ですと、今先生御指摘のように、社会保障関係費の年金は八・一兆で社会保障四経費の年金は八・四兆ですから、差があります。この中身の主たるものとしては、国家公務員共済や私学共済に係る基礎年金国庫負担分の二億億程度を上げてはいる、ですから、その分増えていますということでございます。医療費につきましても、八・六兆円というのが十・二兆になつております。この違いについては、これは生活保護の医療扶助、障害者に係る医療費等公費負

担費ですね、公費負担医療費等がここに入っていると。介護につきましても約二千億程度違うわけでございますが、生活保護の介護費や介護予防などの支援事業をここに入れてはいると。

つまり、先生にもお渡しさせていただいておられますが、社会保障関係費の中の生活保護等のお金を取り出して、これを年金、医療、介護等の四経費に分けて積みまると、今私どもが提案している二十一・八兆の基になる八・四、十・二、二・五兆円になるということですから、恐縮でございますが、ここには差があるということをお理解いただきたいと思います。

○**山崎力君** その上でということになるんですが、今までの議論の中で取り上げていなかったのかもしれないんですが、いわゆる社会保障関係費という項目の中に年金、医療、介護、保険給付費というのがありまして、二十四年度で十九兆何がつというところで、うち年金、医療、介護と、こうなつてはいるわけですね。ここに子ども・子育てというのは別にあつて、恐らく今回の予算の中で少子化対策費というのは社会保障関係費にない項目で、恐らく主に社会福祉費の中から出てきている数字ではないのかなというふうな思つてはいるんですが、この辺の考え方というのはどういふところから来ているのか。

もつと言へば、今度の一体改革というのは、社会保障の対象、今までの概念でいう社会保障の対象に少子化を加えた形になつてはいると、これが特徴だと思ふんです。この理念設計というのはどこにあるということか、御説明願ひますか。

○**国務大臣(安住淳君)** 私からまず金銭的なことを申し上げまして、理念的なことは厚労大臣からお答えさせていただきます。

この少子化の一・八の内訳は何かと、どこから来ているのかということですが、先生が御指摘ありましたように、社会保障四経費の中には児童手当の一・二兆や保育所運営費の〇・四兆等が含まれておまして、今先生から御指摘が

あった社会保障関係費の中の社会福祉費にこれは含まれている額でございます。

○国務大臣(小宮山洋子君) 御承知のように、日本の社会保障給付、これは高齢者向けが給付費全体の七〇％を占めるのに対して、子供が四〇％ということで、これは先進諸国の中でも子ども・子育て支援が非常に足りない。いつも総理もお話をしているように、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という今の制度を見直して、より現役世代の、子育て世代の方にも受益感のある、そういうものにしたということ、今回少子化ということを含めました。

それで、消費税収の充当の対象を三経費から子育てや高齢者以外の医療にも広げまして社会保障四経費とし、子ども・子育て支援の量的、質的拡充を図りたいと思っております。これは、自公政権時の平成二十一年度の法制改正法の附則百四条の考え方を踏襲したもので、社会保障目的税と消費税の引上げを通じて必要な社会保障の安定財源を確保して持続可能な仕組みをつくる。子育て分野を始めまして、社会保障の充実、安定化のための一体改革、これはしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

○山崎力君 という経緯のようでございます。私もそのように理解しているんですが、そのことが結局、今回の社会保障というものと消費税の関連から考えますと、普通の今までの社会保障という概念の中でくくられていた対策から子供を引張り込んで、それで皆さん理解して消費税オーケーしてくださいと、そういうふうに見えるわけです。これ、果たしてそれでいいのかなと。

言葉を換えますと、これは今の形では質問通告していないんですが、問三の絡みでいえば、社会福祉のままに子供の経費を項目を立てて、そこに消費税を使うということでなぜ悪いんだということですよ。要するに、四項目に限るということで、子供の社会福祉と社会保障の概念に対して、何というか、曖昧さがそこに出てきちゃったと。今までの社会保障の考え方がいけば、みんな

金出し合って、それで保険金を積んで、困った人にとりかかると、それが必要になった人に分け与えましよう、こういうことですよ。これは後で質問に絡んできますが。

ところが、生活保護等は、そういうお金がない人にもそれなりの生活ができるようにということ、保険制度でないところでの予算の中から使っていたと、だけどそれは一つの考え方として社会保障関係費として入っていたと。それが、子供というものが別建てにして、しかも今度の四つの項目の中に入れたというのは、テクニクとして技巧的に国民の方に納得していただくためにはこれがいいんじゃないかという感じは分かるんだけれども、いわゆる税をどう使うかというための歳出項目の分類からいくと、いささか無理があるのではないのかなという気がするんですが、その辺についてお考えをお聞かせ願えますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員が冒頭御質問いただいたように、社会福祉と社会保障の整理からすれば、理念的にはそういうこと、だと思えます。ただ、今回の心としては、先ほど申し上げたように子ども・子育てに非常に支援が少なく、そこにしっかりと財源を確保するという意味では、また御負担いただく世代の皆様にも御負担を納得いただくために社会保障の受益感を持つていただくためには、ちよつとそこから取り出した感はございますけれども、高齢者の三経費だけではなくて子供にも充てますよということ、そういう意味ではそこは見えやすくなっているかなというふうには私も考えています。

○山崎力君 高齢者と言いましたが、医療は別に高齢者に限ったことではありませぬ。そういった意味で、これ少し、この一体改革と言う以上は、少し理念系に戻って整理して、分かりやすい形で国民の方に税金をお納めいただくという姿勢が必要だと思んですが、かえって今回のことで分かりづらくなっているという気がいたします。

と申しますのも、地元に戻って一般の方と話すのと、今度の一連の改革、我が党も賛成するという

ことになったわけですから、細々したところのこととはともかく、大筋ではどうのこうのと言うつもりはないんですけれども、一番の問題は、我々一生懸命稼いで税金払っていると、ところが生活保護の人たちは、この間マスコミでも報道されましたけれども、最賃で、最低賃金で一か月働いていて、それで同条件の人と比べたら働いた方が生活保護ももうよりも低いというところがあるわけ、これはもう今に始まったことじゃなくて、いろいろ事情あるのは知っています、我々の政権時代からの懸案でもあるわけですが、これは幾ら何でもひどいんじゃないところがあると思います。

それからもう一つ言えば、多少多くても、実収入が一万、二万多くても、その人にとつては人様の、何というか、下で働いて苦勞もする、嫌な思おもしても、その稼ぎが一月実質一万円だ二万円だ。だったら働く気になるかという話なんです。その辺のところをどういうふうにするか、この生活保護制度と考えていくかというところが、今、今回の一体改革の中で一番私は陰で問われているところじゃないかと思うんですよ。

その辺で一般の納税者に対して、不満を持たれているということが本場に政府側に伝わっているかどうか、その辺の対策どうするか。これ、かつて同僚議員から生活保護の問題指摘されたことがあって、それはそれで聞きしますが、まずその辺に対する考え方、構えというものをちよつとお伺いしたいと思えます。どちらでも結構ですが。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは多くの御指摘もいただいていますし、やはり国民の皆さんに信頼できる制度にするためにも、これまでは政府側として、生活保護制度と最低賃金と年金はみんな違う制度なんだからという説明をしてきました。それで、今でも納得が得られないということ、一つは、五月に立ち上げましたけれども、低所得者の皆さんへの社会保障をどうするかという検討会、これは元々総合算制度を考えるための

研究会だったんですけれども、そこでその生活保護と最低賃金、また年金とのその相互の間の整合性を議論をいただくことにしているというのが一つございます。

それから、おっしゃったように、最低賃金が生活保護を下回るというのは、これはどう考えても納得のいかないところですので、これは先日、中央最低賃金審議会が目安をまとめましたけれども、これから二年以内に計画的に解消に取り組んでいくということで、これからまた各地方でお願いをします。

それからまた、生活保護の基準につきましても、五年に一度のデータを基にした見直しを今年末までに行いますので、そうしたことを併せてやっていきまして、また、生活支援戦略も秋には作って、なるべく生活保護の皆さんに働いてもらえるようなことを民間の皆さんの協力も得て伴走型でやりたい。その際には、働いたことがインセンティブになるように就労収入を積み立てる制度なども考えていこうと思っております。そうしたことを総合的にやっていく中でそれぞれの制度が信頼いただけるものになるように努めていきたいというふうな考えでございます。

○山崎力君 おっしゃっていることはそのとおりなんだけれども、それじゃ、実効性を期待できる答弁かといえば、全くそれは期待できない。なぜならば、今までもそういうふうなこと、正直なことを言っていますね、我々の先輩も似たようなことを言ってきたんですよ。そして、我々、しがらみがあったんですよ、そういうことを指摘された部分もあって野党になったわけけれども、いろいろおっしゃっていた、そして今、政府・与党になられた皆さん方も同じような対策しか取れていない。

そして、しかも、今何が一番問題かといえば、消費税を上げないこの国、もうもたないよということだと思っております。だからこそ、今この問題まで考えないと、将来へ向かってくる税制、あるいはこういつた保障制度というんですか、社会

保障制度あるいは社会福祉制度、もたないという感じが私、するんですが、その辺についての考え方というものが政府全体としてまとまった形で聞こえてこない。

特に厚労省関係、今度、社会福祉のことなんですけれども、後でもまた質問させていただく予定ですが、午前中やった同僚議員の医療関係のことも含めて、総合的にという言葉が一番、最近嫌悪感を感じるようになりました。総合的というのは、個々具体的には説明が付かないから、丸めて何とか納得してちょうだいよというのと同義語なんです。便利な言葉で、ほかに使いたいような言葉も見当たらないものだから私自身も使うんですけれども、その総合的という言葉を使うときの自己嫌悪感というのは持っていた、だいたいと思うんですよ、政府側に。

そして、その一つの例として生活保護の医療費の問題です。
一般の方々は、生活は確かに厳しいかもしれない、うちはそこそこやっている、だけど、生活保護の人っていうのはいいよねっていうのは一つこれなんです。今普通に暮らしていても、何か重病、大病になったら今の生活維持できるのか、これが一般の人たちの、特に中高年になった方々の不安の第一なんです。その点、生活保護はいいよねと、こうなるわけですよ。

そこをどう含めて、この生活保護の医療制度、その不正受給、これはある意味非常に重大、まあもちろん教育費のあれとがありますけれども、一般の方から見ればそこが一番のポイントだと思えますので、その辺について考え方を聞かせたい。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今、増え続けている生活保護費の中で半分がこの医療扶助です。その不正を適正化していくというのは当然のことだということに思っています。

今何をしているかといいますと、診療日数が過度に多い人、これについてはその全員を対象に受診の指導を実施している。また、長期間入院し

ている人についても、その全員を対象に入院の必要性を調査しまして、必要がない場合には退院を支援している、こうしたことをしています。

また、今年度中に電子レセプトの機能強化を図って、その適正化の対象となり得る医療扶助受給者、医療機関を容易に抽出ができるような、そういう取組を新たに開始をいたします。

そして、先ほども申し上げた今年秋をめどに策定いたします生活支援戦略の中で、こうした取組も含めて医療扶助の適正化策、これは、先ほどおっしゃったように、言うだけではなくて実効性のある取組を進めていきたいというふうに思っています。

○山崎力君 私がこういうふうなことを申し上げるのも本当に難しいんですけど、その実効性あるというのには本当に難しいんですけど、あるお医者さんに行くと、どうもよく治らなかつた、そのときに、別にいいお医者さんがいるよという言葉を掛けられて、じゃ、そっち行ってみるか、そこでもうまくいかない、そうすると、自分の病気が治らなければいらないところのお医者さんに行くことができないわけですよ、今の制度でいえば、そして、その都度医療費を払ってもらおうといいますが、一般の方はある程度、三割なら三割負担するんだけど、生活保護の方はただですから、そしてもう一つ言えは時間も方多いので、行かれると、それが医療費を膨らませている一つの要因になつていて、これは容易に想像付くわけです。そして、悪い人は、そのところでもらった薬をため込んでネットで売るなんていう人も出てくると。まあ数は非常に、割合は少ないと思えますけど。

ただ、それをどう規制するかという点、あなたは一回この病院なりこの病院に行つて診察しなさい、そこでその診断を受け入れなさいと、こういうことを言わない限り、本当の意味での実効的な対策にならないですね。

ただ、これを本当にやつていいのか。生活保護なんだから、行くべき病院はしっかりした病院な

んだから、そこでの診断に満足しなさいと。これは非常に意味合理的です。だけど、日本の国民感情としてそこまでやれるのかね。じゃ、二つまでいい、やらせるかというふうなことも考えることはあるんですけど、僕は、この問題を考えたときに、そういうことを考えると本当に実効性がある対策取れるのかと。もう一種の故意犯といえますか、そういう人たちはこれは別ですけども。

そういうところと同時に、生活保護を専門にやっている医療機関というのは関西に結構あると。その最大の理由は何かと、取りつばぐれがないからだと、支払が公だからだと。これも一つの現実でございまして、そこまで考えたときに、何が今の一般の医療機関で問題かといえれば、取りつばぐれがあるということなんです。そこまで考えていらつしやるかどうか、制度として、

というふうなことを考えていきますと、先ほどおっしゃられたことがどうもお役人の言葉で、何かこの場合をいいたくない。もちろんそれを実行したいという方いらっしゃるんですけど、今まで本当に苦労して、やり切れてこなかったという反省といえますか、自省の姿勢が見えない。それでいいんだらうかというのが現実に私の今の考えなんですけれども、その辺について何かお考えあるでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今御指摘のあった医療機関につきましても、これまで取消しというようなことは余り行われていないんですね。ですから、指定の要件とか、有効期間を設けるとか、取消しもしきちんと行っていくようなことも含めまして、今回はこの生活支援戦略の中にいろいろな柱を盛り込んでいますが、これは、いろいろと海外でもやられているような就労支援などについても、イギリスとか韓国でやられているようなNPOとか福祉的な事業を行っているところとも協働してやるかとか、いろいろな事例も基にして実効性のあるものを立てていまして、それを国家戦略の日本再生戦略の柱として入れていますので、これを形

だけでなくて本当に政府を挙げて取り組めるように、国民の皆さんの御関心もこれだけ強いですし、社会保障の維持と充実のために御負担もお願いをしているという今のこの時点で、本当にそこは危機感を持ってちゃんと対応しなければいけないと、本当に私も考えているところで。

○山崎力君 次の問題に移らせていただきます。○山崎力君 次、言葉じりの問題なんですけど、正直言つて、実効性のあるプランを織り込んでおきますと言いましたすよね。本当に実効性あるのかどうか、保証の限りじゃないわけですよ。逆に言えば、今まで、本当にそれが実効性があるのなら、今まで何でそれがやつてこなかったかということ、それを、それこそ、立法府の人間として、議員として、厚労省のつかさを担っていられた大臣としては、そこまで分かつた上で実効性があるという言葉を使つていた、だいたいなんです。僕は、とてもその辺、実効性があるということ、ただ大臣、これはこういふかじかじか実効性がありますよと言われた、ああ、そうだねと納得して言われているような気がしてならない。

それじゃ、なぜ今までそういう実効性のあるプランが実行されてこなかったのか、そこまでお聞きになりましたか。その最大の理由は何だと思えますか。まさか予算が来なかつたからということじゃないと思えます。もし反論というかその辺あつたら議論を深めてもいいんですけど、そういうところまで質問通告もしていませんし、そういう言葉じりの問題ですから、これ以上こちらの方としては答弁求めません。それでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) どこまでやれば十分な議論をして十分に私が認識をした上で言っているかというの、それは受け取り方によつて違ふと思えますが、このことについては省内で相当力を入れて今回やっております。私もその中に入つてやっておりますので、そういう意味では、言葉だけということではなく、私としては全力を挙げてやつていくつもりですが、それがどうなるかとい

うことは、やはりその結果を見ていた、だかないと御納得はいただけないのかなと思っております。

○山崎力君 いや、この問題で時間取りたくないんですけど、議論されていること分かるし、実効性があるんだらうなと、実際にいい結果をもたらすんだらうなと思つて議論されて出されたことについてのことを申し上げているわけじゃないんですよ。それは、その可能性十分あると思います、恐らく中身聞かなくても。

だけれども、それじゃ、それがなぜ今回実効性を持つということを確認されたのか。ということは、以前そういったことができなかったのか。ということの方が分かって、その上でそのハードルを越えることができたから、今度、実効性が十分あるものだと断言できるようなことになると思は思つていますので、その辺のところのことまで分かつた上で言われているのかな。そうでなかつたら、今度は実効性のあるものが出ました、今までは出していなかつたんだねということになつちゃうわけでございますので、その辺を是非御理解願いたいと思います。

時間の関係で、飛ばして次の方に行きたいと思は思いますが、今度国と地方の関係についてお伺いしたいんですよ。

社会保障、これ、現場は地方ですよ。文書書時間の関係で読みませぬけれども、そういうふうな認識されております。そして、そうなつたときに、今回も含めて、社会保障における国と地方の役割分担、関係というものについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 全体として、国と地方の関係は、これは地方自治法にも書いてありますけれども、できるだけ住民に身近なところは地方自治体が責任を持ってやると、そしてそれができかねる国全体の部分は国がそれを補完するということで、対等の立場で、地方の自立性、自主性を生かした中で役割分担をするということが基本だということでありまして。そういう意味で、社会保障についても同じ考え方でありますので、国と地

方公共団体が適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることが重要であるというふうな思つております。

そういう意味で、今回も、今の四事業をどういう役割分担しているのかということ整理する中で、国と地方の協議の場を通じて、国と地方団体も十分な議論の中で、全国レベルのセーフティネットを国が分担する、地方の実情に応じたきめ細かなセーフティネットは地方がやるということとで、お互いが支え合つて社会保障を安定的に実施していくことを基本とするという考え方でやつてまいりました。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今総務大臣お答えになつたとおりでございますが、国と地方の協議の場でも非常にかんかんががく、大いに議論をさせていたいただいてまして、国としましては全国レベルのセーフティネットの制度を設けると、それに合わせて、やはり現場である地方自治体それぞれ地域に応じた形で、その制度をどういうふうに生かして具体的な計画を設計して実行するかという、そういう二重のセーフティネットをつくっていくことだと思つておりますので、今後とも、地方がとにかく現場ですから、御意見も伺いながら、そうしたことがスムーズに運ぶように努めていきたいというふうな思つております。

○山崎力君 ちょっと次の僕の考えを言う前に、僕が感じていることの大きな問題意識というのは、国と地方がよく言うわけですね。ところが、地方というのは一つじゃないんです。四十七都道府県もあれば、市町村もあるわけですね。そして、それが国なら、少なくとも役所であれば一つの利益共同体みたいなところがあつて整合性のある政策をやるんですけれども、地方はそうは言つていられない状況があるわけですね。

最初に、その点で、地方といつた場合の、今、皆さん方、政府、国の立場から、地方といつた場合の都道府県と市町村の役割分担というのはどうあるべきだと思つていますか。それとも、それは

それぞれに任せるべきだと思つていますか。

○国務大臣(川端達夫君) 都道府県と市町村の役割も、先ほど国と地方というふうな考え方を申し上げましたけれども、まずは基礎自治体である市町村ができることは行つていただく、そして市町村でできないことは広域的な自治体である都道府県が担うという、これも補完性の原則を基本として都道府県、市町村がそれぞれの役割と責任を持つて果たすことができるようにすることが重要であるという考え方でございまして、住民により身近な市町村にできる限り役割を担つてもらおうというこの考え方は、社会保障における都道府県と市町村の役割分担についても当てはまるものであるというふうな考えております。

○国務大臣(小宮山洋子君) 基本的には、考え方は今総務大臣がおっしゃつたとおりですが、社会保障分野で具体的にどういうふうな役割分担をしているかということを少し申し上げますと、市町村は、一番身近な基礎自治体として、例えば介護保険や国民健康保険などの地域保険制度を運営する、また、障害者や生活保護受給者などに対する福祉施策を実施する、そして、母子保健や予防接種、健診などの保健対策などを主に担つております。

都道府県は、広域自治体として、市町村間の広域調整ですとか技術的、財政的な支援を行うほか、病院や介護や福祉の入所施設などの整備、提供体制を確保するという、児童虐待への対応などの専門性を持つ福祉施策を実施すること、感染症対策などの専門性、広域性を持つ公衆衛生対策などを行っているというのが一応中での役割分担になつております。

今回の社会保障制度は、私も子ども・子育ての制度設計などに実務として当たりましたけど、都道府県のお考えと市町村のお考えが違つた部分も結構ございます。それがやはりそのサバイブを受け側にとつてどういふ役割分担をして相互に補完していただくのがいいかということをお考えながらやっておりますので、それは個々についてきめ

細かにそういうそれぞれの実情をお伺いしながら、整合性を持つてできるようにしていきたいというふうな考えです。

○山崎力君 いわゆる総論としてはそのとおりだと思ふんで、それ以上何も付け加えることも引くこともないと思ふんですが、各論としてやつていくところが、今の方針でやつていくのところが、今の答弁聞いて、県や市町村の担当者、分かつたところでも思ふないんですよ。結局、ケース・バイ・ケースと言つていただけじゃないの。違ふんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) ケース・バイ・ケースというのか、例えば今回やる子ども・子育て支援のところで、自治体がこういう役割を持ち、都道府県はそれをこういふふうなバックアップするというような具体的な制度設計をしています。そういう形で、個々違ふといえはその制度によつて違ひますが、総論としては、やはり今先ほど申し上げたような考え方の下で、それぞれの制度がより良く動くように役割分担もしていただいているということだと思ひます。

○山崎力君 そのときの地方自治体での働き、それから地方自治体におけるそれぞれの財政状況、そういったものをどう勘案するかというのが大きな課題になつていられるわけですね。

例えば、まあ何でもいいんですけども、保育所等の問題で待機児童という言葉がありますけれども、地方には余りないんですよ。やつぱり大都会の問題だと。青森県でもほとんどない。一桁だとか十人単位で、百人はいないだろうというふうな言われています。全県で、そういうところにお金出すということは、大変だとお金出すということ、逆に言えば、子ども・子育てに関して見れば、それじゃそれに匹敵するような支援というものが地方に行つていないかという感覚を持たないといけないうちで思ふんです。これはある意味被害者根拠性だと言えはそう言われても仕方のない部分はあるかもし

れませんが、これだけ子ども・子育てやります、こう言っていて、その自身の予算の行き先見たらほとんど大都会じゃないの。ただでさえ人口の減っている地方においてどうするんですかというふうな考え方とか、受け取り方をされても致し方ないことだと思えます。よっぽどその辺のところは区分けして考えなくちゃいけない。

そして、現場で働いている、これはもう年金でもそうだし、医療でもそういう保険徴収の問題もそうなんですけれども、本当にそれじゃ、医療なんか、我が町で医療機関あるのいうところもあるわけですよ。そういうところの格差をどうするの、そこまで面倒を見てくれないんだつたら、どうして我が村がそういった人たちの国保なら国保のお金を徴収するのが必要なの。もちろん、ほかの町へ行くと、医療機関あるのいうことになつて、保険もちゃんと受けられるから、それはそんなこと言わないでということもあるわけなんですけれども、そういったところをどういうふうにするかというところまで今度の制度が踏み込んでいくかなというところ、私はそうは思えないところがあるんです。

それで、極め付きは、この反省あつてのことだと思ふんですが、これちょっと古い話で、それを基に反省したというふうにおっしゃるのは分かっています、あえて嫌み半分で言わせていただきませうけれども、平成二十三年六月十三日、国と地方の協議の場、平成二十三年第一回議事録の抜粋、山田さんという全国知事会会長が冒頭の挨拶で、自民党政権のときの委員構成と今回の集中検討会議の委員構成を見ますと、どちらも学識経験者、経済界、労働界、そしてNPOを主体とするそうした方の代表者が出ておられると、一つだけ除かれたものがありまして、それは地方公共団体の委員であります。

こういうのが出ておるわけですが、こういう引継ぎは、川端大臣、お耳に入っていますか。
○国務大臣(川端達夫君) 今の経過だとか、そういうこと議事録を私も読みましたけれども、実

情として申し上げますと、そういう中で、その間から含めて、先ほどおっしゃいました、国と地方が社会保障をどういう責任で支えているのかという議論に発展をさせていって、そして結果として、実情を調べるといことから、現実的に今、何をどう皆さんがやっていただいているという経過に行きましたので、その部分は私の実のある議論がちゃんとできたと思えますけれども、そういうところが、議論があつたことは私も聞きました。

○山崎力君 申し訳ない言い方をすれば、最初の出だしがこうだと、後で、しまった、ちゃんとそれやらなきゃと思つてリカバーしても、スタートの段階でそこまで思い及ばなかつた政権だつたという、これ古傷はやっぱり持つていただかないといけないわけで、そのところで質問させていただきますのは、お金のところ、税収といいますが、財政力の少ない自治体とそうでない自治体、もつと言え、交付税の交付団体と不交付団体、その差で、本来であれば社会保障というのは差があつちやいけないんですけれども、これはどうしたつて出ざるを得ないわけですよ。余裕のあるところは、あるいは余裕がなくても、その政治的な部分で子ども・子育て支援をしましよと。単独事業としてやるところもある、やりたくてもやれないところもある。その辺のところをどうやっていくかというのはこれ本当に難しい問題だし、交付税措置でそこまでやれるのかという問題は当然あるわけですし、ただ、今度の消費税の値上げに関しても見れば、そのところにかかわつてくる部分もどうしたつて結果的には出てくるわけですよ。その辺の発信が全然というほど聞かえてこない。

だから、今度の改正で具体的にうちの村には、町にはどういう形でこの制度が出てくるんだらうと、影響してくるんだらうということも、もちろん町村長会とかそういうところでは議論されているかもしれないけれども、現場にはまだまだ下りてきていないし、理解も進んでいない、不安が残っている。その辺のところについてどうい

日程感でこれからこの問題、地方のそれぞれの現場に下ろしていく予定なのか。ちょっとこれは質問通告してはなかったんですが、日程感、これからの予定というものが分れば教えていただけませんか。

○国務大臣(川端達夫君) 法案審議中ということと一定の限界があるんですが、最終的にはこの社会保障の充実として二・七兆円程度ということが今年新たに一分とということでありまして、これに伴つて地方負担についても一定程度増加するということになります。

具体的な充実の内容は更に検討していくことになりまますけれども、あえて現行の国、地方の負担割合等を参考にして試算してみると、国が一・八五兆円に対して地方は〇・八五兆円程度になるということでありまして、こういう地方の負担増が具体的にどうなっていくのかということも含めて、これは当然予算編成のときにはしっかりとさせなければいけない、これが一番大きな日程感としてはもうそれがリミットでございます。そして、その総額は地方財政計画に適切に反映すると、そして、どういう項目をどうするかということも、これも詰めていく中で、基準財政需要額の算入方法についても十分検討して適切に算定していきたいというふうな思っております。

○山崎力君 ところで、要望ですけれども、これはそれぞれ市町村、統治能力という言葉硬くなりまますけれども、差があるのも現実です。よくやっていると、差がなくなるとも問題があると言わざるを得ないところもある。それをまとめて面倒見なきゃならぬというのが総務省の役割で、そんなひどいところの国の予算を使つていいのかわからないのが財務省のあれで、お二人ともそこところのちゃんちゃんばらばらは何十年来の争いを引き継いで来年度の予算編成に当たると思いますが、今回の社会保障というものの考え方を是非御理解した上で地方の現場に違和感のない形で行っていただくように要望したいと思います。

そこで質問なんです、これは民主党の、何と

いうかな、スローガン主義というのか、そういうところもあるんですけども、我々は地方分権と言つていたんですけども、地域主権という言葉使われました。その中で、今回の案における引上げ分の消費税の地方分について、これは全部社会保障に使うんだと、こういうふうな言つておられる。それはそれで、現実はそのうちかもしれない。しかし、本来の趣旨からいつたら、地域主権の趣旨からいつたら、自由はその地域の考え方に基いて何に使うかというのが、それが地域主権の基本的な考え方じゃないですか。それに反しませんか、この制度は、今回の制度は、いかがでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 今回は国、地方を通じて社会保障の安定財源の確保ということを中心に、財政の健全化ということでもこういう消費税の改正をお願いしているところでもありますけれども、先生がおっしゃるように、地域主権改革を進めるという基本的な理念でいえば、地方団体の財政運営の自由度を可能な限り高めていくと、そして使途は限定しない形で地方税の充実強化を図るというのがこれ大原則であるというふうな思っております。こうした考え方があつて、これまで

も、先ほど山田会長のお話ありましたけれども、地方団体という意見交換する中でもしは地方関係団体からは地方消費税の充実を含む地方一般財源の確保などを求める意見が述べられてきたことは事実でありまして、これが私は基本だと思つております。

そういう意味で、今回の改革の趣旨、それから地方分の消費税の社会保障財源化については、国と地方の協議の場を通じて、地方団体に対して、今回はこういう背景だからということでも十分説明をする中で御理解を得るべく努力をしてまいりましたところでございますが、法案成立後の運用に当たつても、地方団体の意見も踏まえて、地方団体の自主性、自立性にも十分配慮しながら対処してまいらなければならぬと思つております。

○山崎力君 総務大臣そういうことなんです、

もし財務大臣、反論があればと。これはやばです、聞くのは。

○国務大臣(安住淳君) 余り正直に言うところになりません。

ただ、やっぱり地方も頑張って自分たちで税金をしつかり、アメリカとは言いませんけれども、それぞれの地域に応じたような努力も必要だと思っております。今は、率直に言っておりました。先生も政治部の記者としても長い間の政治の世界おられるわけですから、いろいろ言いますけど、最後はやっぱり国が増税をするところ、だから、そういう意味では、本当にそれぞれの自治体にとってもこの政治の担う役割が重くなると思えますけれども、地方におっしゃるとおり、主権といいますが、そういうものがもし移るような時代を目指すのであれば、是非課税に対しても頑張ってやっていただくということもあっていいかなと思っております。

○山崎力君 この問題をやるという時間が何分あっても足りない問題で、ただ、今の大臣の話すると、本当、地方の首長さん、議員さんは、名目どうでもいいと言っていますよ、額増やしてくれと。補助金でもいい、自主財源なんでもうどうしようもないんだ、雇用がないんだ、人が減っているんだと。自分たち地元の事情を知っているから何とかそこで頑張っているというけど、地元の事情を知っているから悲観的になるんだという人がいるんですよ。

私の個人の経験からすると、二十数年前、青森に帰って県内を回ったときの知り合いの町村長さんのお宅で、現在、人が住んでいないところを知っているだけで四軒から五軒あります。無人の家で、合併前も含めてですけどもね。そういうところを考えると、そういうことをやっているところの救済といえますか再生策は、言うはやすく行うは難しで、本当に頑張っている方もいらっ

しやるんだけれども、そしてマスコミ等はその明るい、何というんだらう、ともしびとしてそういう人たちを取り上げるんだけれども、なかなか難しい。それで、地方自治といいますが、そちらの方を言っている方からすれば、頑張っている、大したものだ。大阪なんかひどいものですよ。あれでやっていて、頑張っていると言っていて、交付税ちゃんともらっているんですからね。

そういうのが現状だということに対して、もう少し、何というのかな、現実には即した形の物言いをしていたらいいかと、とにかく選挙向けとは言いませんけど、国民の理解を深めると言いますが、全部これは、今度の消費税アップ分は社会保障に使用すると、こう言い切っちゃって、自分たちの言っていた柱の一つと矛盾していることをあえてというか、気が付いているのか気が付いていないかも分からない、指摘されるまでは頑かぶりしておく、この姿勢がちよつと私には納得いかないということをあえて苦言の形で申し上げておきたいと思っております。

最後に、時間の関係でちよつと短くなりましたけど、午前中、同僚議員が、古川委員が質問した医療費の関係で行きます。

これ、どう考えたって、五%のときお医者さんが、医療は消費という名前にそぐわないというので消費税を排除されたのはあれですし、恐らく実態からいえば、ただでさえ医療事務大変なのに、ここに消費税のいるんな計算その他の管理が入ってくる大変だ。

そして、さっき言った電子カルテなるものを言ったときに、これ、関係者から聞いただけで確証は取っていませんけれども、カルテの管理にコンピュータを使うと、そのためには、まず鍵の掛かる、情報保護のためにしなさい、パソコンも指定されたものにやりなさい、そういうことをやって、それが嫌気差して辞めた八十過ぎの、細々とというか、長年やっていたお医者さんで辞めたという人を私は三人知っています、個人的に。紙でカルテを書いていて、そういうのは嫌だ

ということ、そういうふうな辞めた方も知っています、その電子カルテ一つ取っても。若い方はいいんでしょうけれども。

そういう中で、いつまで丸めるんですか、診療報酬に。もう専門家の方たちがいろいろ質問しているから細かいことは言いませんけれども、内科、外科、産科、そういった科目ごとに、それぞれに即した診療報酬なんて、アップなんて普通はできないというのには目に見えています。それを大ざっぱに丸めて、その中に加えて、それで最初のうちはまあまあやっていたのが、診療報酬改定でそこところが抜きで改定されて、ぎゃつというふうになって、頭に来たというお医者さんがいることも御承知でしょう、大臣。

そういう中で、今回の八%というものに対して、私は制度論からいって、医療に消費税を持ち込む機会だと思っております。これ、八%抜きにして一〇%行つたとき、普通税率その他でやるという手もありますけれども、やっぱりある程度、複税率にして何にしろ、患者さん側からこれいいたくないと、一〇%までいいよ、だけれど我々の計算からしたらこれ共通項でしょう。何年かたすか分からないけど、よほどの経済の好転がない限り、一〇%じゃ消費税は取らない、将来、十年先、二十年先はという意識からすれば、いい機会じゃないかというのが私の考え方なんです、大臣、お考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) もし必要があれば、また財務大臣からお答えいただければと思えますが、先ほど申し上げたように、今、中央の下に検証の場を関係者でつくってありますので、そこで社会保険医療に関する課税の問題についても併せて検討したいというふうに思っています。

○山崎力君 検討してということであれなんですけれども、それは先ほど同僚委員からの質問で詳しくなりましたけれども、基本的な税制の考え方として、今度は財務大臣にお聞きしたいんですけども、今のまま丸めた形で診療報酬にぶち込む、これ、どこまで軽減税率、あるいはやるかどうか

というような問題は別として、何というんでしょう、これは大きくやつたら、大量のときは少し面倒を見るとか、そういう恣意的な部分でやるよりは、もうすっきりさせる、簡素化するというのがそういうことだと思っております、誰でも分かりやすく。

これから、医療に関しても消費税を払うと、払える人は払ってもらおうと、問題のあるというか、払いづらい人は別途それに対して対応策を取る、これが一番分かりやすい税制じゃないかと思うんですが、財務大臣、お答えしづらい点は分かりませんが、今のお気持ちを聞かせ願えればと思います。

○国務大臣(安住淳君) 率直な感想を申し上げますと、多分、三%や五%であれば、特にスタートの時点の三%であれば、特別、診療報酬に乗せした方がある意味でお互い面倒もなかったし、いいでしょうというふうなこともあつたと思えますが、長年こうして御指摘をいただくと、確かに消費税がこれから例えば八%、一〇%が上がっていくと。我々としてはそれを基本に今回やらせていただきます。ですから、やらせていただく以上はかなり精緻な議論をやってはいただきますが、先生の御指摘のことは、これからもうそういう丸めるようなレベルでなく、もつと消費税というものの位置付けが大きくなったときに、そこで包含するのはもう難しいから、制度を変えた方がもつと分かりやすくなりますんでないかという議論だと思えます。

個人的には大変私も感想としては言いたいことはあるんですが、一度政府の中でやつぱり、実は私も省内でも、どこかの時点ではやつぱり考えないといけないときが来るだろうなというところは申し上げておきますので、そこはやつぱり改めて、先ほど古川先生のお話もありましたけれども、様々な医療に対する制度を全部一度テーブルに入れて議論をするというのはそろそろあつてもいいんじゃないかと思っております。

○山崎力君 最後に、厚労大臣、御感想をと言

たいところですが、先ほどの答弁以上のことはなかなか出てこないと思いますので、私の方から質問は控えさせていただきますけれども、今まではこれ、今度の法律を、消費税という懸案を、上げるといふ決断をしていただいたということ、我が党を含めて関係者が本当に現時点での条件の中でしっかりしたといえますか、まあ最低限これらでは受け入れてもらえるだろうということでした。今回の案でございますので、賛成の立場で当然やっているわけですが、今日質問させていただきます。肝心の基本的なところをばやかしだしたまま、余りにも世間受けがいいようにというふうに、先ほど来申し上げた点を含めて、何と直じやない。地域主権についてもですね。そういった形で今出されているという御党の体質が残っていることだけは明確に指摘させていただきます。私、私の質問を終わらせていただきます。

は、やはり将来にツケを残さない、たとえ国民の皆様に不人気な政策であったとしても中長期的な視点で決めることをしっかりと決めていく、これは大変に重要なことだというふうな御意見が大宗かなという印象を受けております。もちろん、批判的な方々もいらつしやいます。そうした方々にはしっかりと説明責任を果たしていかねければならないかと思いますが、そういう若い世代が今の消費税というものをどう考えているのか、社会保障制度をどう考えているのかということ、是非こうした御意見があるということをお認めいただければというふうに思います。

もずつと説明を続けさせていたいただいておりまして、やはり政党というのは、国民の民意を集約する機能、そしてけんけんがぐくの議論を行った上で、その集約した意見、議論について結論を一度下したからには、その結論について責任を持つて国民の皆様は説明をしていく、これが政党の果たすべき意見集約の機能として、今のこの民主主義の社会の中で大変重要な機能を担っているというふうに、私はまだ新人の議員でございますが、政党の重要性というものを非常に強く感じているところでございます。

いいいたします。○国務大臣(岡田克也君) まず、今の質問にお答えする前に、今、この社会保障・税一体改革の必要性について、御党も支持をさせていただく方々あるいは国民の皆さんに対して真剣に説明をしておられることに敬意を表したいと思います。我が党も同様に、今懸命に説明をしております。最近の調査によりますと、民主党支持者の中では社会保障・税一体改革に対する理解が大分広がってきたように思います。ただ、まだまだ反対しておられる方もいると。もつと真剣に、特に我々は与党ですから、正面から向き合って、そして多くの反対の方々に對してもそれを説明をする責任が我々にはあるというふうにお思っております。

公明党の石川博崇でございます。今日は、このように質問の機会をいただいたことに、まず、冒頭感謝を申し上げます。今日、まず、午前中、子ども国會議員の皆様方が、先ほど傍聴にもいらつしやいました。昨日、今日と子ども国会が開かれました。全国から百五十人の選ばれた子ども国會議員の皆様方が、まず、子どもを中心とした熱心な議論をされて、先ほど宣言も採択されたというふうに向っております。

今議論されております社会保障と税の一体改革は、まさにこうした未来を担う、将来を担う子供たちのためにツケを残さない、しっかりと社会保障制度を安定化していくということで大変に重要な制度だというふうに考えております。

非常に時間が掛かってしまった、あるいは鳩山内閣当時一切手を付けてこなかったこれまでの民主党政権の在り方について、岡田副総理、どのように感じいらつしやるか、是非御答弁をお願いします。

その間遅れたじゃないかという御批判はもうろん真摯に受け止めますが、我々の二〇〇九年のそのアジェンダの中に入っていないということではないかという中で、鳩山政権はこの問題について取りかからなかったというの、ある意味では当然のことだといふふうに私は思います。ただ、その中で、皆さんが総理になられました。その前、財務大臣のときにギリシャ危機が顕在化してヨーロッパの経済危機が本格化した、そういう中で非常に危機感を持って、社会保障制度の持続可能性のためにも、あるいは財政の立て直しのためにも、これはやらなければいけないというふうにも、普総理は決断され、そして今御指摘のように、与謝野さんを閣僚として据えて本格的な議論を内閣としても始めた、これが経緯でございます。

とであります。

○石川博崇君 掲げておられたマニフェストの中に掲げていなかった、最優先課題ではなかったという御答弁でございましたが、これはやはり見通しが甘いというふうに言わざるを得ないのではないかというふうに思います。

今いろいろ、この質疑でも御答弁されているとおり、今の日本の少子高齢化の状況というのは、当然、自公政権の時代からもう人口構造を見れば明らかでございますし、社会保障の必要な財源が年々必要になってきている、この状況も明らかな状況であったわけでございます。

日本の予算措置、どういうふうに安定的な財源を確保していくのかという上で、消費税を含む税制の抜本改革というのはいま待たなしの課題というのには、まさに二〇〇九年の時点からそうであったということを是非、恐らく当時反対された岡田副総理も、本音ではこれは必要な課題だということふうに思っています。その辺、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(岡田克也君) 委員、これはやっぱり戦後初めての本格的な政権交代、これを掲げた選挙だったわけですね。そして、それが実現したと。やっぱり、国民の期待は、今までのやり方を大きく変えてもらいたいというところがあったわけですから、我々はそのことにまず取りかかったということ、それは是非御理解いただきたいと思えます。従来のテーマというのは、それはあったかもしれませんが、社会保障・税一体改革も重要なテーマであったかもしれませんが、我々としては、より違う観点で、政権交代の実をしっかりと上げるということに専念したということでありま

す。それからもう一つ、私がどうかということですが、そういうことに関して言わせていただくと、私が二〇〇四年の参議院選挙で、将来的な消費税の引上げ、直ちにとは言っておりませんが、三%の消費税引上げは避けられないというふうに申し

上げました。そのときに、私は、もう鮮明に覚えておりますが、野党だけではなくて小泉総理御自身も、野党の民主党は消費税を上げようとしている、誠にけしからぬと言って、街頭演説でさんざん批判をされました。私は、もしあのときに、野党も言っているけれども、やはり財政の立て直しも重要な課題だからこは考えようというふう

に、もし時の小泉総理が判断をされればこれほどに財政がおかしくなることはなかったというふう

に思っています。今でも大変残念に思っているところであります。いろんな事情があるにしろ、あれは一つの私は転機だったのではないかとこのように思っております。

以来、個人的には、私、財政の立て直しということは常に頭の中に置いてまいりましたが、二〇〇九年については、先ほど申し上げましたように、それを超える政権交代という大きな出来事の中で、我々の政策の優先順位というのを決めさせていたというところでございます。

○石川博崇君 優先順位がここになかったという中で、政権交代直後の鳩山政権においても何ら手付かずで今ここに至ってしまったと。今、待たなしの課題に我々取り組んでいるわけでございますが、当然、二〇一四年の四月から八%ということとを考えると、時期的にももうあと一年半、二年ないわけでございます。これをやはりできる限り早く成立をさせ、国民の皆様方が安心していただく、例えば経済対策であったり低所得者対策であったり、もちろん社会保障の全体像であったり、これは早く作業に取りかからなければなら

ない。そういう中であって、この法案、一日でも早くやはり採決をするべきというのが政府・与党の立場であるかというふうには私は確信をしておりますが、そこはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(岡田克也君) 私はこの問題の責任者ですから、一日も早く成立をさせていただきたいと、そういうふう願っているところであります。もちろん、ただ、国会の中で三党以外の政党もありません。いろいろな議論がまだ十分でないというところであればそこはもう国会の中でお話し合いをしていただくわけですが、私としては一日も早く成立することを期待しているというところでございます。

○石川博崇君 もちろん、国会の中でいろいろ御意見もございませう。そこは国会の中で時期を決めていくということでございますが、政府・与党、まさにこの責任者であられる岡田副総理として、一日も早く採決をすべきだと、すなわち、お盆前かお盆後かということというとお盆前だということのほうがよろしいですか。

○国務大臣(岡田克也君) これは国会の中で御議論いただくことなので、私が申し上げることであります。ただ、なるべくできるだけ早くという思いは持っております。

○石川博崇君 なかなか答えにくいのかもかもしれませんが、一日も早くやはり上げるべきだという政府の信念を持ったぶれない対応が大事だということとを、是非とも強い立場で臨んでいただきたいと思えます。是非とも強い立場で臨んでいただきたいと思えます。是非とも強い立場で臨んでいただきたいと思えます。

○石川博崇君 引き続き中小企業の声をしっかりと聞いて、消費税を引き上げる際の影響も考慮しつつ、万全の中小企業対策を切れ目なく講じてまいりたいと考えております。

○石川博崇君 中小企業対策の中では、例えば金融円滑化法が今年切れることになってしまっています。また、中小企業の方々から大変評価の高いセーフティネット保証、これもこの上半期で対象事業者これまで一〇〇%でございましたが、対象事業者を狭めるといふマイナスマイン要因がこれから先続いている中で消費税増税を迎えなければいけないという中にあります。特に融資を借りるに当たっては、やはり二年後、三年後の景況を見ながらそれぞれ事業者の方々判断をされるわけでございます。

と、抜本的な見直しも含めて中小企業政策を取っていくという強い、力強いメッセージを発していただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。今日は経産政務官。

○大臣政務官(中根康浩君) 石川委員にお答えを申し上げます。

今回の消費税の引上げによる景気への影響や価格への転嫁については、中小企業者の中に懸念の声も大きくあることは承知をいたしております。

これは直接の転嫁対策ばかりではありませんが、中小企業対策につきましては、今年度予算において、復旧復興経費を含めて前年度比で約千四百億円増の総額約三千四百億円を計上し、資金繰り支援を始め技術力の強化や海外展開支援など、中小企業の経営力を強化するための総合的な支援を実施しているところでございます。

引き続き中小企業の声をしっかりと聞いて、消費税を引き上げる際の影響も考慮しつつ、万全の中小企業対策を切れ目なく講じてまいりたいと考えております。

○石川博崇君 中小企業対策の中では、例えば金融円滑化法が今年切れることになってしまっています。また、中小企業の方々から大変評価の高いセーフティネット保証、これもこの上半期で対象事業者これまで一〇〇%でございましたが、対象事業者を狭めるといふマイナスマイン要因がこれから先続いている中で消費税増税を迎えなければいけないという中にあります。特に融資を借りるに当たっては、やはり二年後、三年後の景況を見ながらそれぞれ事業者の方々判断をされるわけでございます。

これから一四年四月、もう一年ちよつとで来る、あるいは一五年十月というところを見越して今融資を受けようかどうかと悩んでいらつしやる方々に対してそのセーフティネット保証の幅を狭めると、この九月末で狭めるというのは、是非それを見直すことも含めて考えていただければと

いうふうに思いますが、この辺りかがでございますか。

○大臣政務官(中根康浩君) セーフティーネット保証五号についてお答えを申し上げます。

本年三月に、平成二十四年度上半期は引き続き原則全業種指定の運用を継続をする、個別の中小企業者の状況にきめ細かく対応するという観点から、現在中分類で行われている業種指定については平成二十四年度下半期からは細分類で行う、細分類による業種指定を円滑に行うことができるよう、業況調査を実施する業所管部局、個別中小企業者の業種を判断する市区町村等に対して十分な周知を図ることを決定をしたところでございます。

平成二十四年度下半期の指定業種については、きめ細かく業況を見た上で判断をしてみたいと思っております。

以上です。

○石川博崇君 今政務官もつともらしくおっしゃられました。要は、上半期で一〇〇%対象であった業種を絞つてきめ細かくおっしゃいますけれども、現在業況がいい数字が出ているところについてはもう対象にしないということを決めていらつしやるわけでございますか。

ただ、今、仮に景気が復興需要なんかもあって良くなっているかもしれないとしても、二〇一四年四月あるいは二〇一五年の十月の駆け込み需要やその後の反動なんかを考えると、やはり非常に不安感を持っていらつしやる企業の方々もたくさんいらつしやるわけです。そういう方々に対して、やはり今これを絞るというのは是非見直していただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

○大臣政務官(中根康浩君) 改めてお答えを申し上げます。

絞るということを今の段階で決めているわけではございません。まさに、先ほど申し上げましたように、きめ細かく業況を調査をし、判断をしてまいります。

○石川博崇君 是非、業況判断、調査の段階では、二年後、三年後の状況も含めた今の社会保障と税の一体改革の議論をしているわけですので、そうした消費税が上がる段階でどうかということはどう感じられるか、そこも含めて丁寧に調査をしていただければというふうに思っています。

また、続きまして、中小企業の方々の中で特にやはりこの消費増税税に対して懸念を抱いているらつしやるのが商店街の方々でございます。消費に対する悪影響が出るということで、駆け込み需要のときは若干上がるかもしれないけれども、その後の反動でもうもたないというお声を商店街を歩きますと大変たくさん伺います。

平成元年に消費税を導入した折には、こうした商店街の対策として基金を組んで、商店街振興基金を創設してこの商店街の方々の懸念にお答えをいたしました。今、中小企業庁として、こうした商店街の方々が心配しなくていいような対策、取られているんでしょうか。

○大臣政務官(中根康浩君) 今回の消費税率の引上げによる景気への影響や価格への転嫁については、商店街を構成する中小企業者の中には懸念の声もあるというところは十分承知しております。

先生御指摘のように、消費税導入当時には、消費税の適正かつ円滑な転嫁を促し、商店街の発展に寄与することを目的として商店街振興基金を造成するほか、様々な対策を講じてまいりました。商店街は、小売業全体の年間販売額及び従業員数の約四割を占めるとともに、地域コミュニティの担い手として地域経済を支える役割を果たしておられます。このような商店街を構成する中小企業者が消費税分を価格に転嫁しやすい環境を整備していくことは重要な課題であり、これまでの消費税の導入時、引上げ時を上回る十分な転嫁対策を実施すべく、具体策の検討を進めていくという考えでございます。

○石川博崇君 いや、政務官、価格転嫁を円滑に

図るとするのは当然なことで、これまた後でやりますけれども、しかし、価格転嫁を円滑に図るということは、消費者から見ると値段が上昇するということですので、消費意欲が減退してしまうことになるわけです。そうした部分も含めて、しっかりと商店街の方々への対策を取っていただくということが大事なんだというふうに思っております。

中長期的にはもちろん、これまで様々な質疑にもありましたとおり、社会保障を安定化させ、そして貯蓄から消費に回していくという中で経済の活性化ということが図られることは私も期待したいというふうに思っておりますが、ただ、いかにせんやっぱ短期的には、先ほどから何回も申し上げていますとおり、駆け込み需要、そしてその後の落ち込みということが非常に心配されるわけでございます。

この短期的に起こり得る消費意欲の減退ということをどう防止し、こうした商店街の方々に対して安心感を与えていくかということをご政府としても、これはもう中小企業庁のみならず政府全体として取り組んでいただきたいというふうに思いますが、古川大臣、この辺りかがございませうか。

○國務大臣(古川元久君) 委員御指摘ございましたように、消費税の引上げに伴います駆け込み需要とかその反動によります影響、これは経済の視点からしつかりウオッチをしていかなきゃいけないというふうに思っています。そして、政府としてはこれは適切に対処していかねければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、具体的に今の時点でのこのこと、このことを申し上げる段階にありませんけれども、その時々々の経済動向とか先行きリスク等をしっかりと注視して、必要な場合には様々な政策も含めて柔軟にかつ機動的に対応していくというものが政府の基本的な考え方、スタンスでございます。

○石川博崇君 その時々々の経済の動向を確認しな

がらというのはある意味当然の話でございます。この消費税増税に従って駆け込み需要が発生し、そしてその後の反動があるというところはもう今から想定できる話でございますので、このとき何をやるかというのをそのときの景気動向を把握してからは遅いわけです。今の時点からこの二〇一四年四月に何をやるか、二〇一五年十月に何をやるかということを是非政府を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから、先ほど来何度か話が出ておりますが、価格転嫁対策を何としてもこれ円滑に、また適正に行っていたらどうかということが非常に重要でございます。今回の法案においても、独禁法あるいは下請法の法制上の措置を検討するというような条項も盛り込まれておりますが、実際、現場ではやはりこの価格転嫁を完全に実施するというのは、現実問題、相当難しいものがあるというふうに感じております。

そういう中で、中小企業の事業者の方々の状況、価格転嫁が円滑に行われているかどうかという状況をしつかりと確認をしていただく。転嫁、Gメンというふうないわゆる話もありませんが、人員の強化ももちろんやっていただく必要がありますけれども、公取あるいは中小企業庁だけではやっぱりなかなか人員の面から、マンパワーの面からでも、全国津々浦々の中小企業業者の方々の状況を把握するというのは難しいものがあると思えますので、例えば、各地域地域にあります税務署や各県の労働局あるいは経済産業局、さらには地方自治体、こうした、もう政府、各自自治体を挙げての取組が不可欠であるかと思えます。

この辺りについての御決意を是非、検討本部長であられます岡田副総理、よろしくお願いたします。

○國務大臣(岡田克也君) 転嫁対策の重要性については、委員御指摘のとおりであります。そして、これは直接の担当官庁である公正取引委員会や中小企業庁、独禁法や下請法、所管しておりますが、そこだけでは駄目だということでありま

一つは、そういう、た公取や中小企業庁が自らしっかりと情報を集められる体制をつくる、そういう意味でGメンの話が出てきているわけですが、同時に、それぞれの所管業種について独禁法や下請法に違反すると思われる事例に接した場合における公正取引委員会への通報窓口を関係省庁に設置をして、効果的な情報の入手に努めることができる、もうそういう体制をしっかりとつくりたいというふうに思います。

委員は地方自治体ということも言われましたが、そういうせつかくの御示唆でありますので、そういうことも含めてこは万全の対策を講じていかなければならない。

消費税のこの引上げ、これ二回に分かれておりますので、一回目のときにうまくいかないと、次の一〇にするときにこれ円滑にできないということにもなりかねませんので、しっかりと、従来に比べてはるかに手厚い、そういう対策を講じていきたいというふうに考えております。

○石川博崇君 是非とも、この点は非常に重要な点でございますので、よろしくお願いいたします。

と同時に、やはり重要になってまいりますのが、今回、二回にわたって上がるということで、価格表示の在り方をどうするのかと。これも同じく検討本部の中で検討されておりますが、御案内のとおり、この消費税につきましては平成十六年の四月から総額表示方式になっております。それまで統一されていなかった内税にするのか外税にするのか、本体価格と税というのを別表記にするのかというのがばらばらであった中で、消費者の側からすると、やはり実際幾ら自分が払わなきゃいけないのかということが分かった方がいいということで、平成十六年の四月から総額、消費者が支払う方の額を必ず明記するということが義務付けられているわけでございます。

これは、二〇一四年の四月の時点、二〇一五年十月の時点で二段階上げていく中で、引き続き総額表示方式ということ義務付けるとすると、二

回この表示を変えなきゃいけない。それに係るコストも掛かってしまうということで、この結論を早く出していただきたいというふうに考えております。

これまで政府の議論を拝見させていただきましたと、二月にお示しになられた一体改革の大綱では、この今やっている総額表示の義務付けを基本とするというふうに明記されておられました。しかしながら、今回、元々三月に閣議決定された法案では、この総額表示の義務付けを基本とするという部分削除されております。

その後、民主党内の検討ワーキングチームで出されたペーパーでは、総額表示方式の維持が望ましいというふうに、今度また総額表示方式を出された上で、今現在、検討本部で出されております中間取りまとめでは結論が出ていないという、ぶれにぶれているという状況でございます。これに実際の現場でどうなるのかということに対する非常に不安の声が上がっております。

これがぶれにぶれているという状況は、まさにいろんな御意見があるという表れかとも思いますけれども、これ早く決めていただかないと、平成十六年に総額表示方式が決定したときも、これやっぱり周知徹底期間を相当長く取らないと、実際にその価格の表示、バーコードのシステムの変更も相当時間が掛かります。二〇一四年の四月とすることを、もう一年ちよつとで来るということを考えれば、早く決めて早く周知徹底していただくことが必要かと思いますが、本部長、副総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(岡田克也君) 今委員御指摘の総額表示の話、それからもう一つは表示カルテルの話というのがございます。

総額表示につきましては、御指摘のように、先般政府の検討本部で取りまとめました中間整理におきましては、消費税率の引上げが段階的に実施されるため、事業者における値札の張り替え作業などの事務負担が増大することにも配慮し、書籍における例などを参考に、消費者に最終的な支払

額を誤認させないための代替的な措置を講じていれば総額表示義務を弾力的に運用することを検討するということにしたところであります。この書籍における例というのは、書籍本体には本体価格幾ら、例えば千円なら千円プラス税というふうに書いてありまして、書籍に挟んである短冊には具体的な額を総額で書くと、こういうことでございます。

それからもう一つ、カルテルの話がございまして、いわゆる表示カルテルにつきましては、これも必要に応じて独禁法の適用除外とするための法的措置を検討するという方針を示しているところでございます。

政府といたしましては、各省庁を通じて事業者の要望を的確に把握し、各事業者の業態の特性に応じた弾力的運用の具体的方法について整理を行いたいと考えております。総額表示義務違反にならない事例をまとめたガイドラインあるいは事例集などを作成して周知徹底を行うことにより、事業者の税率引上げ時に値札の入替えなどを円滑に行えるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

総額表示ということが原則ではありませんが、その前後には弾力的に運用することで手間を省き、混乱を防ぎたいということでございます。

○石川博崇君 今、中間取りまとめということで検討本部で出されておりますけれども、最終結論を早く出していただきたいということを切にお願いをしたいというふうに思います。

以上が中小企業の方々が抱えていらつしやる御不安に関する質問でございます。

よく言われる話でございますが、学生と中小企業との間の求人情報がリンクしていないという問題ですとか、あるいはハローワークであつせんする職業訓練の内容と中小企業自身が実際に求めている人材像、技術というものがリンクしていない、そういう様々なミスマッチがございまして、そうした解消を、昨年末、政府にも提言をさせていただきました。

今、政府におきましては、若年雇用戦略というものを取りまとめつつ、これから具体的に結び付けて、この若年雇用戦略も様々な御批判が出ているようにございまして、しっかりと青年雇用、今は大変厳しい状況が引き続き続いているのは現実でございます。取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、残念ながら、今の社会保障と税の一体改革、柱としては入れていただいているんですけども、具対策をどうするかということが一向にない状況でございます。

消費税を充てることは申しませんが、予算措置あるいは様々な措置をやはり厚労大臣、先頭を切つて組んでいただきたいというふうに思いますが、この点の今の考えといたしますが御所見等ありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 若者のためのいい御提言をいただきました。ありがとうございます。

現状は、この春、新卒者の内定状況を見ましても大変厳しい状況ではありますけれども、高校、大学共に前年を上回つてはいます。ただ、フリーターの数が百七十六万人と大変多いので、ここに對してしっかりと対応を取っていくことが、これは労働界、経済界、教育界、なるべく連携を取つて、省庁縦割りでなく、そこを取り組みたいと思っております。

新卒者に対しては、今、全国の新卒応援ハローワークなどでジョブサポーターがきめ細かに相談に応じる、職業紹介をするということをしていきますし、フリーターなどに対しては、ハローワークでやはり就職支援、トライアル雇用、これ

がかなり効き目がございまして、これで正規雇用に向けた支援を実施していきまして、平成二十三年度はフリーターのうち二十五万人が正規雇用に結び付いているとございまして。

今おっしゃっていただいた若者雇用戦略、これ新たに施策を実行していきたく思っているんですが、一つは、全ての高校、大学、専修学校などにジョブサポーターの全校の担当制を導入をすることですか、大学の中にジョブサポーターの相談窓口、出張相談などを行うなど、若者については相当力を入れていこうというつもりなんですが、御指摘のように、今回、消費税の増税の対象としてその財源をそこに明確にしないということ、今回も就労支援の中で、若者、女性、そして職業訓練を柱にはしているんですが、そこにスポーツが当たらないというのには御指摘のとおりですので、全国歩きましても若い方たちからよくそういう御質問もいただきます。

もっとしっかりと、こういうことをやっていく、これから、今は何をやっていくということも含めて周知を図っていきたくというふうには思っています。

○石川博崇君 私、先週、栃木県の宇都宮市に行かせていただきました、現地で、これまで国が基金事業で実施されておりました総合支援センターが基金事業が終了したことによってなくなるといふ時点で県がこれを引き取りまして、ジョブモールというものをこの四月から開設されておりまして、地方自治体が主導してやっておられるジョブカフェとかあるのはハローワーク、そうした連携をいかに、ワンストップでできる事業ということ、非常に前向きな取組であるということを行って感じさせていただきました。

その場で一つ指摘があった点を少し御紹介させていただきますと、栃木県は、実はこれからの産業振興政策として、重点分野、五つの分野に重点を置いて、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境というこの分野を知事が先頭を切ってこれから振興させていくという取組を力を入れていらっ

しゃるんですが、これは産業振興の世界で、雇用、ハローワークとか、まさに私の行かせていただいたジョブモールで、こうした産業振興の考え方が取り入れられていない。実際、こうやって進めようとしても、その分野にやっぱり求職者が集まるように雇用、就労支援の部分でも進めていくべきじゃないかという御指摘がありました。

ハローワークのコンピュータのシステムは全国一律でございますので、なかなかその抜本的な制度改正というのは難しいのかもしれないけれども、可能な範囲で、例えばハローワークのシステムの中に、その地域その地域が必要としている産業分野に求人が集まるような、そこに流れやすいような、そういう地域に根差した就労の在り方、雇用の在り方というのを、ハローワークとしてもやっぱり地域地域のニーズに応じて取り組んでいただくことが非常に重要ではないかというふうに思いますが、この点、厚労大臣、何か御意見がありましたらお願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員御指摘のとおりだということに思います。

栃木県のとちぎジョブモール、こどもハローワークの窓口を併設しまして県と連携して就職支援をしているんですが、おっしゃったように、やはり先ほども申し上げた省庁縦割りというまじょうか、産業の方と連携をしないと本当に実際の就職に結び付くことが難しいということ、これは被災地の中などでも今産業政策と連携をしようという形でもかなり効果を上げています点もございまして、今おっしゃったように、全国一律のコンピュータのシステムとかそういうことも含めまして、それぞれのようにその地域の中で産業政策と連携をしながら、また県の方の取組と連動しながらできるかは、しっかりと対応ができるように検討させていただきますと思います。

○石川博崇君 時間もなくなってきましたから、ちょっと質問を飛ばさせていただきます、続きまして、財務大臣に軽減税率について御質問をさせていただきますというふうに思います。

今回の三党修正協議におきまして、八%の段階で選択肢として軽減税率が簡素な給付措置を検討すると、一〇%の段階で軽減税率又は給付付き税額控除を検討するということになりました。

この検討もやはり迅速に行っていく必要があるわけですが、この軽減税率について、やはり国民に分かりやすいとか様々なメリットがございまして、このメリット、デメリット、簡素な給付措置もデメリットも様々ございます。せつかく集めたのを返すんだつたらもう最初から上げなきゃいけないかというふうな不満もあつたりもします、こうしたメリット、デメリット双方をしっかりと国民の皆様提示をして議論を促進していただくのが政府の役割だということに私は認識しておりますが、いろいろ財務省の方にお越しいただいて軽減税率の話も議論させていただきました、デメリットばかり強調されるんですね。もうこれが大変だ、あれが大変だ、そんなのやっぱり事業者からこういう不満があるというデメリットばかりが強調されておまして、これはやはり公平でない、公平でないとつたら変ですが、やっぱりそれぞれのメリット、デメリット双方を出していただくということが必要なんだというふうに思っているんです。

当然、この軽減税率導入のためにはインボイス、簡素な形で日本型インボイスという主張をされる学者の先生方もいらっしゃるんですが、そうしたものを導入するインフラを整備していくことが不可欠になってくるわけですが、こういったインボイス制度を導入することによって、例えば税の公平性を確保する消費税の捕捉を確実にしていくとか、あるいは、帳簿方式ですけれども、今はこれをインボイスにすることによって、先ほど中小企業のとくに話に出ました円滑な転嫁、しっかりと下請、元請の関係で転嫁をするということも、これが確実に進むことが期待をされます。

こうした軽減税率のメリット、いろいろございまして、こうした部分もしっかり御認識いただいて、一方向的に何かデメリットばかり強調される

んじゃないかと、双方しっかりと提示していただきたいと思えます。この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) これから石川先生のところへ伺うときはちゃんとメリットも話すように指導してまいりたいと思えます。

一番のメリットは分かりやすさでございます。お買物に行かれた国民の皆さんが、ああこれは税率が安いと、標準税率よりも低いんだということが分かるということが一番でございます、そのことが暮らしに役立つということが何よりも大きなメリットであります。

デメリットというのは、結局、安く据え置くのはどういふ品目で何にするかということについてのコンセンサスが短時間で得られるかどうかということだと思っております。あとは、やはりお金持ちも買いますから、そういう意味では、例えばある特定の食品にしたときには所得の低い方だけじゃなくて所得の高い方に対しても恩恵が被ることは結果的には税収の侵食ということもありません。

しかし、そうはいっても、やはりヨーロッパでなぜ導入しているのかということも考えなければなりません。率直に言うと、国会が落ちていけば私も、ヨーロッパでどういふふうな複数税率を行って、また食品だけでなく様々な品目で掛けているというのが、歴史的な背景等ありますからよく見て、その結果として、私も主張させていただきます、これとやはりどちらが本当に国民の皆さんにとっていいのか、また我が国の税の将来性を見据えてどちらがメリット、デメリットあるのか、これ全部テーブルに並べて御報告をさせていただきます、その中で三党で是非話し合っていた、だいたいというふうな思っております。

○石川博崇君 別に私のところだけじゃなくて国民の皆様にもそういうふうに対応いただければというふうに思っています。

また、これ導入するタイミングですけれども、八%のときがいいのか一〇%からがいいのか、

様々御議論 御意見ございます。それぞれ確かに説得力のある、八%のときからやることについてのそれこそデメリット、メリットもありまして、一〇%からのメリット、デメリットもありまして、やはり八%のときから導入しないと、じゃ一〇%のときからまたシステムを変えて、周知徹底も含めてやっていくと。八%から一〇%のすき間の期間も一年ちょっとしかないわけですし、そうしたことも考えると、やはりこれはもう導入するんであれば様々なメリット、デメリット周知していただいて、提示していただいて、議論もした上で導入する、仮に導入するんであれば八%のときからやるということの方が事務コストとか考えれば望ましいんじゃないかというふうに思います

が、財務大臣、いかがでございますでしょうか。
○国務大臣(安住淳君) 御指摘は、一〇%に上がってしまうと基準税率が一〇パーのところから下げるごとの方が大変であろうと。むしろ八でスタートして八のまま据え置くとか五のまま据え置いた方が分かりやすいということだと思えます。

ただ問題は、やっぱり石川さんおっしゃるように時間との問題と、早い段階でのコンセンサスを得られるかということだと思えます。様々な業界団体がかかわってきますので、その中で、我々政府もそうでございますが、与野党とも、本当にコンセンサスを得られるような結論が出られるかどうかということだと思えますので、実務的にも、複数税率に仮になるとすれば、御指摘のように、やはりインボイスというものの制度設計もやっぱり必要になってくると思えます。

ですから、そういったことを考えると、やっぱり時間的には非常に慌ただしいし、大変なんです。しかし、私は、申し上げているように、八%から全くこれを排除するものではございませんので、早急に欧米における、どういうことをしているのかを財務省としてしっかり調べて、その中で制度設計も含めて、もしやるのであれば急いでやらせていただきたいと思います。

○石川博崇君 是非よろしくお願いいたします。時間もあれですので、最後に被災地への特別について御質問させていただきたいというふうに思っています。

安住大臣、宮城の御出身でございますし、被災地への思い入れ、人一倍強いというふうにご考えております。この消費税が上がる段階が復興住宅への移転時期とも重なるという状況もございます。是非、これは強く進めていただきたいというふうに思いますが、あくまでもやはり被災地のニーズを踏まえた対応というものをしたい、たく必要があると思えます。

復興大臣、簡潔に被災地からどういうニーズがあるか教えていただけますでしょうか。
○委員長(高橋千秋君) 平野復興大臣。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(平野達男君) 今、石川委員から御指摘がございましたように、消費税の上げる時期と住宅の再建時期が重なるということで、被災者が住宅の取得に当たって消費税を上げられるということにつきましても大きな不安を持っているという声が多々寄せられております。このことについては、総理からも被災地における住宅の問題に配慮するよう指示がございまして、いずれのことについては、財務大臣等とも連携しながら、しかるべき対応が必要だというふうに思っております。

○石川博崇君 以上で終わります。どうもありがとうございます。ごさいます。

○姫井由美子君 国民の生活が第一の姫井由美子です。

私も、今朝、この委員会が始まる前、十時十分まで子ども国会を傍聴してまいりました。きずなということテーマに、各委員会からきずなについての報告を聞かせていただきました。その報告を聞いて、先ほどの石川委員とは全く違う感想を私は持ちました。特に、きずなの日というのをつくるといふ提案には傍聴を含む多くの出席者がうなずいておりましたけれども、つまりは、一日も

早く被災地、被災者の復興、そして私たちはどうやって助けていくか、そこから日本の再生をどうするかということではなかったかと思えました。

また、昨日はこの国会周辺を、大きなアクシジョンがありまして、国会大包围網といまして、約一万五千人ぐらいの人たちが大規模な集会でこの国会を取り囲むという反原発の集会がありました。実は岡山でも、昨日は七月二十九日の集会に合わせまして岡山デモということで初めての集会が行われました。私はそのデモに参加をした後、この大包围網に参加してまいりましたけれども、長野県の中川村の村長さんが、あるいは被災地の方々から、本当に衝撃的なのだと思いますが、心を打ちました。

つまり、今皆さんが口々に言っているのは、今本当に消費税をやっている場合なのか、増税の前にはやるべきことはある、それは被災地、被災者のことをもつと先に考えてほしい、そして原発を何とかしてほしい、命が先ではないかという議論です。政府は、あるいは総理も、国民の声にしっかりと耳を傾けてほしいと思えます。国民が本心では望んでいないことを先に進めているのが私は今回のこの消費税増税ではないかと思えます。

また、この課税権というものは国家権力と常に一体のものとして歴史的に発達してまいりました。私は、この議会制民主主義がなぜこれだけ必要とされ、発達してきたかということは、まさにこの課税、この正統性を何に求めるか、つまり、これを民主主義、国民の民意に求めることができるというためにこの議会制民主主義が発達してきたと思っております。つまり、どんなに権力を持っていたとしても、この何に課税するか、どれだけ課税を増税するかということは、常に常に私は国民の意思、国民の意思がその課税の権力の正統性を求めているものだと思っております。

先ほど岡田大臣は二〇〇九年のマニフェストにはなかったと平然とおっしゃいましたが、実は私たちのこの政権交代は本格的な政策による政権交代だと私は思っております。だとすれば、マニフェストで掲げていないことをするときには改めて国民に信を問う必要があるのではないのでしょうか、まずお尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(岡田克也君) まず、委員先ほど言われた、被災地のことが先ではないかと。被災地に対してもうこれはできる限りのことをしなければいけない、これはこの野田政権の意思であります。しかし、それが先で消費税を今上げるのはおかしいと。被災地にもいろいろな御意見あることは承知しております。例えば宮城県知事は、消費税増税は是非やってもらいたいということを明確に言われているわけでありまして、ですから、いろんな意見があるということは一つは申し上げておきたいというふうに思います。一つの声ではあります。私が仙台やあるいはいわきでこの対話集会開いたときにも、もちろん被災地のことが先ではないかという御意見も確かにありました。アンケートの中にもありました。しかし、これは是非これはこれで進めてもらいたいという強い御意見があったことも事実でございます。

そして、二〇〇九年のときには確かに我々はマニフェストには社会保障・税一体改革について触れておりません。基本的には触れておりません。しかし、菅さんがよく言われるんですが、菅前総理が言われるんですが、財務大臣のときにギリシャ危機、これは二〇〇九年のギリシャの政権交代に端を発しているわけでありまして、そして、そこから広がったヨーロッパの経済危機、今も続いております。そういう中でこれは先送りできない問題だというふうに菅総理は判断をして与謝野さんを招いて、そして政府の中で議論を始めたわけでありまして。

私は、そのことにもう一つ加えて、先ほどの東日本大震災、既に十八兆円の税投入をした、これからも更に必要だと私は思います。しかし他方で、それは二十五年掛けて所得税の増税で賄っていくとはいえず、当面国債の発行が増えることは間違いありません。やっぱりそれはいつまでも放置

代だと私は思っております。だとすれば、マニフェストで掲げていないことをするときには改めて国民に信を問う必要があるのではないのでしょうか、まずお尋ねしたいと思えます。

できない問題だと私は判断いたしております。つまり、二〇〇九年のときになかった新しい事態、大きな事態が生じたときに、それにもかかわらずマフレストに書いていないからやらないんだというのは、私は与党として無責任な行動であるというふうに考えているとあります。

大事なことは、あと有権者の皆さんにそのことをいかに正面から真摯に説明をして御理解をいただくかということだと思います。最近の数字を見ると、理解できないという方と理解できるという方いろいろあるわけですが、次第に民主党の支持者の中には理解するという声が強まってきているというふうに私は思っております。

○**姫井由美子君** 与党として言われましたけれども、一人一人の良心を持つ政治家の集まりの党として私は筋を通してほしいということをお願いして訴えているわけです。

菅総理の話を出されましたけれども、あのとき参議院選挙は負けなかったんですか。だとしたら、やるべきではなかったんじゃないでしょうか。そして、しかも今、宮城県知事は賛成している。それだけ自信があるなら解散・総選挙で国民に信を問えばいいんじゃないでしょうか。

かつて中曽根元総理が最初にこの消費税、シャープ勧告以来の抜本的な税制改革ということで消費税を導入する前に、一九八六年、その総選挙の前に、国民も議員も反対している大型間接税はないと言った選挙をし、そしてその後、選挙をした後にその抜本的な税制改革に踏み出しました。つまり、うそをついて、うそをついて選挙をした、その後始めたということですか。

私たち、私たちがいいんです、私はもう党を離れましたけど、民主党はいつから自民党のようなやり方をするようになったのでしょうか。私は、本当に自信があるなら国民に信を問えばいいんじゃないですか。そして菅総理が言った選挙では負けたいと思いません。

○**国務大臣(岡田克也君)** 参議院選挙敗北の理由は、いろいろ分析はあるでしょう。言い方が非常に誤解を招いたということもあつたのではないかと私は思っております。もつと信念に基づいてはつきり言われたら、私は違う結果になつたんじゃないかというふうに思っております。その日のうちに若干こういう表現が変わつたような印象を与えたことが、私は大きな痛手になつたんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

いづれにしても、あと我々の任期は一年ですから、どこかで選挙はしなければいけないわけですから。そのときに国民の皆さんの審判を得ることとあります。与党である限り、逃げずにしっかりと説明していきたいというふうに思っております。

○**姫井由美子君** 先ほど、一日も早くというふうにも言われましたが、もしかするとお盆前までにも言われれば間に合わぬじゃないでしょうか。先ほど、菅元総理が若干意見がぐらついたので国民がそれを支持しなかつたというふうな言い方をされましたけれども、元々党内でこの問題について一度もしつかりと根本的に討議してなかつた問題について、選挙が始まる直前にそれを出されて、しかも、選挙で負けたというこの責任を全く取つてない方が更にそのままこの消費税増税を推し進めようとしていく。これは、国民はどう考えても理解できないと思うんですが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(岡田克也君)** 具体的に何を言っているのかよく分からないんですが、いづれにしても、そのときは姫井さんも民主党の議員であつたし、そういう意味では責任を免れるものではないし、そしてその後代表選挙もやつていられるわけでありませう。そういうことを踏まえて、一方的に何か物を言われることには私は非常に違和感を感じているところがございます。

○**姫井由美子君** 代表選挙では消費税増税を言わない方には投票したつもりですし、またその代表選挙のときには、私が代表になつたら消費税増税をしますとはつきり明言しなかつたということも付け加えておきたいと思っております。今日は社会保障・税の一体改革ですから、税の話も少し進めたいと思っております。今回のこの社会保障と税の一体改革と言いつつ、具体的に社会保障改革にしましては実質的には先送りという懸念が拭い去れない面がありますけれども、つまり、税に関しても理念なき増税としか言えません。一体どんな理念をお持ちなんですか。

○**委員長(高橋千秋君)** どなたに、誰に質問をされているんでしょうか。

○**姫井由美子君** 財務大臣ですね。我が国の税制における課税の基本原則、そしてどんな理念に基づいて今増税を行おうとしているのか、お聞きしたいと思っております。

○**国務大臣(安住淳君)** 政権交代以降、累次の税制改正大綱においては、納税者の立場に立つたとき、好ましい税制の在り方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要という観点から、これは、鳩山内閣のスタートのときからでございますが、税制改革の視点において、公平、透明、納得の原則を掲げておりました。税制の在り方を考えるに当たっては、これらの原則を十分に念頭に置くべきものだと考えております。

それから、先ほど、納税は憲法で国民の義務とされているという一方で、税制は代表なくして課税なしの言葉に象徴されるように議会制民主主義の根幹を成すものであると、重要ですよということですが、私も全くそうだと思っております。ですから、消費税を含む今回の税制本改革についても、国民の皆さんから選ばれた衆参両院の議員の皆さんの議決によつてやはり成立を図つて、同時に広く国民の皆さんに理解を得られるように説明を尽くしていくと。この一年のうちには

副総理も申し上げましたように衆参共に選挙があるわけですから、そういう中で審判もまた受けていきたいと思っております。

○**姫井由美子君** 今、公平、透明、納得と言われましたけれども、直接税から間接税が入り、どうも本当に公平なのか透明なのか納得できない部分があるかと思つて、現行の税制は、この直間比率の問題、また税の負担感を含めて、本当に公平で透明で納得いくものになっているのか。この直間比率の問題と、それから消費税導入後、この変化も踏まえて、この三つの原則がそのまま生かされているのか、お伺いしたいと思います。

○**政府参考人(古谷一之君)** お答えを申し上げます。平成元年に消費税が導入されて以降の税体系の変化について、私の方から説明をさせていただきます。

まず、御指摘がございました直間比率でございますが、消費税が導入された前の昭和五十三年度の税収、国税、地方税合わせまして、直接税が七八%、間接税が二二%ございました。これが現在、平成二十四年度の予算では、直接税が六九%、間接税が三一%となっております。達観して申し上げますと、直間比率が八対二であつたものが七対三に変化をして、間接税のウエートが大きくなつております。それから、内容について申し上げますと、六十三年度、個人所得課税がウエートとして三二%、それから資産課税が一六%、それから法人課税が三四%、それから消費課税が一八%でございます。これが現在では、個人所得課税が三三%、それから資産課税が一六%、それから法人課税が二〇%、消費課税が三二%ということで、この間、個人所得税や法人税、減税等いろいろございまして、六十三年度とこの二十四年度を比較いたしますと、法人課税のウエートが下がつて消費課税のウエートが上がつておるといふことでございます。それから、国税と地方税の関係でございます。

れども、昭和六十三年国税は五十一兆円ほどございましたが、現在四十二兆円でございます。それから、地方税は六十三年度三十兆ほどございましたのが現在三十五兆ということで、六十三年度、ウエートでいいますと、国税が六三%、地方税が三七%。現在は国税が五七%、地方税四三%ということ、地方税のウエートの方が大きくなっているというのが現状でございます。

○姫井由美子君 私とは、とても公平の原則、そのまま踏襲していると思っております。また、この消費税は逆進性の問題が特に認識をされております。今回、先ほど直間比率のこともありましたけれども、この三党合意の中では、所得税、資産課税について先送りされ、法人税は議論の対象にもならなかった。この税というものは、ある意味、富の移転ですね、権力的に富を移転するやり方であり、どの分野に課税するかというのは大変な政策判断、つまり政治的な部分だと思えます。

今回、それを、消費税の増税のみが先行し、こういった十分な全体的なバランス、これを見るための税制改正が先送りされたというのが、私はどうもこの所得移転機能を著しく無視したやり方ではないかということで納得はできないんですけれども、この三党合意で先送りされたのかを修正案提案者の方からお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 逆進性の問題についてはいろんな視点で判断する必要があると思っておりますが、一つは、やはり何と云っても歳入構造と歳入構造とのバランスをどう見るかという視点は欠かすことのできないポイントの一つです。

特に、先般も申し上げたんですが、今世紀に入って高額療養費の頭打ち制度ということが非常に大きく歳入の増加につながっていると申し上げて過言でないと思えます。そういったことを含めて、社会保障の経費の増高ということは、どちらかと言えば圧倒的にいわゆる所得の低い方々に対する給付を増やすということに傾いているわけですね。それとどういふふうに入歳入構造と連動するかというこの視点なしで消費税だけ、単一の消費

税目だけを取って論ずるといふのはいかがなものかということが一つございます。

もう一つは、税全体のバランスの中でどうとらえるかという課題があるわけですね。そういう点で、先ほど主税局長からもお話がありました。かつての極端な高い直間比率といいますが、直接税に偏った税収構造では国際競争の中で一体いかなるものかということがあって、抜本改革ということで消費税が入ったわけですね。

しかし、昨今の格差の拡大ということを頭に置いて、やはりこの問題は軽んずるわけにはいかないということ、麻生内閣当時の所得税法改正の附則の中に既にそのことの方角性を明示して、今回の所得税、資産課税の税率構造を見直しをして累進度を高めるという方向性は出しておることはそのとおりです。

そこから先は、この前どなたかにもお話し申し上げたんですが、具体的な税率の刻みの在り方あるいは控除の在り方について、えいやで決めるわけにはいきません。そういう点で、しっかりと、国民の、納税者の負担に直接大きく影響するテーマでありますので、これらについてはもう少し時間的余裕がある中でしっかりと責任ある結論を出していかなきゃいけない、しかし先送りはしないということ、来年度税制改正の際にはこれに対して我々は責任を持って結論を出すということ、で今回の取りまとめをしたということでありま

す。

○姫井由美子君 今、自民の提案者から伺いましたけれども、民主党の提案者からも伺えないでしょうか。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしません。民主党政権になってから政府・与党で、もちろん意思決定のいろんな変遷はございました。これは姫井先生も御案内のとおりでありますけれども、今年度の議論に関しては政府、与党、それぞれ一体となつて議論をしてまいりました。党においては党税制調査会で議論をしてまいりました。

その際に、今おっしゃってられる所得の再分配機能の強化でありますとかあるいは資産の格差の固定化でありますとか、こういったものを片時も忘れたことはないですし、この議論はずつとやってまいりました。

具体的に、三度にわたる税制改正を通じまして、給与所得控除の上限を設けることによりまして既に随分いゆる高所得層の方には負担増になつておりますし、何より控除から手当てという議論、これはもう姫井先生も御支持いただいたんだらうと思つておるんですけれども、年少扶養控除の廃止を既に決め、導入してございます。これによって、国税で五千億、そして地方税で四千万の負担増が既に始まつておまして、言うならば、中高所得層の方に負担をお願いした分を低所得層に再分配するというものも既に随分機能しておると思つておまして、法人課税も御指摘いただきましたが、御案内のとおり、世界的な競争の中でこれを四〇パーを三五パーに下げる等々、一方で中小企業については二二パーを一八パーに下げるといふ租税を更に一五%まで下げるということ、既に成立をしております。

そういう中で、復興増税、復興税をお願いしなさいいけないという、先生御指摘の言うならば直間比率をきちんと見直していこうということがかつての元年のときの税制改正の眼目であつたと思つておるんです、税収中立という意味ですね。ところが、私たちは、今復興を何とかこの二十五年間で所得、法人でお願ひしなきゃならないという問題を前に私たちはたすんでいくわけでありまして、その意味では、本当に苦しんでくれども、直接も間接も共にお願いをしていく中で、何とかこの東日本の震災も含め、社会保障の立て直しも含めやっていきたいということで取り組んでおりますので、恐らく目指すところは何ら先生と変わらぬというふうにお思つております。

○姫井由美子君 どちらも、この直接税、間接税両方のバランスが必要であるということをおっしゃりました。だとしたら、なぜこの協議で調わず先送

りで、しかも自民党の修正案提案者の方からは、今後税率等の問題だと言われましたけれども、つまりは協議が調わないから細かい議論は先送りということを出されなかつたのでしょうか。それではやはり消費税の増税だけを先行するということに言われても仕方がないのではないかと思つておる。

そして、前回、消費税の問題では、消費税が一番未収が多い。しかし、安住大臣は、いやいや来年度、翌年には九〇%以上回収できているというふうにおっしゃいましたけれども、でもそれで問題が収まるのでしょうか。つまりすぐに払えないということ、すぐに払わなくてもいい税金ではないは、半年から一年掛けて回収すると言われておられますけれども、つまり消費税というものは通期若しくは半期ごとに納税するケースが多い。それはなぜかということ、自転車操業であつて、中小企業は運転資金にどうしても先に使つてしまつたりする。つまり、納税分をストックしてあるんだけれども、それを使わざるを得ないという、今の現実の事情をしっかりと把握していただきたいと思います。

翌年にはほぼ回収できるからいいという問題で済まされるのかどうかということを私は指摘したいです。そしてこの中小零細企業が簡易税制制度で生じた僅かな益税ですね、益税で救われている企業も多岐にわたっております。

その益税ですけれども、いろいろ見直しをされていると言われました。でも、私が言いたいのには、大企業は価格転嫁ができる、中小零細以下は価格転嫁が厳しい。その中で、その中で一部は益税という救われる部分がある。では、価格転嫁もできない、益税でも救われないという本当の分厚い中間中小企業の方々というものを、私はどういふふうにかつて救うのかというものも知りたいと思つておる。つまり、本当にこの今の消費税、このまま、今の現状で増やすだけで公平性が保たれるのかという観点で、この益税についても一度お伺い

したいと思えます。

○国務大臣(安住淳君) ちよつと直接的な御質問でなかつたので、私なりにお答えさせていただきますと、私は、この間お話ししたように、九六%強の支払で、督促をして大体一年で九九%台までいきますということで、一年で大体そういう点では収納していただいて、納税していただいていますという事実を申し上げたので、そのことだけまず申し上げておきます。

それから、先生御指摘のように、みなし仕入れ率を例に多分出されて、益税等が発生すると。まあ、それ先生、今助かるとおっしゃいましたが、それは、益税とかはある意味では良くないことではないかと、適正なやつぱり納税と課税をしていただかないと公平性が保てないものですから、そういう意味で、卸から始まる仕入れ率について実態調査をして、その実態調査に基づいて仕入れ率が高い場合には、それは抑えますと。つまり、課税対象額を適正なものにしていくような調査をしていきたいというふうに思っているということです。

それから、価格の転嫁のできないような本当に言わば下請の皆さんとか、そういうことに対して助けられないといけないんじゃないかということも全くそのとおりだと思っています。これまで二回の引上げをした段階でまあいろいろやつたわけですから、しかし現在に至ってもそういう声がかうした委員会において姫井先生に限らずほかの先生からも寄せられておりますので、これは何度でも岡田副総理から答弁させていただいておきますけれども、公取を含め、また法律改正等も含め、かなり強力な体制を敷きまして、そうした中小企業の皆さんが言わば割を食うようなことがないようなことをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○姫井由美子君 還付企業ということが、今取りざたされております。輸出企業の場合には、自分たちが仕入れるときには消費税を払うけれども、輸出をするときには基本的には消費税を掛けるこ

とができないということ、それが返ってくる仕組みがあるということ、これは輸出企業に限った統計が出されていないということでしたけれども、ある大学の教授が、いろんなことでそれを換算しておりますと、二〇〇三年度分だけでもその還付金の合計が六千八百億円、そして二〇〇九年でも八千億円に上ろうとしている。そして、上位十社である、一企業が一千七百億円から二千億円、そして一千億円等々と、非常に大きな額の還付金がある。

もちろん、これは正當なもらうていいお金ではあるんですけども、先ほど言われましたように、一方で仕入れ業者が、今のデフレ下の中での過当競争、価格競争の中で、もちろん消費税は上げているけれども、消費税率、もしかすると値下げを強要されている可能性があるかもしれない。そういった部分、この還付金の制度というものも、正確に、正しく、だからこそころかりと統計を取って、そして正確にしない限りは、これは非常に誤解をされるし、大企業だけが得しているのではないかと思われるし、しかも事実私はそうではないかと思ったりもしております。

先ほどのインボイス制度も含めまして、しっかりと透明で公平だという部分が保たれるかどうか、どのようにお考えか、お伺いしたいと思っております。

○委員長(高橋千秋君) 安住財務大臣。簡潔におまとめください。

○国務大臣(安住淳君) もう御存じだと思えますが、輸出取引の関係については、輸入側が輸入の際に課税する仕組みとなっておりますから、そういう意味ではこの制度というのは世界的に水際課税になっております。

先生の御指摘は、輸出企業と下請企業の間を関係を含めてこの転嫁というものがうまくいかない、大企業だけがこの言わば払ったものをそのままにしているのではないかと御指摘でございますから、そういうことに対しての御指摘に懸

念を持たれないような対策というものをしっかりと進めていきたいと思っております。

○委員長(高橋千秋君) 姫井由美子君。時間が来ております。

○姫井由美子君 まだまだ全く疑問が晴れませんので、これからも質問を続けていきたいと思っております。

今日は終わります。ありがとうございます。

○寺田典城君 どうも、みんなの党の寺田典城でございます。

私は今日、代打で出席させていただきました。私の場合は、総理同席なし、テレビ中継なしが出る役割じゃないのかなと、それでも感謝しながら質問させていただきたいと思っております。

それで、通告はしておりますが、岡田副総理、それから安住財務大臣は秋田県出身の奥さんなんです、野田毅法案提出者に、今回の消費税につきまして、奥さんは賛成しておりましたか。家族は。

○国務大臣(岡田克也君) 我が家はコミュニケーションちゃんを取っておりますので、賛成しております。

○国務大臣(安住淳君) いや、うちも賛成だし、秋田の実家のおじちゃんも賛成だと言っています。

○衆議院議員(野田毅君) 随分早くから提唱してきておりますので、大賛成であります。

○寺田典城君 誠に申し訳ないんですが、家族のことですが、資料の一、見ていただきたいんですが、私、これは二〇〇七年の三月十七日の朝日新聞に載って、その周辺ずっと新聞あちこち出たんですが、「いいの? ダメなの? 子育て新税」ということで、うちの女房は、最初から、聞いたときすぐ反対ですと、反対されました。私は仕事一筋で子育ては私一人でしたという話もこのとおり出ているんですが、息子はやつぱり政治家なんで、何というんですか、むにやむにやしたような、その点では反対ですというような答弁しているんです。

要は、このことは、なぜこの子育て新税を私が提案したのかという、あの当時、三位一体の改革、小泉改革で、それこそ平成十五年は二十三兆円の交付税があつたものが二十一兆円まで、十六年に一回やみ討ちで遭つたということで、それが地方自治体からすると、政府との信頼関係というんですか、やみ討ちで掛けられたということ、トラウマ的になって、あの当時は物すごく課題になったんですが。

それは、ちよつと資料二を見ていただければ分かりますが、その当時、平成十五年は二十三・九兆円、それから平成十六年、上の方です、二十一兆円となつております。一番厳しいときは、私が子育てで税出した平成十九年の十七・八兆円、この程度まで交付税が下がっている、約二割減になっております。現在、リーマン・ショック後、民主党さん、麻生さんのときからばんばん上がつて、現在は十七兆円プラス臨時財政対策債六兆円ぐらいで二十四兆円ぐらいになっております。

このまま行つたら、私は、税と社会保障で二十六兆円ですから、交付税だつてもちろんルールで出しています。それは、プラスアルファで見て、そのほかに臨時財政対策債で見ているんですが、このまま行つたらやつていけないと思うんですよ。税を求める以上は、やはり歳出を減らさなきゃならぬだろうと。地方の方は、ある面ではうははしているんですよ。良かつたつてはつきり言っています。私も地方行政やつてきたものから。

見ていただければ分かるのとおり、一番厳しいときは、経常収支比率が九三ぐらいまで、平成十九年、二〇〇七年はみんな市町村併せてそうなっているんですが、現在九〇・五というふうになつております。現在はもつと、八八ぐらいまでになつていないんじゃないでしょうか。そのぐらい地方財政はある面では回復してきているんですよ。

ですから、賃金カット、公務員の給料八%をなされたということもあるんですが、やはりこれらの交付税の在り方で、それこそ財務大臣と総務

大臣、総務大臣はやっぱり要求するサイドでしょうから非常に苦しいかも知れないので、やったり地方と、臨時財政対策債はやはり消費税で一・五四%ですから四兆円ぐらい地方に行くことになっていきますから、やはりある面では真剣にこのことをとらえていかなければ、日本の財政というのは、恐らく消費税を上げなければ四、五年先に駄目になるだろうというんで、今の自民党さんと公明党さん、三党組んで消費税5%アップにしたんでしようけども、私たち反対する立場でも責任あります。だけど、歳出削減というのもやったり考えていかなきゃならぬと思うんですよ。

その辺を財務大臣とそれから総務大臣からひとつ忌憚らないお話を聞きたいと思うんです。
○国務大臣(安住淳君) 秋田での知事時代のるるの改革、私もよく存じ上げておりますので、本当に、ないお金を本当に絞るだけ絞って改革なされて財政を好転させたことは、本当に私も知事さん時代の寺田先生のことは高く評価しております。

私は、一つだけちよつと申し上げたいのは、実は交付税のアペレージを見ていただければ、実は国からの財政的なことから申し上げますと、ほかの政策的経費はほとんど削つていますが、これはいろんな配慮もあって、地方交付税のやったり比率というのは国から見ればきちつとお渡しをさせていたでいています。これは結果的には国の赤字を増やしているような構造にもなつていとも言えなくもないんです。

ですから、地方は大変、合併もして苦しい財源、限られた税収ですから、我々としてもできるだけ惜しみない支援をします。また、東京と秋田ではもう本当に大体世界が違いますので、そういうところの調整も喜んで我々今の制度である以上やりませうけれども、国と地方ということだけで考えると、我々国が今、行革ももちろんやりませうけれども、あえて申し上げますと、地方分の赤字も少ししよわされているような状況であるということも私も前から見ると少しあるので、そこは理解

をしていただきたいなと思います。総務大臣は多分見解違ふかもしれないんですが、私もとしては、そこについては是非御理解いただきたい上で、更にしかし国としては歳出の削減については努力をしていきたいと思つております。
○国務大臣(川端達夫君) 御案内のとおり、地方交付税というものの趣旨が、いわゆる地方間のそれぞれの財政調整機能を持つと同時に、一定の地方における行政サービスを提供するという部分に對しての財源を保障するという機能でございます。

そういう意味で、国の財政が厳しいから財政調整の下に地方交付税を減らすというものは私は考えとしてはなじまずに、本来、地方の基本的な行政を提供するという部分に必要な額を算定したときに、結果としてその答えが地方交付税として出てくるもの、だというふうに思つておりますので、不断の見直しを含めて、それぞれ地方は御努力をいただいたりしています。そういう状況の中でお一層、国も頑張つていくから皆さんも仕事の効率化や人員の定数や含めて今頑張つていられるので協力してくださいということはお願いは当然でありますけれども、地方交付税の算定自体は財政調整機能と保障機能というものに基いてある意味では淡々とやるべきものであるというふうに私は思つております。

○寺田典城君 国会へ来てみて、やはり民主党さんも自民党さんもちろん、何というんですか、地方に金をたくさん送られてよく声では言つて、スムーズにこの地方交付税の予算は通つていようなんです、私、小泉改革の、全て小泉改革を肯定するつもりはございません、それこそセーフティーネットも設けなくてやり過ぎたところもたくさんあるんですが、いずれにしましても、その当時は、何というんですか、やったり地方は生き残らなきゃならないって工夫したものです。ですから、そういう中でいって、それから政権交代後、リーマン・ショック以降です、どんと増えているという形なんです。

です、この資料二の下の方を見てもらえば分かるんですが、要するに交付税が減れば減るほど、減つたとき、プライマリーバランスはあれです、日本の国は〇・五兆円とか八・七兆円と、十・二兆円、二〇〇八年です。そして、二〇〇九年、リーマン・ショックのところは三十兆円とか二十七兆円。今現在は、こつちの方は試算値なんです、地方はプライマリーバランス、このとおり黒字なんです。ですから、税と社会保障で岡田さんは一生懸命やつていらつしやる、副総理やつていらつしやるんでしようけれども、やったりその辺は副総理も覚悟して方向付けをしていかなきゃならぬと思うんです。その辺の考えをお聞きしたいんです、岡田副総理から。

○国務大臣(岡田克也君) 地方のことは地方で決めたいて、だ、私、常々申し上げておられますのは、今回消費税の引上げを国民にお願いしている。これは容易なことではない。そのことについて、その一部は地方にも行くということでありまして、国が自ら身を削る大いなる努力はしなければならぬのは事実ですけれども、地方にもそれぞれの判断の中できちつとお願ひしたいということも申し上げておるところでございます。

○寺田典城君 先ほどの資料の家庭に聞くという中で、私はこれは女房から反対されたとか息子から反対されたとかつていうんじゃないかと断念せざるを得なかつたことは事実なんです、簡単に言うと、このときは私に対して率直に言つて県議会が不信任案でも出していただければ、解散打つてもやつてみたいいなと率直に思いました。ところが、知事は解散権ないんです。不信任案ブラッスで解散権あるんです。

ですから、面白い話が、二〇〇七年の九月に県議会が全会一致で新税に反対の請願を採択つてこれ記録に出ているんですが、請願に全会一致。だけれども、あなた、やめさせてくださいよと言つても、なかなかそれは一つの事案だからというこ

とであれたたんでしたが、このままの状況でいけば県政が潰れるということを、そこまで覚悟した時代です、それは。だから、税と社会保障の中で求めるのだったら、もう少し執行部は、三党の中でやったりその辺は、何というんですか、もつと歳出の面できつかり取り組まなきゃならぬと思うので、私ら反対する方も責任あると思つて、ただ反対すればいいというものではないので、ひとつその辺を申し述べさせていた、だ、だ、だと思つております。それで、二番目の国の歳出削減の観点からあれなんです、防災対策の名を借りた公共事業というのは私はやるべきじゃないと思うんです。野田さんには誠に申し訳ない、自民党さんはそういう、強靱化対策とか出ているようなんですが、私は、これからの時代は、もう近代化の限界は来ているんですから、ある面では社会も変わつてい、そういうことでグローバル人材の育成だとか成長産業だとか、そういうこと、それから公共投資、たつたら、安全な公共物に対するリニューアル事業だとか、やったり辛抱することを覚えなきゃならぬのじゃないかなと。

私はそのことをまず一つ提言したいと思つたので、これから来年の政権はどうなるか分からないですけど、借金していることは事実なので、安住大臣、消費税上がつたから、あと財布緩くするなんていう気はないと思うんですが、その覚悟を聞きたいんです。

○国務大臣(安住淳君) 全くありません。今年も、来年の予算、そろそろ概算が始まるわけですけど、七十一のキャップはそのままにして、防災、減災の必要性は、大震災以降、それは私も重要だと思つて、優先度は高いとは思いますが、消費税をばらまきに使うようなことは一切ございませぬ。

同時に、やったり財政再建の道をそれ出したら、これは消費税を納めていただく国民の皆さん、納得なされないと思うんで、ですから、知恵と工夫を出してしつかり、例えば、建設国債

知恵と工夫を出してしつかり、例えば、建設国債

の議論もありましたけれども、私どもとしては様々な民間資金等を利用して、必要で、命を守るためのそういう事業で緊急なものについては配慮をしたり、非常に狭い道で受け入れ、その両立を是非図っていきたく思っています。

○寺田典城君 それで、資料三ちよつと見ていただきたいんです。日経新聞の七月の十六日ですね。働けない若者の危機とか、明日担う力の陰りとか、百七十万人が正社員切望とかと書いていますね。この中で、一つは人材育成の停滞ということと真ん中ほどに出ています。隣が所得の低迷、正社員と非正規社員の方にこんな差があると。その次は真ん中で、要するに教育訓練の投資がこのとおり減少しているという。これはもう大きな課題だと思っております。

それで、例えば非正規の方々という人は、結婚したくても結婚できないとか、子供を持ちたくても持てないというのが現実で、この人方は、それこそ百七十万人ぐらいいらっしゃるそうなんです、推計される。百六、七十万人の人数を将来また、何というんですか、スキルを身に付けて、それこそ正規になれるように、そして税金も納めて年金も納められる、家庭も持てるというような形にすることがこれから一番大事だと思っております。そういう意味で、要するに、私は文科省ともう少し厚生労働省が共同作業というんですか、コラボレーションする必要があると思っております。教育について、その辺を、非正規雇用から脱却するというところで、高等教育における職業教育とか訓練教育の実態はどうなっているか、ちよつと教えていただきたいんです。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員御指摘の、今、若者が非正規雇用が増えている中で、これまでのように終身雇用で企業の中でスキルアップができなくなっている中で、どのように職業訓練をしていって就職に結び付けるかというのは大変大きな課題だと私も思っています。

もちろん、公的な職業訓練、これは民間にも委託している部分もございますが、おっしゃるよう

に、教育機関で社会に出る前にしっかりとそういうやはり訓練も必要だと思えますし、今、ジョブサポーターとかも今年度から大学に入れて、大学にいる間からそのミスマッチをなくしていくような、そうしたこともやっていきたいというふうに思っています。またこれは大きな課題で、今、厚労省の中ではできる限りいろいろな形でコースなども整えていますけれども、十分だとは決して思っておりませんので、文部科学省との連携、また経済産業省との連携など、政府を挙げてやっていくべき問題だということをお国家戦略担当大臣とも先日、私も話をしたところでございます。

○寺田典城君 それで、隣に、これは少し自慢させていたたくんですが、国際教養大学首位について書いています。この大学は秋田にあるんですが、これは一回、二〇〇一年に議会から否決されて、もう一回出して、二〇〇四年から立ち上げた大学で、今まで過去の例にない、出口ベースでこれだけの人材育てようということをつくった大学で、それこそ文部省が普通求めているような大学じゃないと思えます。

突出した授業をしようよということで、就職率はそれこそ、申し訳ないですけど、公務員よりいい給料もらえるようなところはばつかり行っている。それだけ何というんですか、就職のいいところなんです。ただ、お金掛かります。普通の大学の三倍ぐらいは掛かると思っています。三倍、四倍です。お金くださいって言っているんじゃないんです。県でつくったんだから。お金の掛かります。

これから、職業能力開発だつて、それから文部省の言う教育だつて、それから労働省の訓練だつて、やっぱりもつとお金掛けなきゃならぬと思うんです。ところが、やっぱりその辺がコラボレーションしてないというか、例えば、職業能力開発大学のカリキュラムと文部省の教育は違うんだつて、単位互換だつてできることだと思わしね。片っ方は教育、片っ方は訓練で分ける必要も何にもないと思うんです。

ですから、そういう点では、平野大臣、今日は大変、何ていうんですか、オリンピックの帰りでお疲れでしょうけれども、小宮山さんと一回握手してみてくださいよ、一緒に、それこそ、これはこれからの時代にとっては、やっぱり教育訓練とこののが一番大事だと思っております。その辺を、意気込みをひとつ、共同、コラボレーションの話をお聞きしたいんですが。

○国務大臣(平野博文君) 握手は別にいたしまして、先ほど先生から御指摘の部分については、私もある意味では認識を共にいたしているところでございます。特に、私どもとしても、将来のやっぱり中間層になる人材、この人材がなかなか正規雇用につながっていないと、こういうことについては、私、大きな課題でありますし、我が国の経済活動、さらには地域の産業においても深刻な影響が出てくると、こういう認識でございます。

したがって、どういう背景になるのかというところであります。特に文科の立場でいきますと、教育機関が本当に社会のニーズに合った人材を出しているのかと、こういうこと、さらには、学校を出てから十分に堪え得る、リカバリーというんでしようか、そういう新たなリフレッシュの機会というものをどういう形で持っているのかということが課題として私はあると思えます。

したがって、これからは、大学は出ても、改めてそういうリフレッシュするための大学に大きな機能を持たせるといふことによつて新たな職業に就けるようにしていきたいと、かように思っています。先ほど小宮山大臣が申されましたが、そういう職業あつせん等々を含めて、しっかりと情報を学生にもつと与えていくとか、こういうことも大学の中でやっていこうということ、今やり始めているところでございます。

そこで、先生、是非、正規の就職先として、非常に特筆すべきことは、調べてまいりましたが、高専というところがございます。ここは非常に、一〇〇%就職がなっているわけでございます。

その高専なんか何回か私見てまいりましたが、必ず企業とのインターンシップをそれぞれ高専が取っており、こういうことでございます。したがって、そういうことで、いかに企業のニーズをしつかり学びやの中に取り入れていると、こういうことでもございますので、先生の御指摘を含めてしつかりこれら対応してまいりたいと、かように思っています。握手はしませんが、気持ちと同じでございます。

○寺田典城君 握手、だつて求めていますが、それこそ時間もないのであれなんです。安住大臣、ひとつ、財務大臣、教育予算というのは、御存じになられているんですが、あえて言いますけれども、国立大学法人は一兆一千億です。私学助成金は四千五百億です。大学関係、ただか三千二百億なんです。それで、専修学校なんかいって、これなんか二十七億です。こんな予算でやっていると、これなんか二十七億です。これは、だから、ほか削つてもです。だから、税と社会保障の中で七千億プラス三千億の三千億ぐらい使つて、やはりもう一度自分で出直すという人には、ちゃんとそれなりの意欲のある人には、資格取つたら奨学金出すよとかファンダを出すよとか、もつと具体的にそのことを勧めることを国家的にやっぱり進めなきゃならぬと思えますよ、それは。

そうなるにつれて、ようやく、少子化とか子育てというふうな話の中で、子供だつて育てられるよ、結婚もできるよというので出てくると思うんです。二十万人ぐらいつつそういう人を育てたら、いかに大事かというのは分かりませんか、それ。恐らく、一人二百万もあれば年間四千億でできることですよ。

その辺、岡田副総理、ひとつ意気込みを聞きたいと思つていますが、安住さん、どうぞつて、はい。

○国務大臣(安住淳君) ちよつとお話しさせていたいただきたいんですが、大学の改革等については、昨年来、私は文部科学省の平野大臣にもお願いし

ておるんですが、一つ、先生、考えないといけな
いのは、人口が減少しているにもかかわらず、
五百校が七百七、八十まで増えているんですか。
すると、じゃ、それだけ増えて、進学率は上がり
ましたといえますけれども、国際教養大学、本当
にそういう意味ではうまくいっている方かもしれ
ませんね。だけど、現実には、それだけの数を増
やして何を指すんですかということをあえて申
し上げておるんです、我々財務省は。

ですから、もう少し、高専の例を大臣に出して
いただきましてけれども、本当に、ただ、大学は
つくりました、とにかく金だけよこせではなく
て、やはり例えばの話、国立大学このままでいい
んでしょかと。秋田大学も弘前大学も私どもの
東北大学もみんな、このままで、人口が減少し
ているのに学生定員は変えないわ教授は替えないわ
学科は再編しないわでは、私どもはどうかなと
思っているんです。

ですから、時代に合った選択と集中と重点化を
しっかりやれば、それに対してやっぱり特化し
て、それこそ英語で二十四時間全ての教科授業を
やればそれだけの人材が出ます。高専も時代に
合った人が合うと。しかし、今は逆に、東京の、
大変失礼ですけども、私立大学の中では、出る
だけ出たけれども専門学校に行き直している学生
もたくさんいるというわけです。

そういうことも考えれば、大変申し訳ありませ
んが、いいところと悪いところがありますから、
お金を増やせば済むというほど、私は教育の状況
というのは、やっぱりそれは更に改革をした上で
選択と集中をして投資をしていくべき状況だろう
と思っております。

○寺田典城君 大学改革はしなきゃならぬと思
います。ですから、教育とか、それこそ学術研究だ
とかと言っけれども、淘汰されますよ、黙ってい
ても間違いなく淘汰されるんです。価値のない大
学は、教育機関は、それは仕方がないです、それ
は。

だから、そういう点について、ただ、そういう

人材育成するという基本的な考えは、財務省だっ
て、これだけ税を求めたらたつたらやっぱり考え
ていかなきゃならぬですよ。私は、別に文科省と
労働省をよいしょするつもりはないです。それか
ら、経産省ですか、やっぱり人材育成ね、よく三
大臣、あれしてもらいたいんですよ、本当にです
よ、それは。社会へ出て見ていると、それがよく
分かります。

あと、子育てのことであれになったんですが、
私、なぜ子育て、幼保推進課をつくって二〇〇四
年にあれしたかという、何というんですか、出
発点から、小学校の義務教育に入るときから三か
ら六%の差があるからと。だって、幼稚園は幼稚
園の使命を果たしてきた、保育園は保育園の使
命を果たしてきた。だけど、こういう幼保一体とい
うのは、これは子供に目を当てた改革で、保
護者に目を当てた改革。

ところが、どちらかという、待機児童の解消
だとか何だかんだって、そういう論ばかりして
いるんですが、幼稚園の先生と保育園の先生が一
緒に働いてみて初めて分かるはずですよ。だか
ら、初めて働くシステムを、家庭省とか子ども家
庭省とかつくと、急いでやらなきゃならぬと思
いますよ。幼稚園業界が反対しようと、保育園業
界が反対しようと、やっぱり一緒にやってやっ
てみれば初めて子供のために幾らか役に立つとい
うのが出てくるわけですから、そういう点について
は何とか、川端大臣、市町村行政に幼保推進課と
いうのを早くつくってこれよとひとつ要望してい
ただきたいんです、県はつくってあるんですけど
ども。それがあれば、やっぱり幼稚園だの保育園
だの手続全部が三元行政システムになりません
から。

それを私は川端大臣に強く要望したいと思いま
すが、ひとつ川端大臣の考えをお聞きしたい。
○国務大臣(川端達夫君) 仕組み上、地方自治体
において幼稚園は教育委員会、そしてこちらは長
という部分はありますが、いろんな工夫と仕組み

の中で、先駆的に一体的にやっていたらいい
自治体はたくさんあります。そして、制度上も含
めて、それぞれやる工夫のやり方も幾らもありま
す。
そういう部分では、そういう、今回一体的な部
分を進めているわけですから、いろんな事例を、
参考事例を紹介する中で御工夫いただきたいとい
うことは検討してまいりたいというふうに思っ
ています。

○寺田典城君 私も七十二歳になりました。そ
ろそろその年の年になってきているんですが、ひ
とつ、政治がしっかりと行っていたらいいと、もち
ろん自民党さんも、何というんですか、二十兆円
の強靱化対策を出すんだとかという、これ通る
と自民党もたそがれてしまいうしね、それから民主
党、だってそのまま、何というんですか、止めどな
く人が出ていくって、これ、出る人は出たってい
いと思うんですよ。美空ひばりの「川の流れのよ
うに」という歌あります。緩やかに、それありま
すけれども、たそがれに染まることだけは、二つ
の大きな政党、何とか頑張つてやっつけて、ださ
いよ、日本の国家のために。

以上で終わります。ありがとうございます。
○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。
東日本大震災の被災者を対象とした介護保険料
と介護サービスの利用負担の減免がこの九月末で
終了いたします。岩手、宮城の両県だけで約十四
万人の対象となっております。被災地では、生活環
境の変化などで新たに要介護認定を受ける高齢者
が増えています、この延長を望む声が強くなされて
います。

宮城県議会などで意見書が出されているとい
ふふうに思いますが、小宮山大臣に、これにどう
かたえておられるのか、お聞きいたします。
○国務大臣(小宮山洋子君) 先ほども答弁をさせ
ていただきましたが、介護保険の保険料また利用
者負担の減免については、東電の福島第一原発に
伴って国が避難指示などを出している区域以外の
被災者の方は、これは半年延長してきたものでこ

ざいますので、今年の九月末までその費用の全額
を国が財政支援することになっています。
そして、十月以降は、これも御説明していま
すが、保険者の判断による利用者負担などの減免措
置が行われて、その財政負担が著しい場合という
のは、利用者負担総額の三%を減免に要した費用
が超える場合など、財政負担が著しい場合に免除
額の十分の八以内の額を財政支援するという、
この既存の介護保険制度の仕組みを活用して御支
援をいただくように、自治体にも今そうした通知
を出して周知を図っているところで、
○紙智子君 特別の財政支援はやめるということ
ですよ。

それで、今お話あった、厚生労働省から事務連
絡を出されて今のこと徹底したということなん
ですけれども、しかし、被災の大きな自治体ほど
やっぱりこの免除の費用負担が増えて免除を打ち
切る自治体も出てくるんじゃないかと、こういう
危険性があることが関係者間で指摘をされてい
るわけです。

それから、利用者にとっても、例えば石巻市の
七十三歳の介護四の女性は、津波で家が水没をし
て、五人家族だったんだけど、家族がその
後、息子さんとお孫さんは市内に移転を、移居す
ると。現在は、ですから夫と二人暮らしという中
で、デイサービスを週三回、ヘルパーを週三日、
現在デイサービスの昼食代については約八千から
九千円支払をやって済んでいると、減免されてい
たんでね、ということなんですけれども、今回、
十分の八ですか、ということになったとしても、
やっぱり負担は大変つらいものがあるという現状
です、仙台市の若林区の八十六歳の介護三の男
性にしても、自宅が全壊ですよ、津波で全壊を
すると。農業をやっている長男夫婦と同居してい
るんですけども、息子夫婦が田畑で仕事をし
ている間というのは、認知症もあり、一人にしてお
けないということ、デイサービスを週に五回、
ショートステイも利用しているわけです。やっぱ

り、ここも現在、介護保険利用料についてい

ば、このデイサービスの昼食代で済んでいるわけなんですから、やっぱりこれがなくなったら大変負担が重いと。しかも、田畑が津波を受けて、実際に今やっているのが三分の一しかやれていないわけですよ。だから、収入も減っていますし、この先の見通しもまだ付いていないという状況の中で、やっぱりこの介護保険の免除は本当に必要だというふうにおっしゃっているわけです。

被災者の生活がこうやってぎりぎりですからね、継続してほしいという声も切実なわけで、やっぱりこれ今までどおり続けられるようにするべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員から御紹介いただいたように、本当に被災者の皆様が大変な思いをされているということはよく承知をしています。ですから、阪神・淡路大震災のときは一年間のこの免除措置だったわけですが、今回はその被害が甚大であって、前年の所得が把握できないということもありまして、半年延長をいたしました。

今度も、十月以降は現在の仕組みの中で活用してほしいと申し上げたんですが、保険料とか利用者負担の月額の上限は前年の所得に応じて設定されていますので、そういう意味では被災をされた後のその所得で掛けているので、そこが無理がないようにということも配慮しながらやっていきたいというふうにも考えています。

○紙智子君 阪神・淡路のときは一年延長したと、だから今回は一年半ということ、そうじゃなく、やっぱりなりわいも含めて本当に全部が再建していかないといかないわけですから、やっぱり回復できていない自治体と被災者にとつては、これ二割ぐらいの負担だというふうにいっても、とてもやっぱり重いものなわけですよ。まだ復興は道半ばなわけですね。

それで、平野復興大臣にお聞きしたいんですけども、復興庁として、やっぱり従来どおりに、今支援は従来どおりになかなかいい話

もあつたんですけれども、何とかそこを、平野大臣も現地に行かれてよく御存じだと思いますけれども、何とかそこを従来どおりできるようにしたいだけはないかということなんです、いかがでしょうか。

○国務大臣(平野達男君) 今回の東日本大震災の被災というのは阪神・淡路とよく対比されますけれども、類似点もございしますが、違いもございします。阪神・淡路は何と云っても、被害は大きかったんですが、多くの方々も働きながら復旧復興に取り組みすることができた。東日本大震災に続く津波につきましては、働く場所の確保をやりながら復旧復興しなければならぬという違い等々もございします。

そういう中で、委員から御指摘があつたように、特に被災者の財政負担ということについて、復興庁としてはしっかりと、大きな関心を持ってこれを見ていかなければならないというふうにも思っております。

この問題につきましては、負担率が十分の八、十分の十、いろいろあるかと思いますが、要は、自治体の負担に、過大な負担にならないようにする、そのために地方財政措置があるというふうにも私どもは認識をしております。いずれ、厚労省さん、総務省さん、場合によっては復興庁も入りまして、その間の状況については推移を注意深く見ていきたいというふうにも思います。

○紙智子君 注意深く見ていくことなんですよけれども、私は是非再延長するように求めておきたいと思えます。

次に、四月から介護ヘルパーの生活支援の基準時間を六十分から四十五分に短縮した問題についてお聞きします。北海道の民医連が、四十四事業所の利用者を対象に行つた調査結果について発表しています。三月に比べますと、四月はサービスを七割の人が減らしていると。その特徴は、介護報酬改定による利用料の負担増や、訪問介護の生活支援時間、六十分から四十五分になった影響による削減が挙げられて

がらっています。

この四十五分に削られた時間を取り戻そうとする時間延長で利用料に響くために、調理を配食に替えたりおかずを減らしたりというようなこともやっています。それから、時間を短縮したことで利用者との会話の時間が取れないという声も出されています。ヘルパーさんは時間がないために利用者との会話もせずに買物に走ったり、帰って掃除、洗濯、食事ですね、利用者の方は話をしたいんだけれども声も掛けられないと、どちらもつらいという話なんです。

これについて、厚生労働大臣、どのように思われますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 訪問介護の掃除、調理、洗濯、こういう生活援助サービスについての今回の報酬の見直しはあくまで介護報酬の評価を行うときの時間区分を見直すもので、四十五分以上の区分も設けていますので、本当に必要な人の場合は、ケアマネジメントでそういう形の設定をすればこれまでのように提供ができるようになっていきます。そのことがどうも現場になかなか届いていないという御指摘を受けていますので、全国課長会議やQ&Aなどで、適切なケアマネジメントに基づいて今のサービス、引き続き行うことができますよということを説明してきました。現状ではおおむねそれが周知をされてきたのではないかとこのように思っています。

四十五分にそもそもしましたのは、いろいろ調査をすると四十五分以内に終わっている方もたくさんいらしたので、そういう方たちはこの四十五分でもありまして今回こういう区分にしたところでも、必要な方にはちゃんと長い時間受けられるということを更に丁寧に現場に説明をしていきたいと考えています。

○紙智子君 長い時間受けられるようになっていくんだと、それ今徹底しているという話なんですけど、四十五分を二回やっているとよという話ですよ。そうすると、利用者の方は利用料が上

がるということになってるんじゃないでしょうか。これ、実は事業者にとつても、利用者のニーズや状況によって、一概に十五分増えた分について減らすわけにいかないということで、事業者自身が持ち出しというのが現実にはあるんだという話が出ています。

それから、もう四十五分というところで徹底されていないためにゆとりのない支援が行われて、そのこと自体がやっぱり精神疾患の方ですとか認知症の利用者の方の状態を悪くさせるということにもつながるといふことで、やはり孤立化しやすい高齢者にとつてはコミュニケーション自身が大切なケアだといふふうにも思うわけですね。

やっぱり話したくて待っているわけですよ。もちろん、話せばかりもいられないわけですけども、でも、やっぱり顔を見て体調はどうだということから始まるんだと思えますし、そういう疎通がなければ、相手は人間なんです。ですから、私は、この四十五分ルール、もつとやれるというんだつたら元に戻して変えたらいいんじゃないかといふふうにも思えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃつた、四十五分以上だったら倍の九十分になるというところではなくて、ケアマネジメントで六十分もできるよになつていきますので、それは今度と同じように必要な時間できるようになつていきます。そのことである現場に混乱が起きたり誤解があつたりしてはいけませんので、それは利用料……

○紙智子君 ちよつと時間が。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい。利用料、またお返事いたしますが、仕組みとしては、今度と同じように六十分必要な方は六十分できるようになつていきます。

○紙智子君 京都のヘルパー協会とか、大阪の社保協とか、東京でも民間で、実は同じことを調査して同じことが指摘されているわけなんです。ですから、是非これ、厚生労働省として調査をして

いただけませんか。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、実態がどうなっているかはちゃんと調べたいと思います。

○紙智子君 そもそも、介護保険法には高齢者の尊厳を保持した支援が目的というふうになされてきたわけです。ところが、今、これは何のための介護なんだろうかというふうな、本末転倒になっていると言わざるを得ない状況があるわけですね。

それで、次にちよっと税と社会保障の一体改革の問題でお聞きするんですけども、四十五分ルールなどの生活支援や家事援助の問題が解決するのかどうか、この一体改革ですね、将来はどうなるのかということも聞きたいと思うんです。

平成二十三年十一月の社会保障と税の一体改革における介護分野の見直しに関するこれまでの論点整理の中では、要支援者に対する給付はリハビリに重点化し、予防効果のないものは給付の対象から外すべきという意見が多くあったとされています。そこで、お聞きするんですけども、今後、家事援助に対する給付というのは削減する対象にしているんじゃないでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今回、社会保障と税の一体改革の中では、医療と介護サービスの提供体制の効率化、重点化ということで、在宅医療、在宅介護などを支援しようと思っておりますけれども、今、この件のように利用者にとって本当に必要なサービスを一律に削減をするということではございません。

先ほどの、よろしければ、前回と現在の料金のことをごちゃごちゃとだけ申し上げたいと思うんですけど、よろしいですか。

六十分程度の生活援助の場合は、今まで二千二百九十円だったものが、今回、六十分から七十分だと二千三百五十円にはなりますが、二十分から四十五分の場合は千九百円程度と、そこは安くなるということですね。それから、九十分程度の生活援助の場合は、以前が二千九百円だったものが、今回は、おっしゃったように四十五分掛ける二ということ、こちらは三千八百円と高くなり

ます。そういう意味で、長くなると高くなるけど、短い人は今までより安くできると、そういうことかというふうに思います。

○紙智子君 いずれにしても、現場では非常にこのところが混乱しているということがありますので、よく調査をして対応していただきたいというふうに思います。

それから、生活援助、家事援助、これについては、元々はホームヘルパーが二時間程度掛けて高齢者の生活を支える援助ということでやられてきたわけです。ところが、介護給付を削減するため、二〇〇六年に三十分ごとの報酬加算を廃止をして事実上九十分ごとの報酬加算を廃止して六十分未満に減らしてきたわけです。この四月には四十五分未満ということ、だんだん短縮してきているわけですね。

厚生労働省の宮島老健局長は月刊福祉五月号で、介護サービスの生活援助の部分は将来合理化されていくんだと、介護職員は家事援助中心ではなくて身体介護にベースを置くんだと答えているわけです。これは削除されていくんじゃないかとこの危機感を覚えるわけで、これ、生活援助や家事援助を自治体任せにせずに、国が責任を後退させることはないということでお約束できますか。

○委員長(高橋千秋君) 小宮山国務大臣、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい。それは、全体で効率化はしなければいけないんですけど、先ほどお話ししたように、これは自立して生活をしていく人を支えるための大切なサービスだと思っておりますので、一律に削減をするという考え方はございません。

○紙智子君 国の責任を後退させないということですし、取り組むように、これからは私たちも注意を向けていきたいと思っております。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

社会保障制度改革推進法案九条が、これは国民会議の設置を規定しております。この国民会議

は、十条において、国会議員を兼ねることを、国会議員と兼ねることを妨げないこととあります。この国会議員は党との関係ではどのように整理されるのでしょうか。

○衆議院議員(柚木道義君) お答え申し上げます。

国民会議におきましては、具体的にどのような委員を選ぶかにつきましては、この改革推進法案の規定、そしてこの本院本委員会での法案審議、さらには三党協議なども踏まえまして、会議の運営方法などと併せてしっかりと検討していく必要があるとまず認識しておりますが、今御指摘をいただきました点につきましては、そもそも国会議員を委員に任命するかどうか、それから、任命を仮にする場合、御指摘の党との関係、あるいは具体的に何人どのように任命するのかなど、そういった具体的な点につきましては、そこは今後の検討課題であると認識をしております。

○福島みずほ君 いや、やっぱり分からないんですよ。これ、党を代表して発言をするのか、個人として発言するのか、その国会議員はどういう立場で発言をするのか、そして全ての政党の国会議員が入るのか、一部の政党の国会議員しか入らなければ、それはとてもおかしいと思うんです。

日弁連もこの点に関して会長声明を出しております。まして、全国民の代表である国会において、全ての政党、会派が参加し、審議の全過程を国民に公開すべきであるとしております。スウェーデンは御存じのとおり、そしてかねて民主主義の主張では、全ての国会議員が入って、そこでしっかりと議論を超党派でして、年金制度についてやると。

つまり、この国民会議が、国会議員を、と兼ねることを妨げない、でも、一部の政党の一部の国会議員がどういう立場で発言するのか。一部だと、それは国会が選挙によって選ばれた構成員の、選ばれているにもかかわらず、一部の人間の考え方が反映されない極めて欠陥がある国民会議になると思えますが、どうですか。

○国務大臣(岡田克也君) この国民会議は政府の

機関でありますので、私からお答えをいたしますが、具体的に今御指摘のような問題もござい

ます。それから、本来、各党間でということであれば、国会でそういったものを設けるべきだという議論もござい

ます。そういったことをよく踏まえて、三党と協議しながら、国会議員の扱いをどうするかという、そういう基本的なフレームワークについて検討していきたい、その上で各党に対しても諮りをしていというふうに思います。

○福島みずほ君 これは国会で、どういう国民会議をつくるか議論しているんですよ。三党で議論するというのは変ですよ。何でも三党でやれば済むと思ったら大間違いだ。民主主義は多数決ではないんですよ。過半数さえ取りやいって話じゃなくて、対話じゃないですか。対話をしていく、議論していく、そのときに三党ですよ。この国民会議の中間を決めるといえるのはおかしいですよ。これは国会で、どういう国民会議をつくるかが不明確だったら、だって、ここで社会保障制度を決めるわけですから、極めて重要じゃないですか。

○衆議院議員(柚木道義君) 今、副総理から政府の機関ということでの御答弁もありましたが、今お言葉もありますように議員立法でということでありまして、先ほど申し上げましたように、これは本当にこれまでの三党協議における積み重ねの議論というのも大前提として一つありますし、今のような質疑における御指摘もござい

ますし、そして、それを踏まえて今後国民会議の在り方がどうなるかを議論されていくわけですから、その中で、今のような御指摘も踏まえながら、そして、それぞれ今事例を挙げたいだいたと思うんですけど、諸外国のやり方あるいはこれは、例えば厚労省の社保審の在り方とか、あるいは年金のときの両院合同会議の在り方もあったと思うんです。

ね、諸外国のやり方あるいはこれは、例えば厚労省の社保審の在り方とか、あるいは年金のときの両院合同会議の在り方もあったと思うんです。

そういういろいろな在り方もそれぞれ参考にさせていたが、これ、いずれにしても、本日に今後しっかりと議論をした上で、なるべく早い段階でそれが立ち上がっていくことが望ましいと思っております。

○福島みずほ君 いや、つまり、国民会議の身が分らないんです。国民会議の中には国会議員は入るんですか。

○国務大臣(岡田克也君) その点についてはまだ決めておりません。ですから、私、先ほど三党で言ったのは、三党の御意見も聞き、各方面の御意見も聞きながら政府としては最終的に決めていきたいと考えております。

○福島みずほ君 いや、三党の意見聞くんじゃなくて全党の意見聞くべきだし、国民の意見聞くべきじゃないですか。どうしてそこで三党となるんですか。

それと、私は、やっぱりこの法律やこの議論で問題だと思っているのは、社会保障制度がどうあるべきか、全党入って、スウェーデンのように、年金制度どうするか、けんけんがくがく、かんかんごうごう議論をして、こんなにお金が掛かる、これがあるというふうになつた上で、じゃ、税がどれだけの必要なのか、その税の中で抜本改革で、相続税なのか、いや法人税なのか、いや所得税の最高税率変えなのか、やっぱりでも消費税なのかという議論をすべきなのに、順序が逆で、国民会議がどう議論をするか今日の時点で分らないわけじゃないですか。そんなのやっぱり、だって、これが一番あんこというか、一番重要な部分ですよ。だって、ここで社会保障制度についてやるわけですから。

報道の中には、国会議員を入れないというような報道も今日ちょっとなされているんですが、そういうのは単なる報道ですか、民主党の考えですか。

○国務大臣(岡田克也君) まず、今おっしゃった消費税でやるのかほかでやるのかというような議論は今ここで御議論いただいている話であって、

あの国民会議というのは、消費税法開始関連法案がきちんと国会で決まった上で行うものですか、今委員のおっしゃったようなことまでを議論するものではないと。それは、消費税というものが国会で成立すれば、国民会議とこれセットで議論している話ですから、国民会議ではそのことを前提に議論するのであって、改めて消費税でやるべきかどうかなどということも議論する場ではないということには申し上げておきたいと思えます。

その上で、私は、よく聞いていただきたいんですが、別に三党で決めていただくとかそういうことを言っているのではなく、三党の意見、その他の意見も聞いて政府として最終判断をさせていただきますということを先ほどから申し上げているところであります。

○福島みずほ君 私は順番の話をしたわけですが、それから、この今の法案は、消費税なのか法人税なのか所得税の最高税率にするのかという話になつていないじゃないですか。全部消費税以外は削除して先送りの検討ですよ。これは消費税増税法案を可決するか否決するかの話であって、消費税だけじゃないですか。

まあ、それはともあれ、この国民会議には、もし国会議員が入るとして、一部の国会議員になるんですか、全党が入るんですか。

○国務大臣(岡田克也君) 何度も申し上げておりますように、政府としてはそのことはまだ決めておりません。これからです。

○福島みずほ君 発議者はどう考えていますか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 福島委員にお答えしたいと思えます。

そもそも、私も自由民主党から社会保障制度改革基本法のときから出させていただきました。そのときには特段この規定はなかったんですけども、しかし、有識者の中には当然国会議員も入るであろうというその可能性は別に否定したわけではなく、三党協議の中で、じゃ国会議員もと、そうすると、国会法というのがございまして、国会議員が兼職をする場合にはあらかじめ兼職でき

るような規定を設けておかないと、仮にそうなった場合に対応するには改めて両院の議決が何か要ると、たしかこういう仕組みになつていて、と思えますので、そういうことを含めて実は入れていると。

したがって、そこから先どうするかというのは、少なくとも三党間でこれまで議論してきたことではありませんが、ただ、社会保障制度改革国民会議そのものは、今回の社会制度改革推進法に基づいて、その目的とか、基本的な理念とか、基本的な考え方を踏まえて議論していただく場ということになると思えますので、それにふさわしい形でその段階の政府の方がお決めになると、こういう仕組みになつていくわけでございます。

○福島みずほ君 国民会議をやるときに、国会議員が入るときに、一部の政党あるいは政党代表なのかどうか分からない、国会議員の誰かが兼職禁止を超えてこれをやる、じゃそこに反映できない政党はどうなるのか。社会保障については、本来は、もし国会議員をやるとしたら全党が入つて、そういう社会保障制度であるべきか、スウェーデン方式の方がベストだと思ふんです。今日の時点で、それは国民会議を決めるときのお話ですと言われたら、一部の国会議員しか入らないのは、これは大問題だと思えますよ。いかがですか。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。今回のこの三党合意は、社会保障全体に対するこの一体改革の議論の中で私も三党が議員立法として提案をした内容でございます。その議員立法を今後どうするかということについては、それは任命はこれは総理が任命されるということですから、最終的にどういうふうな判断されるかというところは、当然政府に任せるといふことと同時に、今回のこの議員立法が可決されましたならば、国会で承認をされたら、既にこれは衆議院で承認をされてこの推進法案が参議院に回つてきているわけですから、民主的に賛否を問うていただいて、そして賛成であれば、それはその手続に沿って内閣が決めていただく、こういうことにな

なると思えます。

○福島みずほ君 だから問題だと思ふんです。国民会議については、国会議員と兼ねることを妨げないという書いてあるだけで、国会議員が何人入るのか、入るのか入らないのか、どういう会議になるのか、この法文からは分からないんです。で、法案が成立すれば、あとは内閣がお決めになりますとなつたら、本当に国会がきちっと議論をする場所になるんでしょうか。しかも、政党の一部がこの国民会議に入るとすれば、全部の、全国民を代表する、例えば、全ての政党は何らかの形で国民の意思を表しているわけですか。例えば、ここに三党の国会議員しか入らないとか、いや、二党しか入らないとか、じゃ、どうやってそれを、線引きをどうするんですか。

○国務大臣(岡田克也君) ここで、国民会議でいろいろ年金、医療、介護その他の重要な事項について議論することになつております。で、重要な事項について議論して、それは当然法案の形になる、あるいは予算であれば予算案になる、それぞれ国会に出てきて国会で御審議いただき、そして可否を決めていただく。こういうことで、全く何が問題なのか私にはよく理解できないわけでありませぬ。

○福島みずほ君 これの何が問題なのか全く分からないというところが問題だと思えますよ。だって、これは、国民会議という名を打つて、国会議員の全ての政党の全ての人が全て入つてかんかんがく議論をするなら、これまた分かりませぬ。有識者の人たちが有識者で集まって審議会みたいなにして答申する、これならこれで分かりませぬ。しかし、一部の国会議員が入る、それが入るのか入らないのか、何人入るのか、政党を代表しているのか、全党が入るのか一部が入るのか、分らないわけですよ。そしたら、これは一体何なのか、この国民会議は、

だって、ここに国会議員は、全て何らかの形で有権者の意思を反映しているわけですよ。全ての政党は何らかの形で、みんなの民意を体現し

ているわけでは、この国民会議が重要だと思っ
ているから、この質問をしているんです。ここで社
会保障制度の在り方を議論するわけでしょう。だ
としたら、全ての政党の国会議員がそこで議論す
るようにはすべきではないですか。

発言者、いかがですか。じゃ、長妻さん。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、貴重ないろいろ御
意見いただきましたので、そういうことも念頭に
議論をしていきたいと思えます。

御懸念は、何かその三党で決めて、そのまま何
か突っ走ってしまうんじゃないかみたいな御懸念
かもしれないけれども、これは確かに三党で提
出している議員立法でございますが、当然、法律
が成立すれば、それは別に三党の法律ではなく
て、これ日本国の法律になるわけでありまして、
そこに基ついて総理大臣が任命しますので、適切
に今の御意見も入れて公平に、本当に将来の社会
保障を充実して最低限のものは維持したいと、こ
ういう思いがありますので、御意見も承りながら
我々を取り組んでいきたいと思えます。

○福島みずほ君 長妻発言者の御意見、ありがと
うございます。
これ、国会議員が入るとすれば、全ての政党が
入らなければ、それはやっぱりおかしいですよ。
(発言する者あり) いや、なぜならば、全国民を
代表する国会の代弁者つてならないじゃないです
か。それはおかしいですよ。どういう立場でこの
国民会議があるのか、それは問題だと思えます。
(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静粛にお願いします。
○福島みずほ君 最後に、小宮山大臣にお聞きを
します。
保育士さんが非常に低賃金だというのが全国各
地でお聞きされます。この公立、民間の保育士さ
んの平均賃金は、きちっと厚労省は把握してい
らっしゃいますか。年齢を把握していらっしゃい
ますか。

○委員長(高橋千秋君) 小宮山国務大臣。時間が
迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 保育士さんは、二十
三年は三十四・七歳が平均で、これは二十二万三
千円です。ちよつと時間がなかったので全部は御紹介
できませんが、把握してあります。今回、質
を上げる中でしっかりと保育士さんの処遇の改善
にも取り組みたいと考えています。

○委員長(高橋千秋君) 福島みずほ君、時間が超
過しております。

○福島みずほ君 はい、分かりました。

これは、しかし公立の場合は、福祉職の全部の
平均値、私立の場合は……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○福島みずほ君 はい。

障害児施設や母子生活支援施設と、全部合わせ
たあれなんです。ですから、是非、公立、民営
含めて保育士の皆さんたちの賃金、そして是非次
回はこの保育士さんたちの賃金の問題、労働条件
の向上についてお聞きをしたいというふうと思っ
ております。

終わります。

○亀井亜紀子君 新派みどりの風の亀井亜紀子
でございます。みどりの風としては私の今日が初
質問になります。

御存じのとおり、私は長い間与党に、政権交代
後ずつと与党にありまして、この社会保障の議論
の最初からかかわつておりました。そして、この
消費税の増税法案が原因で国民新党を離党するこ
とになりました。いろいろな思いがございます。
私の基本的な考え方は、別に消費税を未来永劫上
げてはいけないと言っているわけではありませ
ん。ただ、そのときの経済状況ですとか制度との
一体性等々、いろいろな問題を解決した上での増
税であるべきだと思います。

まず、今日、私、お配りした資料がございま
す。一枚目。社会保障改革に関する集中検討会議
で議論された内容を私の方でまとめさせていただ
きました。

先ほど、福島議員が国民会議についてどういっ
た構成になるのかという質問をされましたけれ
ども、この社会保障改革に関する集中検討会議とい
うのは与謝野担当大臣の時代につくられた会議で
して、麻生政権のころの社会保障の会議に入つて
いた方々、学者の方々がかなりダブつておしま
した。そして、私は与党の政調会長として入つてお
りましたけれども、初めから、社会保障の費用の
効率化ですとか後期高齢者医療制度は正しかった
ですとか、そういういろいろな有識者の方々の意
見がございまして、頭から少々違和感がございま
した。一枚目のこの資料は、各種団体また新聞
社等々がどのように社会保障制度を考えているか
という意見でございます。

私は二〇〇七年の参議院選挙当選組なんですけ
れども、そのときの世論が、消えた年金と後期高
齢者医療制度に非常に関心があつて、時の政権に
怒つていた。それで第一回のねじれ国会が起き
た、参院の与野党逆転が起きたと理解しておりま
す。ですので、社会保障改革と消費税の増税をす
るのであれば、この年金制度と後期高齢者医療制
度はどうなるのか、その絵姿と一体となつてい
なければ理解が得られないだろうというふう
に思つております。

さて、民主党の年金制度は最低保障年金とい
うことですが、これが集中検討会議でどの
ように扱われたかといえます。ほとんど議論が
されておられません。そして六月の段階で、各団体
やメディア各社の論が出そろつた後で、民主党案
というところで発表がございました。そのときに各
委員から試算を求められました。つまり、年收幾
らの人まで最低保障年金七万円、満額もらえるの
かという質問が発表者の大串議員に対してありま
したけれども、それに対して、試算はないという
ことで全く答えが出てこなかった。そこで制度設
計の細かい部分には集中検討会議では入れませ
んでした。

その後、メディアが報道したことがございま
して、これが、二枚目の資料になりますけれども、
今年、民主党が正式に試算を発表した後の新聞記
事でございます。年收二百六十万円以上の人は減
額されていって、六百九十万円までゼロになると。
一方、年金を支払うことができない無年金の方た
ちも最低保障機能として七万円受け取れるよう
になるといふ試算でございまして、これは国民が聞
いていたことと全く違うイメージですから、今回
の法案に入れるのは無理があるということで私は
反対をしたんです。

ところが、二月の社会保障・税一体改革の大綱
の閣議決定のときに、この最低保障年金、制度設
計が全くできていない状態で入れてしまいま
した。それに私はおかしいのではないかと申した
んですけれども、これは、なぜ平成二十五年通常
国会に法案を提出するまで書き込んで閣議決定を
したのでしょうか。本来は、やはり社会保障の
来像と必要経費と一体となつて提出するのが筋
だと思えます。

また、昨年の七月のこの集中検討会議で成案を
決定する際に、民主党の中からもかなりの反対が
ありましたけれども、私も国民新党として反対して
いましたけれども、民主党から長妻先生が出てい
らして、そして増税を実施する際には景気弾力条
項を入れる、それは数値目標をきちんと書くとい
うこと、もう一つ、この増税に際して国民の信
を問うということ、その二点を与謝野大臣に確認
した上で民主党は認めたというふうには私は記憶し
ております。

ですから、そのときから一年たつて、今、国民
に信を問う前に増税を決めてしまおうと、しかも
社会保障の絵姿はかけていないわけですから、
長妻議員は今日のように整理をされていらつ
しゃるんじゃないでしょうか。

○衆議院議員(長妻昭君) お答えを申し上げます。
今複数のお尋ねがございましたけれども、一つ
はおっしゃっていたいただいた社会保障改革に関する
集中検討会議、これ亀井先生も出席されておられ
て、例えば昨年の五月三十日の議事録でございま
すが、当時、大串さんが党の社会保障と税の抜本

改革の調査会事務局長でしたので、資料を配付してかなり詳しく民主党の年金制度についても説明をしております。

ここに議事録ありますけれども、九ページ以降は年金である、税を財源とする最低保障年金と保険料を財源とする所得比例年金ということを書いた、その内容を踏み込んで明らかにすることを書いとで、ということ、る全部読みませんけれども、そこで発言をして、そこで何人かの委員の方からこの年金制度についての質問、議論というのがこでなされているところがございます、全く異論がないというわけではありませぬ。

それと、民主党の中で議論をしたときに、この最低保障年金、国民年金も入れた一元化についてはやはり明記をするべきじゃないかと、そういう声もございまして、そういう形で閣議決定の中に入れていただいたと。

財源の件でございますが、亀井さんがお配りしていただいているこの新聞記事のところにもちやうど試算が出ていますね、表が。そして、一番という黒塗りのものがある意味では一番手厚いものでございまして、手厚いものですら二〇三五年度の所要の額というのが消費税一〇パーの二十年後であっても現行の制度とほぼ変わらないということ、現行の制度が四・四パーだとすると一番の手厚いものが四・七パーということ、さらに四十年後については若干二パー程度現行制度よりも大きいわけでございますけれども、そういう意味では非常に先の話でございます、新制度でありますので、そういう意味では今回の一〇%には直接の影響がないであろうというようなこともございまして、今回そういう判断をいたしました。

最後の御質問でありますけれども、この信を問うということあります。当てもいろいろ議論がありまして、本当に法律を出す前に信を問うべしという議論もありましたし、法律を出して実際に実行する前に任期が来るような形で信を問えというような話もございまして、今回、今こで議論しているのは、実際に消費税が上がる前には総選

挙があるというような形で今現実にはなっているということでありませぬ。

○亀井亜紀子君 年金の将来の姿というのはかかっていないわけですから、それはもう国民にも明らかになっていることで、やはり百年先、百年安心と言った政府がありましたけれども、百年先のことまで見据えての制度設計をきちんと議論をして、その中で財源を割り出していくのが本来の道筋ではないかと私は思っております。

次の質問に移りますが、三枚目にお配りした、この大綱が閣議決定されたときの閣議決定に付いた一枚の紙でございます。この大綱を閣議決定したときに、その中に最低保障年金の二十五年度通常国会への法案提出という文言ですとか、本来立法府が決めるべき比例定数の削減、この八十も実現するというようなことを書き込んで閣議決定をし、それについて、「政府・与党それぞれが、連携・協力しつつ、その実現に取り組む。」と、こんな文書が付いておりました。閣議決定の本来の意味というのは、政府がその政策の実現を約束しますと、そういう意味で閣議決定をされるものだ、当時国民党としては理解しておりましたので、実現できないこと、決まっておらないことが書かれていたといつて、それを私はNHKで発言したら、当時かなりの騒ぎになりました。

ここで私は官僚の方にお伺いしたいんですけれども、今まで閣議決定をされたものの中で、このような文書が一枚、政府・与党それぞれが連携・協力しつつ実現に取り組むというような文章が付いて閣議決定した例はあるのでしょうか。

○政府参考人(河内隆君) 前文に文書を添えて閣議決定した前例があるかというお尋ねにお答えいたします。

閣議決定の前文におきましてこのような文書を添えて閣議決定をした例は、閣議決定の数も膨大であり、全てに遡って網羅的に確認できてくるわけではございませんが、平成十三年の中央省庁再編以降、つまり直近の十年ほどの期間におきまして確認した限りにおいては、前例はございません。

以上です。

○亀井亜紀子君 かなり無理な閣議決定であったと思えます。この閣議決定がされた背景は、つまり、与党内はまとまっていなかったのですが、早く自民党との協議を始めたということ、閣議決定が条件とされて、それでこのような文書を付けて無理やり閣議決定をしたという経緯がございます。

次の質問に移ります。消費税の使途についてですけれども、今までは消費税の増分が全て社会保障に使われるのかというような質問がございました。国民と政府の信頼関係がないというのが背景にございますけれども、例えば、定率減税を廃止したときに、それは年金の国庫負担三分の一を二分の一にするその財源に使うのだという理由で定率減税を廃止したはずなんです。このときに生じたその増分というのはきちんと年金の財源、社会保障目的に使われたのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(安住淳君) 平成十七年度、十八年度税制改正による定率減税の縮減、廃止に伴う所得税の増収分約二・六兆のうち、地方交付税分を除いた約一・八兆については、使途が法定されていない一般財源であるため厳密に特定することは困難でございますが、当時の与党の議論等を踏まえ、定率減税の縮減、廃止に関連付けられた歳出項目として、基礎年金国庫負担割合の引上げに約三・三兆が充てられ、残りは財政健全化のため公債発行の縮減に充てられたものと承知しております。

こうした対応は、各年度の予算編成過程においても、当時の与党における議論も得て決定されたものでありまして、結果として、基礎年金国庫負担割合は従前の三分の一から平成十九年度までに三六・五%まで引き上げられたわけでございます。

今回の一体改革においては、国分の充当対象経

費を消費税法に規定することにしておりますので、今回は、これにより消費税増収分を基礎年金国庫負担を二分の一にするための財源とすることを含めて社会保障に充てることを制度として恒久的、安定的なものにすることにしております。

○亀井亜紀子君 今の御答弁のように、全額年金財源に使われたわけではなくて、一部は公債に使われたりしているわけであって、やはりその目的のところは財政再建、財政健全化という言葉が入ると、それはあらゆるものに使えることになってしまします。ですから、社会保障に全額使いますとおっしゃっても、それは気休めではないかと私は理解しております。

今日は五十嵐財務副大臣にいらしていただいたので、質問を一つ飛ばして、五十嵐財務副大臣にお伺いいたします。

政府の税制調査会で、この消費税増税に関してかなり慎重意見がたくさんございました。そして、建設的な提言もありました。その中で私がよく記憶しておりますのは、福田昭夫前総務務務官が、価格に転嫁できない中小業者がたくさんあると、なので内税から外税に戻してはどうかという、そういう提案がございました。私はいい意見だと思つたんですけれども、政府税調の場では五十嵐副大臣がいつも司会をされていましたけれども、いろいろな提言が出る中で、すぐ、はい次の人と言つて、その議論に入ることなく終わってしまったという印象なんです。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ております。おまとめください。

○亀井亜紀子君 ですので、この内税から外税に戻すということについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○委員長(高橋千秋君) 五十嵐財務副大臣、時間が超過しておりますので、簡潔にお願いします。

○副大臣(五十嵐文彦君) 昨年の十二月十四日の税制調査会で、確かに福田政務官と亀井委員からそういう御意見がございました。その後、十二月二十日から福田政務官も入った社会保障・税一体

改革作業チームで詳しい議論をこれについて行っており、また、政府税調の二十一日の二十八回会合でも資料を提示した上で議論をしており、また、素案起草会合でもこのような議論をした上で、十二月三十日の税部分の素案決定では、福田さんや亀井さんの意見を入れて、今後検討するという項目も含めて素案を決定させていただいております、また、外税と内税については……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○副大臣(五十嵐文彦君) はい。

総額表示方式を基本としてやるという考え方に変わりが無いということで、考え方は打ち出させていたでござります。

○亀井亜紀子君 時間ですので、終わります。

○委員長(高橋千秋君) この際、お諮りいたします。

委員外議員平山誠君から公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案についての質疑のため発言を求められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員以外(平山誠君) 本日は、当会での発言の機会を与えていただきまして、委員長並びに各党の理事、各会派の委員の皆さん、ありがとうございます。

そうはいいまでも、このような重要法案を三党の合意で無理なスケジュールで決めるということ、先ほども国民会議のこともありましたけれども、私たち国会議員は国民の信を得て国会議員という資格を得ているわけですから、政党支部が分かれた以上、一つ一つの政党支部から意見を聴いていた、機会を正式につくっていた、いただきますよ

うに、各政党の皆様にお願ひします。時間もありませんので、質問させていただきます。

ここできちつと国民に説明する必要がある。民主党にはあると思うんですけども、二〇〇九年の民主党のマニフェストで消費税ということが一切うたつていなかったことが、なぜ二〇一二年、今年になって消費税の増税案が出てくるのか。それは、やはり二〇〇九年の選挙で、マニフェストでうたつて、私たちは、というか民主党さんの議員は国民の明るい希望というものを取って投票されたわけですから、そのときに書いていないことをなぜ今更出すのかということ、まず民主党さんから説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田克也君) このことは、この委員会でも何度も申し上げております。繰り返しのことには言っておりません。むしろ、四年間増税しない、消費税を上げないということ、マニフェストには書いていないとはいへ、いろいろな場面で言ったことは事実であります。そういう意味では、国民の皆さんにその期待を裏切っているということ、誠に申し訳ないことだということに思っております。

ただ、二つのことを申し上げたいと思ひますが、一点目は、菅前総理がよく言われたことですが、二〇〇九年、ギリシャの政権交代に端を発するヨーロッパの経済危機、まさしく世界の経済、金融が本当に厳しい状況になって、日本もそれは他人事ではなくなっている、客観的に見れば数字はそれ以上に悪いという中で、現時点では問題がありませんが、しかし、将来にわたってそのリスクを何とか減らさなければいけない、これは与党としての責任であるというふうな時の菅総理は考へられたし、民主党の中でもいろいろ議論がありました、政府としてそのことを進め始めたというところであります。

もう一点は、やはり昨年の東日本大震災、三回

にわたる補正予算、そして今年度の予算、合計合わせれば十八兆円という大きなお金が既に投じられています。まだまだこれでは十分ではないというふうに思ひます。万全を期していかねばいけません。しかし、その結果として、財政は非常に傷んだことも事実、元々厳しい中で更にプラスアルファの負担が掛かっていることも事実、そういった現実を見たときに、やはりこれは先送りせずしつかりと自分たちの責任でやるべきことをやらなきゃいけない。持続可能性のために社会保障・税一体改革という形で進めなければならぬというふうな判断したものであります。

最終的に我々の判断がそれが十分説得力があるかどうかというところは、一年以内にある選挙の中

○委員以外(平山誠君) 理解はできません

が、次に行きます。社会保障費の一兆円という部分が説明されておりますが、単純に私のもう低レベルの質問で大変申し訳ないんですが、来年一兆円、再来年一兆円、また三年後一兆円となると、いつまでこの一兆円を増え続けて、足りなくなったらまた増税なのかと。本来であれば、この一兆円を少しは、話の中で皆さん少なくする方法は考えていると思ひますが、この一兆円ずつ上がっていくという理論の分岐点はいつですか、五年後ですか、十年後ですか、その辺を教えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今、現実の問題として、急速な高齢化の中で一兆円ずつ増えているのは事実です。ただ、それは以前の小泉改革で行われたように、二千二百億円ずつ機械的に削つていったことによつて、いろいろ医療難民とかそういうような話もあつたわけですので、政権交代後は、まずこの自然増の分を認めました。今回の社会保障の一体改革の中で、もちろん充実する部分があると同時に、重点化、効率化もしていきます。例えば、年金の物価スライドの特例分を三年掛けて解消するか、医療、介護について

てもしつかりとそこところは効率化、重点化を進めたいと思ひますし、また、七十から七十四歳の窓口の自己負担二割にということも来年度には取り組みたいと思ひますので、これはいつが分岐点かということですが、これからは充実と併せて効率化、重点化も図つていったその過程を見ながら、またその五%の先の話というのは、どれだけ効率化ができたかはいろいろな仕組みを変えてやろうとしているわけですから、その経緯も見て判断をすることだというふうに考えています。

○委員以外(平山誠君) ということは、

五%の先ということ、また七%、八%、一〇%と上がっていく可能性もあるかもしれないということなんですかね。

民主党がまずやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじゃないかということ、自分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきたんじゃないでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義というのが分からないと言つていましたが、そんなのは愚の骨頂であつて、民主党のやるべきことは、この霞が関の中で、どの程度、あそこにもあるぞ、ここにもあるぞというのを探そうということ、国民は政権交代をしていただいたんじゃないでしょうか。

安住大臣、二〇〇〇年のときに、上田埼玉県知事と安住さんと番組で国会Gメンといつて日本道路公団、国土交通省に突撃インタビューを番組でさせていただきました。そして、小宮山先生の参議院から衆議院に移るときの政見放送も私は作らせていただきまして、先生がお子さんに優しく、これから子供たちのために、幼稚園の前でインタビューを撮つて、それが政見放送で流れて衆議院に受かつたのかなと、私も小宮山先生の今の地位の役を担つているというところですが、要するに、国民に対して、安住大臣、仕分というのは何だつたんでしょうか。なぜ増税とすぐ結び付けるようなことにするんでしょうか。

○国務大臣 安住淳君 政権を交代してから、実はそうはいっても、恒久財源としても三兆円近く毎年絞り出してきました。

これは平山さん、一緒に国交省とか私よく行きまされたけれども、私どものその額は、もちろんマニフェストに書いてあるものから見れば少ないんですけれども、実はこの三兆円近い恒久財源の検出の額というのは、簡単に言うとな、ちよつと乱暴ですけれど、農林水産省と経済産業省と環境省の通常の一年分の予算なんです。ですから、それぐらゐのことはやれたんですね。それから、いわゆるワンショットといつて単年度に特別会計等から出してきた財源は、これは自民党政権下でもかなり小泉政権からはやってきましたけれども、我々の政権交代からは、例えば初年度でたしか十兆円近くやっていますので、実はやっていないわけではないんです。

実は、何が一番そのネックかというところ、ネットワークというよりも、やつぱりここで非常に厳しいなと思つたのは、先ほど副総理も申し上げましたが、昨年のやつぱり大震災で、本来こうしたやつぱり財源を、例えば法律上まだ決まっていな国民年金の二分の一の国庫負担分の財源にしようと思つていたところ、大震災が起きて、大震災のやつぱり財源を探すのに昨年は本当に与野党とも苦勞しました。

そういうことからいうと、大きな部分では相当なことはやりました。ただ、まだまだやらなければならない、やり続けなければならない問題です。人に言わせれば、ローマ帝国時代から行政機関がある限り永遠にこれは行革はやる。だから問題は、構造的にやつぱり社会保障のお金というのは、今一兆円の話がありましたけれども、これは黙っていても請求書がどんどんどんどん来ますので、ここにもやつぱりある程度安定した財源を入れなければならぬということだと思つてます。

そうなる、やはり何かを充当しないといけないとなつたときには、やはり安定財源としては消費税が一番ふさわしいであろうというふうと思つ

て今回提案をさせていただきました。ですから、これは相矛盾するものだと私は思っています。

我々自身も、不十分かもしれませんが、しかし、決して仕方を含めて我々が試みたことは無駄ではなかつたし、そのことによつて、逆に言えば自民党も触発されて、党内でたしかそういうことを、行政の無駄を省くような仕方をおやりになられたり、今衆議院の決算の委員会では、委員会でしっかり仕事をやり出したりしてそれを予算に反映し、今もやっていますから、こうした動きが衆議院で出てきたということも、やつぱり民主党政権の交代の一つ要因、要因といえますが、いい方に出てくるんではないかなと私は思っています。

○委員以外の議員(平山誠君) 小宮山大臣、私の場合ですけれど、私の父は二昨年、九十八歳で亡くなりました。様々な年金をいただいて、老後かなり幸せな生活を送り、人生を全うしたと思ひます。

私はそのとき思つたのは、やはり小宮山大臣は、先ほど幼稚園の前でインタビューをさせていただいてというのがありましたけれども、やつぱりこれから子供を産む、要するに今、三歳未満は預けてお母さんも働けるようにしますよ、若しくはシングルファーザーも安心して働けますよというふうなことだと思つておられます。私思つておられます、私の父の場合、私の家庭が裕福だったというところじゃないですよ、たまたま年金をいただいていた、戦争でたまたま違う年金制度があったりしたりしたんですけれども、やはり医療で大変国というか、制度のお世話になりました。しかし、父が亡くなつてたんですけれど、幾ばくかのお金がたんのすの中にあります。

これはやはり、次の時代の子育て世代に迷惑を掛けない、子を産める、子育てが楽にできるといううことは、ある程度お金を持っているお年寄りからいただくという方法をやはり国として強く言

うのも、消費税を上げて子育て世代を苦しめる、また被災地の皆さんを苦しめるということが考えられると思つていますが、その辺はどう思われますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 平山委員には、さっきおっしゃつていただいたように、ディレクターをされていたときにいろいろと一緒に仕事もさせていた、さきまして、ありがとうございます。

おっしゃつておられることはそのとおりだということに思います。例えば、これは野党の方でもそういうお考えをお持ちの方ありますけれど、例えば、自分で財産があれば、リバースモーゲージとかいふような形がございますけど、それをしながら何かできるような仕組みが考えられないかということも今超党派の議論でも話し合われているというふうにも思いますし、それから、御負担いただける方に御負担いただくということは、世代間だけじゃなくて世代内を含めて公平を図っていくということと、そうしたことはいろいろな知恵を出して考えていかなければいけないというふうにも私も思っています。

○委員以外の議員(平山誠君) 是非とも、その強い国の態度という部分も、やはり税なくして国はやつぱりいけないわけですから、やつぱりいたたき方という部分も考えて、やはり未来ある人たちが多く取るよりも、もう卒業近い人たちがから多少に御寄附願うという方法も、態度として決してではないですが、そうしていただけたらと思う。

話は元に戻ります。無駄です。

野田総理大臣は、無駄ということとで定義がなかなか難しいというところもありましたが、やはり無駄をなくすというのが民主党のマニフェストの一丁目一番地であつたわけですから、そのときの無駄というものを実際に考えていただきたいと思います。

例えば、以前文科大臣だつたと。文科省でいえば、まだ五十年もたつてでき上がらない「もんじゅ」。要するに、最初五千億で計画したものが、二兆円掛けてもいまだ動かず。そして、燃料サイ

クルで「もんじゅ」にブルトニウムを提供する六ヶ所村燃料再生工場。やはりこれも、一九九七年に六千億で計画したものが、二兆二千億掛けた今でも稼働していません。そして、今、事故の原因は、フランスからシステムを輸入して、ある一部だけ、ガラス固化剤のところだけつくづくばで研究した日本のシステムを入れました。その部分が動かなくて、二兆二千億掛けて動きません。

これ、無駄じゃないですか、元文科大臣として。

○委員長(高橋千秋君) 平野文部科学大臣。

○委員以外の議員(平山誠君) あつ、ごめんなさい。済みません。

○国務大臣(平野博文君) 今、文科省を担当している平野でございます。

今、平山先生から「もんじゅ」について非常に無駄ではないかと、こういうことを御指摘いただいたわけでございます。

文科省といつたしましても、いろいろな経過の中で、私はやつぱり将来のエネルギー問題を含めて、資源のない国でありますから、そういうことを含めた核燃料サイクルを確立すると、こういう流れの下に今日までやってきたわけでありまして、二兆円と言われましたが、私の聞き及んでる部分でいきますと約一兆円弱と、こういうふうな理解をいたしております。ただ、大変予算が厳しいと、こういう状況の中で徹底的に無駄を省いていこうと、こういう流れの中で二十四年度の予算につきましては、少なくとも安全性を確保する、あるいは最低限の維持管理費のみを計上するところ、こういう中で予算計上をさせていただいたところでございます。

一方、今回の事業を含めて、改めてエネルギーの在り方については今後のエネルギー環境戦略と、こういうことでエネルギーミックスの大枠に依つて対応する、こういうこととさせていただきますので、その会議の結論を得て文科省としては判断を

し対応したいと、かように考えています。

○委員以外の議員(平山誠君) 大臣、大変失礼し

ました。私、川端先生のごが浮かんでいまし
て、川端先生にも「もんじゅ」のことを質問した
ものですから、大変申し訳ございませんでした。
今、先生分かっていませんよ。やっぱり二兆円
掛かっているんですよ。これは、核反応が起きる
かどうかという、「常陽」という「もんじゅ」を
スタートする前の、「もんじゅ」は今五本あるう
ちのこのこなんですよ、まだ。商業炉になるまであ
と二つ造らなきゃいけないんですよ。そのために
動かないんですよ。

だったら、私は毎回言っているんですけど、
も、一九八〇年代の車をどう考えたって、ハイブ
リッドカー、リッター三十キロ、電池とガソリン
で動く車にはならないんですよ。だったら、一回
リセットして、新しい形で未来へ通じる新しいも
のをつくっていくというのを考えないといけない
ですよ。

やはり「常陽」から二兆円掛かっているとい
うことはよく理解しておいていただかないと。
その中で、じゃ、通告していかなくて大変申し訳
ありませんが、もう一つ聞いてよろしいでしょ
うか。

ちよつと長いんですが、原子力発電における使
用燃料……（発言する者あり）大丈夫ですよ、処
理等のための積立金積立て及び管理に関する法
律で御存じですか。

○国務大臣（平野博文君） はい。承知はいたして
おります。

○委員以外の議員（平山誠君） これどういう法案
でしょうか。

○国務大臣（平野博文君） 電力に、それぞれ料金
に一部御負担をいただいで、その部分を加算をし
ているというふうに私は理解しています。

○委員以外の議員（平山誠君） 何のための積立金
ですか。

○国務大臣（平野博文君） 使用済燃料の処理とい
う、こういうふうに理解しています。

○委員以外の議員（平山誠君） 済みません、通告
もなしに。

これは六ヶ所村の再処理工場のための、各家庭
から、一キロワットアワー、東京でいうと二十四
銭ぐらいでしょうか、関西電力でいうと三十四銭
ぐらい、一キロワットアワー、今でもこれ、二〇
〇五年から、使うと、一キロワットアワー、六ヶ
所村のためにお金を取られているんですよ。ただ
し、六ヶ所村、まだでき上がっていないんですよ。
動いてもいないんですよ。そして、これを八
十年間お金を集金しなきゃいけないんですよ。六
ヶ所村、四十兆円のお金を積むためにやっている
んですが、動いていないわけですよ。

今、七年間ぐらいで二兆六千億ぐらいのお金が、
東京電力とか関西電力から集めたものがありま
す。そのお金を使って、もう六ヶ所村はリセッ
ト、そして幾つかのお金を集めて今後のエネル
ギー政策に使うとか、若しくは、消費税を上げず
に、東京電力を使っていてる方、各電力を使っ
てる方に……

○委員長（高橋千秋君） 時間が参りました。おま
とめください。

○委員以外の議員（平山誠君） 原発の廃炉のお金
に使っていただくというようなことを考え、消費
税の増税ということは、是非とも国民生活の安定
のために反対ということで、是非不成立というこ
とでよろしく願います。

○委員長（高橋千秋君） 八案に対する本日の質疑
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時五十二分散会

七月二十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率
アップを行わないことに関する請願（第二〇
五六号）

一、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保
障の充実を求めることに関する請願（第二〇
五七号）
一、消費税増税撤回に関する請願（第二〇五八
号）

一、消費税増税計画中止に関する請願（第二
〇五九号）
一、社会保障の切捨て中止に関する請願（第二
〇六〇号）
一、消費税増税撤回に関する請願（第二〇六一
号）

第二〇五六号 平成二十四年七月十三日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップ
を行わないことに関する請願
請願者 愛知県一宮市大和町毛受字浜田二
五ノ一三 武藤充人 外千七百七十
四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇五七号 平成二十四年七月十三日受理
社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充
実を求めることに関する請願
請願者 愛知県一宮市大和町毛受字浜田二
五ノ一三 武藤充人 外千七百七十
四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二〇五八号 平成二十四年七月十三日受理
消費税増税撤回に関する請願
請願者 愛知県小牧市東新町五二 友松芳
朗 外千名
紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二〇五九号 平成二十四年七月十三日受理
消費税増税計画中止に関する請願
請願者 京都府宇治市折居台四ノ一ノ一二
三 阿部順子 外七百六十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第二〇六〇号 平成二十四年七月十三日受理
社会保障の切捨て中止に関する請願
請願者 京都府宇治市折居台四ノ一ノ一二
三 阿部順子 外七百六十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八一一号と同じである。

第二〇六一号 平成二十四年七月十八日受理
消費税増税撤回に関する請願
請願者 愛知県豊田市泉町二ノ六ノ二 松
森克年 外千名
紹介議員 はたともこ君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

平成二十四年八月十七日印刷

平成二十四年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局